

第10節 主な国際機関の概要

1 国連機関

① 国際連合（UN : United Nations）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年設立。日本は1956年に加盟。本部は米国のニューヨークにあり、事務総長が代表を務める。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、旧ソ連、英国、米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークスにおいて開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲章は、1945年4月から6月にかけて連合50か国の代表がサンフランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印された。さらに同年10月24日、5大国（中国、フランス、ソ連、英国、米国）と他の署名国の過半数が同憲章を批准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持すること、②人民の同権および自決の原則を尊重する諸国間の友好関係を発展させること、ならびに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること、③経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することなどについて国際協力を達成すること、④これらの共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、である。

2. 事業の仕組み

● 機構

国連は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局の6つの主要機関により構成されている。

● 主要機関概要

主要機関の内、総会、安全保障理事会、経済社会理事会の概要は以下のとおり。

(1) 総会

総会は国連の全加盟国によって構成される国連の主要な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題について討議し、安全保障理事会が憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または

事態について遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告することができる。各国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関する勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出席し、かつ投票する構成国の3分の2の多数が必要であるが、その他の問題は出席し、かつ投票する構成国の単純多数決による。

(2) 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持について主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請することや適当と認める解決条件を勧告すること、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、などである。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成される。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続事項の決定には少なくとも9か国の賛成が必要であり、実質事項の決定には少なくとも9か国が賛成し、かつ、常任理事国の反対（拒否権の行使）がないことが必要である。

(3) 経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野について、研究および報告を行い、これらの事項について、総会、加盟国および関係専門機関（国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）等）に勧告し、この勧告を通じて専門機関の活動を調整することを主な任務としている。理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。表決は単純多数決で、各理事国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会等における日本の位置付け

安全保障理事会においては、日本は①1958～1959年、②1966～1967年、③1971～1972年、④1975～1976年、⑤1981～1982年、⑥1987～1988年、⑦1992～1993年、⑧1997～1998年、⑨2005～2006年、⑩2009～2010年に、非常任理事国を務めた。また、2016～2017年の間、全加盟国中最多となる11期目の非常任理事国を務めた。安保理理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごとの輪番で議長国を務めることになっており、日本は2016年7月に議長国を務め、2017年12月に再度議長国を務めた。

経済社会理事会においては、1960年に初めて理事国となって以降、1960年～1965年、1968年～1970年、1972年～1980年、1982年～2017年まで合計18期理事国を務めた。また、2017年の選挙において再選され、2018年～2020年に通算19期目の任期を務める予定。

● 邦人職員

事務局における望ましい職員数の対象となる地理的公平性の原則が適用されるポストに就いている専門職以上の職員数は、全体で3,005名。そのうち、邦人の職員は79名であり、全体の2.63%（2016年12月末現在）である。中満泉国連事務次長（軍縮担当上級代表）ほか活躍している。

● 日本の財政負担

日本は国連の通常予算に対し、2016年2億3,700万ドル、2017年約2億4,400万ドルの分担金を負担。日本の国連通常予算分担率は、2016年および2017年ともそれ

ぞれ9.68%であった。

● 通常分担金*1（上位10か国）

（単位：百万ドル、%）

順位	2016年			2017年		
	国名	分担金額	分担率	国名	分担金額	分担率
1	米国	594.0	22.000	米国	610.8	22.000
2	日本	237.0	9.680	日本	244.2	9.680
3	中国	193.9	7.921	中国	199.8	7.921
4	ドイツ	156.4	6.389	ドイツ	161.1	6.389
5	フランス	119.0	4.859	フランス	122.6	4.859
6	英国	109.3	4.463	英国	112.6	4.463
7	ブラジル	93.6	3.823	ブラジル	96.4	3.823
8	イタリア	91.8	3.748	イタリア	94.5	3.748
9	ロシア	75.6	3.088	ロシア	77.9	3.088
10	カナダ	71.5	2.921	カナダ	73.7	2.921
	その他	761.5	31.108	その他	784.6	31.108
	合計	2,503.6	100	合計	2,578.2	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*1 通常分担金とは、国連憲章第17条の規定により、国連の経費を加盟国が総会の割当てに従って負担が求められている経費。

4. より詳細な情報

● 書籍等

国際連合の基礎知識（国際連合広報局国際連合広報センター監訳）

● ウェブサイト

・国際連合本部：<http://www.un.org>

・駐日国際連合広報センター：<http://www.unic.or.jp>

・外務省国際機関人事センター：<http://www.mofa-irc.go.jp>

② 国連食糧農業機関

(FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年10月16日設立。本部はイタリアのローマにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1943年に開催された連合食糧農業会議で、食料・農業^{注1}に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日、FAO第1回総会開催のための連合国代

表会議が開かれ、連合国34か国の署名により、設立の根拠となるFAO憲章が発効した。2017年7月時点で194か国およびEUが加盟している。

FAOは、世界各国国民の栄養水準・生活水準の向上、食料・農産物の生産と流通の促進、農村住民の生活条件の改善を通じ、世界経済の発展に寄与し、人類を飢餓から解放することを目的として活動している。主な機能は、国際条約等の執行機関としての国際的ルールの策定

注1：ここでいう「農業」は、林業、水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様。

（国際植物防疫条約（IPPC）、FAO/WHO合同食品規格計画（コーデックス委員会）等）、中立的で国際的な協議の場の提供（総会、国際会議の開催等）、世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達（各種統計資料、世界食料農業白書、世界食料情報・早期警報システム（GIEWS）等）、ならびに開発途上国に対する技術助言、技術協力（フィールド・プロジェクトの実施等）である。

2. 事業の仕組み

● 概要

FAOの活動は、10年間の長期的な戦略目標と活動方針を定めた「戦略枠組み」の下、4年間の「中期計画」が策定され、これに基づく2年間の1期とした会計期間ごとの「事業予算計画」を定め、これに沿って実施される。活動の財源は、加盟国の分担金により賄われる通常予算と、各加盟国および国連開発計画（UNDP）資金等による任意拠出金から成る。このうち、通常予算は主として職員の給与、会議の開催、食料・農業に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対する助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、任意拠出金は、主にフィールドレベルの技術協力等に利用されている（一部のフィールド事業は通常予算によって実施される（後述「3. 最近の活動内容」内「主要な事業」を参照））。

● 意思決定機関

FAOの活動・組織・財政に関する意思決定は、加盟国により構成される運営組織において行われる。最高意思決定機関は、全加盟国により構成され、2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間においては、総会で選出された49か国の理事国で構成される理事会が、その執行機関として総会に代わって活動するほか、総会による議決を必要としない事項についての決定等を行う。また、3つの理事会委員会（計画、財政、憲章法務）が理事会に報告を行うほか、4つの技術委員会（農業、林業、水産および商品問題）および5つの地域総会（アジア・太平洋、欧州、ラテンアメリカ・カリブ、近東、アフリカ）が理事会および総会に助言および報告を行う。

● 事業運営

通常予算については、FAO事務局長の提案に基づき総会で承認された「事業予算計画」に沿って、FAO事務局が事業を実施する。一方、任意拠出金については、FAO

事務局が作成した事業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を取り交わした上で拠出され、事業が実施される。事業の実施状況および成果については、定量的な指標・ターゲットを用いてモニタリング・評価され、定期的に加盟国に報告される。

FAO事務局長は、2012年1月に就任し、2015年6月に再選されたジョゼ・グラツィアーノ・ダ・シルバ氏が務めている。

3. 最近の活動内容

● 戦略目標

FAOは、成果に基づく効果的かつ効率的な運営を実現するため、1990年代後半から2000年代にかけて段階的な組織改革に取り組み、その一環として、長期的な戦略枠組みに掲げる戦略目標等に対応した事業予算計画を2010～2011年から導入した。現行の戦略枠組みで掲げられた戦略目標等とこれらの達成に向けた主な取組は以下のとおりである。

- ・戦略目標1：飢餓・食料不安・栄養不良の撲滅への貢献（主な取組：食料安全保障に係る政策・法体制強化への支援や関係者間の連携推進等）
- ・戦略目標2：より生産的で持続可能な農林水産業の実現（主な取組：持続可能な生産手法・技術の普及、世界農業遺産（GIAHS）の推進、気候変動対応型農業の推進、「責任ある漁業のための行動規範」の実施等）
- ・戦略目標3：農村貧困の削減（主な取組：農村組織の強化や小規模生産者への支援、食料安全保障に貢献する社会的保護制度の実施支援等）
- ・戦略目標4：より包摂的で効率的な農業およびフードシステムの実現（主な取組：包摂的で効率的なバリューチェーンの推進、コーデックス委員会・IPPCにおける食品安全・植物検疫措置に関する国際基準の策定、食料の損失・廃棄の削減、責任ある農業投資の推進等）
- ・戦略目標5：脅威・危機に対する生活の強靱性（レジリエンス）の向上（主な取組：農業における防災・減災の主流化や越境性動植物疾病等に関する早期警報システムの普及支援等）
- ・目標6：技術的質、統計および分野横断的課題（気候変動、ジェンダー、ガバナンス、栄養）（主な取組：食料・農業全般に関する統計の整備と能力構築支援、持続可能な開発目標（SDGs）の指標のモニタリング、FAOのガバナンス強化、ジェンダー・栄養の主流化等）

● 事業予算

2016～17年事業予算計画（通常予算）では、10億563.5万ドルの予算が計上され、特に、栄養改善、気候変動への適応、地域事務所等における南南協力と資源動員、社会的保護やジェンダー、統計分野に関する技術的能力、世界農業遺産（GIAHS）等について取組が強化されている。なお、2017年7月の第40回FAO総会において、2016～17年比同予算水準となる2018～19年事業予算計画が承認されている。

また、FAOでは1950年代から飢餓対策として実践的な援助を行ってきており、FAOの全予算の約6割を占める任意拠出金の大部分がフィールドレベルでの農村・農業開発事業等に使用されている。一方、通常予算の中でも、開発途上国の要請に迅速かつ柔軟に対応するため、技術協力事業（TCP）として比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。2016～17年事業予算計画（通常予算）ではTCPに約1億3,800万ドルが計上されている。

4. 日本との関係

● 加盟および日本の位置付け

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認された。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地球規模の課題の一つととらえ、世界ひいては日本の食料安全保障の確保に貢献するFAOの活動に広く協力してきており、資金面においても米国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア・太平洋地域における数少ない先進国であることから、FAOにおける日本の役割は極めて重要なものとなっている。

このような状況の下、日本は、1954年～1961年および1965年以降継続して理事国を務めており、2017年7月のFAO第40回総会において、2018年6月末までの現任期満了以降も引き続き、2021年6月の第42回総会まで理事国となることが決定された。

● 事務局における邦人職員

FAOでは、通常予算から支出されている専門職以上の職員が約1,000名働いており、そのうち、邦人職員は2017年12月末時点で43名（うち幹部職員は9名）であった。幹部職員として三次啓都林業局長他が活躍している。

● 日本の財政負担

2016～17年の分担金総額は約10億563.5万ドルであり、2017年の日本の分担額は、約2,958万ドルおよび約

2,081万ユーロ（2004年より通貨別支払い）となっている。分担率は10.834%となっている。

また、日本は1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行っている。2017年（平成29年）には、以下の事業を実施した。

- ① アフリカ食料安全保障情報整備支援事業
- ② アジアにおけるフードバリューチェーン構築支援事業
- ③ SPS（Sanitary and Phytosanitary：食品安全、動物衛生や植物防疫）関連総合対策プロジェクト
- ④ 越境性感染症国際監視強化事業
- ⑤ 世界農業遺産（GIAHS）活動向上支援事業
- ⑥ 開発途上国における世界農業遺産（GIAHS）人材育成事業
- ⑦ 持続的漁業の実現フォローアップ事業
- ⑧ 食品事業者等による栄養改善の国際展開推進事業
- ⑨ 途上国の農地土壌にかかる気候変動対策支援事業
- ⑩ 国際的森林吸収機能強化推進事業
- ⑪ 国内連帯を活用した『セーブ・アンド・グロウ』農業モデル推進事業

さらに、日本はFAOとの連携により、開発途上国における農村・農業開発のための無償資金協力事業や、害虫対策のための支援として緊急無償資金協力を実施している。

● 分担金（上位10か国）

（単位：百万ドル、%）

順位	2016年			2017年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	111.6	22.0	米国	111.6	22.0
2	日本	55.0	10.8	日本	55.0	10.8
3	ドイツ	36.2	7.1	ドイツ	36.2	7.1
4	フランス	28.4	5.6	フランス	28.4	5.6
5	英国	26.3	5.2	英国	26.3	5.2
6	中国	26.1	5.1	中国	26.1	5.1
7	イタリア	22.6	4.4	イタリア	22.6	4.4
8	カナダ	15.1	3.0	カナダ	15.1	3.0
9	スペイン	15.1	3.0	スペイン	15.1	3.0
10	ブラジル	14.9	2.9	ブラジル	14.9	2.9
	合計	507.4	100	合計	507.4	100

（注）

- ・合計はその他の国を含む。
- ・分担金とは、国際機関等の設立条約等により加盟国等が定められた額を義務的に支出するもの。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● 書籍等

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物

以外にFAOのウェブサイトでも情報提供されている。

● ウェブサイト

- ・ 国連食糧農業機関（FAO）本部：<http://www.fao.org>
- ・ FAO駐日連絡事務所：<http://www.fao.org/japan/jp>

③ 国連世界食糧計画（WFP：World Food Programme）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1961年設立。本部はイタリアのローマにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1961年の第16回国連総会決議1714（XVI）および第11回国連食糧農業機関（FAO）総会決議1/61により、多数国間食糧援助に関する国連およびFAOの共同計画として1963年に発足。

国連世界食糧計画（WFP）は、国連唯一の食料支援機関であると同時に、世界最大の人道支援機関であり、世界の飢餓撲滅を使命として活動している。紛争等の人為的災害、あるいは干ばつや洪水等の自然災害に起因する難民、国内避難民、被災者等に対する緊急食糧援助を行う。さらに、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行う。

2. 事業の仕組み

● 概要

①緊急食糧援助、②中期救済復興援助、③開発事業（農村、人的資源開発）等において主として食料を通じて援助を実施している。

● 審査・決定プロセス

上記①に関しては、迅速な対応を要するため、事務局長の承認により援助計画が確定される（食料価格が300万ドルを超える場合にはFAO事務局長の承認も必要となる）。また、②、③の分野に関しては、事務局で作成した援助計画案を執行理事会において審査・承認を行う。

● 実施の仕組み

各援助計画に基づき、食料の調達、海上輸送、陸上輸送を行い、現地政府・地方自治体、NGO等の協力を得て、食料の配給を行う。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2016年のWFPによる食料支援の活動規模は約55億ドルであり、世界82か国約8,200万人の人々に約350万トンの食料配布等の支援を実施した。2017年11月現在、99か国に432事務所（リエゾン事務所含む）を有している。

● 地域別実績

（単位：百万ドル）

地域	2015年	2016年
サブサハラ・アフリカ	2,500.5	2,673.8
アジア	558.0	446.6
中南米・カリブ諸国	115.1	166.0
中東・北アフリカ	1,296.9	1,636.3
欧州・CIS諸国	50.8	44.9
その他	112.2	114.6
合計	4,633.5	5,082.2

出典：WFP事務局資料

● 分野別実績

（単位：百万ドル）

分野	2015年	2016年
開発援助	300.3	303.0
中期救済復興援助	1,918.1	2,104.9
緊急援助	1,772.8	2,069.0
その他	642.3	605.4
合計	4,633.5	5,082.2

出典：WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

国連経済社会理事会またはFAO理事会より選出された36か国より成る「執行理事会」（Executive Board）の下で、援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決定、事務局予算の承認が行われる。日本はWFP発足以来理事国として参加している。

● 邦人職員（邦人職員の全体に占める割合および幹部職員）

2017年10月末時点で、WFPの職員数16,211名（うち国際専門職は1,466名）のうち、邦人職員は76名（うち国際専門職は46名）であり、ローマの本部および各国・地域事務所において活躍している（また、JPO〈Junior Professional Officer〉が7名勤務）。

● 財政負担（各国比較等、過去2年間暦年ベース）

日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきた。WFPの活動を高く評価しており、拠出額は2015年では1億9,677万ドル（全体の3.9%）、2016年では2億713万ドル（全体の3.5%）で、ともに第6位であった。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	2,015.5	39.9	米国	2,018.0	35.1
2	英国	456.8	9.0	EC	894.7	15.1
3	ドイツ	329.2	6.5	ドイツ	884.6	14.9
4	カナダ	261.6	5.2	英国	356.0	6.0
5	EC	250.3	5.0	カナダ	211.0	3.6
6	日本	196.8	3.9	日本	207.1	3.5
7	国連	159.9	3.2	国連	129.1	2.2
8	サウジアラビア	151.6	3.0	スウェーデン	122.0	2.1
9	オランダ	101.5	2.0	マラウイ	112.1	1.9
10	ノルウェー	96.5	1.9	オーストラリア	83.4	1.4
	合計	5,057.4	100	合計	5,925.1	100

出典：WFP事務局資料

（注）

- ・合計は、その他の拠出国・機関等を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、使途不特定の拠出をいい、ノンコア拠出とは、使途限定の拠出をいう。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

援助の現場レベルで日本のNGO等との事業連携や、JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「年次報告（Annual Report）」（英語）

WFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事務局が発行（非売品、ウェブサイトにも掲載あり）。

- ・「国連WFP協会（JAWFP）ニュースレター」（日本語）
日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFPの活動について紹介するニュースレター（4ページ、WFPと国連WFP協会事務局の共同発行）。

連絡先：WFP日本事務所 TEL：045-221-2510

● ウェブサイト

- ・WFP本部（ローマ）：<http://www.wfp.org>

- ・WFP日本事務所：<http://www.wfp.or.jp>

上記ウェブサイトからWFPおよび国連WFP協会のニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

④ 国連教育科学文化機関
(UNESCO : United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年11月設立。本部はフランスのパリにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章（1946年11月発効）に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立された。1946年12月には、

国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。日本は1951年7月に加盟した。

国連教育科学文化機関（UNESCO）の目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権および基本的自由を尊重するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を実現することによって、平和および安全に貢献するこ

と」と定められている。

2. 事業の仕組み

● 概要

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

● 活動資金

活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2016～2017年（1会計年度は暦年2年間）の通常予算（加盟国の分担金）は6億6,700万ドル、予算外資金（加盟国からの任意拠出金等）は約3億9,201万ドル（2016年:UNESCO調べ）である。

● 審査・決定プロセス

年に2回開催される執行委員会（58か国で構成）で、次期総会（総会は2年に1度開催）に提出される事務局作成の政策・事業・予算計画案等を審議、総会でその政策・事業・予算計画案等を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

4年の任期で選出される事務局長の監督の下で、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCOの活動は加盟各国の国内委員会、多数のNGO、学術機関等国際的民間団体、民間のパートナー等によっても支えられている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014～2021年までの中期戦略において、平和と公平で持続可能な開発という二つの包括目標の下、9つの戦略目標（①万人のための質の高い包括的な生涯学習を促進する教育制度開発の支援、②学習者の創造性およびグローバル市民としての責任の強化、③万人のための教育（EFA：Education for All）の促進と将来の国際教育アジェンダの形成、④科学技術とイノベーションの制度および政策の強化、⑤持続可能な開発への重要な課題に対する国際的な科学協力の促進、⑥包括的社会開発の支援・文化の関係改善のための文化間対話の振興および倫理原則の推進、⑦遺産の保護・促進および伝達、⑧創造性の涵養及び文化的表現の多様性、⑨表現の自由・メディア開発および情報・知識へのアクセスの促進）を設定。

2014～2021年の通常予算のうち事業実施に割り当て

られている額は約4億7,337万ドルである。

● 地域別実績

2014～2021年中期戦略においては、引き続きジェンダーバランスとアフリカを二大優先分野としており、地域としてはアフリカに重点を置いている。

● 主要な事業

2016～2017年事業予算の分野別の内訳は、教育分野に29.8%、自然科学分野に16.1%、社会人文分野に9.1%、文化分野に13%、情報コミュニケーション分野に8.2%となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNESCO加盟翌年の1952年以来継続して執行委員国を務めており、UNESCOの予算、事業内容の策定過程および管理運営に直接関与してきている。

● 邦人職員

2016年12月末現在、事務局職員数2,154名（うち専門職以上は1,041名）のうち、邦人職員は51名（うち専門職以上は47名）で、全体の約2.37%を占める。1999年11月に第8代事務局長に就任した松浦晃一郎氏は、2005年10月に再選され、2009年11月に任期満了で退任した。

● 日本の財政負担

2016年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は9.679%であり、2016年は分担金として約3,160万ドルを負担。分担金拠出額第1位は米国（ただし2011年以降未払い）、第3位は中国。

● 主要分担国一覧

(単位:千ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	71,830	22.0	米国	71,830	22.0
2	日本	35,373	10.8	日本	31,602	9.7
3	ドイツ	23,319	7.1	中国	25,859	7.9
4	フランス	18,261	5.6	ドイツ	20,860	6.4
5	英国	16,909	5.2	フランス	15,865	4.9
6	中国	16,808	5.1	英国	14,572	4.5
7	イタリア	14,523	4.4	ブラジル	12,482	3.8
8	カナダ	9,743	3.0	イタリア	12,273	3.7
9	スペイン	9,707	3.0	ロシア	10,082	3.1
10	ブラジル	9,580	2.9	カナダ	9,537	2.9
	合計	326,500	100	合計	326,500	100

(注)

- ・合計は、その他の国を含む。
- ・UNESCOの会計年度は1期間が2年であるため、2015年、2016年の各分担金は、それぞれ2014~2015年(2か年)および2016~2017年(2か年)の分担金総額を、2で割ったもの。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・分担金とは、国際機関等の設立条約等により加盟国等が定められた額を義務的に支出するもの。
- ・数値については、UNESCO ANNUAL REPORT (2015/2016) を参照。

● 日本の協力の分野別主要例

(1) 教育分野

・アジア太平洋地域教育協力

万人のための教育(EFA)の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発を目的とした人材養成セミナー等を実施するための「アジア・太平洋地域教育協力信託基金」に3,000万円拠出(2016年度)。

・持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)

「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESDE)」の終了に際し、2014年にUNESCOと日本の共催で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」において、DESDEの後継プログラムとして、「政策的支援」、「教育者」等を優先行動分野とするESDグローバル・アクション・プログラム(GAP)が正式発表された。これを受け、GAPの優先行動分野に基づきESDに関する事業を実施するための「ESDグローバル・アクション・プログラム(GAP)信託基金」を新設し、1億2,600万円を拠出(2016年度)。

・アフガニスタンにおいて、2008年以降、UNESCOを通じてアフガニスタン国内18県の60万人の非識字者を対象に識字教育事業を実施(2017年時点で総

額32億8,300万円)。加えて、「警察識字能力強化計画」実施のため、2011年6月以降現在(2017年)まで継続しており、UNESCOに対し2億4,900万円の無償資金協力を行った。

(2) 科学分野

・自然・社会科学事業

UNESCOの科学事業や日本がこれまでアジア・太平洋地域で実施してきた科学分野での活動の成果を踏まえ、地球規模課題解決の基礎となる事業を実施すべく、「ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業信託基金」に3,000万円拠出(2016年度)。なお、域内国とユネスコ政府間海洋学委員会(ユネスコIOC)を中心としてインド洋津波警戒減災システム(IOTWS)構築が進められ、日本としても、専門家を派遣するなど、技術面で協力を行った。

・世界の水問題への取組

UNESCOでは、「国際水文学計画(IHP)」を通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にUNESCOとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワークを推進している。

(3) 文化分野(文化遺産保存事業)

・有形文化遺産保護

人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するため、1989年に「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2016年度末まで累計6,864万ドルを拠出、世界的にも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタンのバーミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。2016年度は104万ドルを拠出。

・無形文化遺産保護

伝統的音楽、舞踊、演劇、伝統工芸、口承文芸等の各国に伝わる無形文化遺産を保存・振興し、次世代に継承するため、1993年に「ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金」を設立し、2016年度末までに累計約1,644万ドルを拠出している。2016年度は約23万ドルを拠出。

(4) その他(人材育成等)

UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業への協力、万人のための教育(EFA)目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標(MDGs)の実現を目的とした活動等を支援するために、2000年に「ユ

ネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2016年度末までに累計約5,906万ドルを拠出した。2016年度は約32万ドルを拠出した。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、従来UNESCO総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニケーションの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、UNESCOに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、UNESCOに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。たとえば、文化遺産の保護の分野では、アンコール遺跡（カンボジア）、

タンロン遺跡（ベトナム）等に関し日本信託基金を通じた保存修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上げている。

さらに、UNESCOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトを実施しており、2016年末までに累計16件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・ UNESCO : <http://www.unesco.org>
(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語・アラビア語)
- ・ 日本ユネスコ協会連盟 : <http://www.unesco.jp>
(日本語・英語)
- ・ ユネスコ・アジア文化センター :
<http://www.accu.or.jp> (日本語・英語)

⑤ 国連工業開発機関 (UNIDO : United Nations Industrial Development Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1967年設立。本部はオーストリアのウィーンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として設立された。

1985年、国連工業開発機関（UNIDO）憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、国連の第16番目の専門機関として独立。ウィーンに本部を置き、世界34か国に地域事務所、3都市に連絡事務所、19か国にUNIDOデスク、8か国9都市に投資・技術移転促進事務所を設置している。

● 目的

- ・ 経済に関する新たな国際秩序の確立に貢献するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ること。
- ・ 世界的、地域的および国家的規模にて工業開発および工業協力を推進すること。

(UNIDO憲章第1条)

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国における持続可能な産業開発を促進するために、2年に1度開催されるUNIDO総会で決定される方針に基づき、技術協力、政策提言、規格制定、知識移転を主とした活動を実施している。その活動資金の多くは、地球環境ファシリティ（GEF）やモントリオール基金^(注1)等から供与される資金、工業開発基金（IDF）^(注2)や信託基金に対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2016年実績は約2億1,000万ドル。

事務局の行政経費（人件費、地域事務所運営費、会議開催費等）は、加盟国の分担金に基づく通常予算によって賄われており、2016年実績は約6,821万ユーロ。

● 審査・決定プロセス

開発途上国との協議を通じて開発ニーズを把握した上で国別の全体的なプログラムを策定し、これに基づき被援助国政府および加盟国等との協議を踏まえて、具体的なプロジェクトを確定している。

注1：開発途上国のフロン規制措置実施の支援のための国際基金

注2：UNIDO内部にある、各国政府や国際機関、NGOからの任意拠出を受け入れる基金。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部においてプロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行権限が付与される。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNIDOが従前より提唱してきた「包括的かつ持続可能な産業開発 (ISID) の概念が、同機関の積極的な働きかけの結果、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進」に反映された。同分野に関するSDGs実施フォローを目的として、2015年末にUNIDOは産業開発報告書2016年を作成した。2016年はSDGsフォローアップのためのHLPF (High-Level Political Forum) に産業関連のインプットをしたほか、事務局長が世界人道サミット、TICAD VI、G20等の国際会議に出席するなど積極的に貢献している。

● 地域別実績

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

(単位:百万ドル)

地域	2016年
アジア・太平洋 (アラブ諸国除く)	79.3
アラブ諸国	29
アフリカ (アラブ諸国除く)	38.5
中南米	15
欧州・中央アジア諸国	16.8
グローバル・地域間	31.4
合計	210

出典: 2016年UNIDO年次報告書

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分野	2016年
生産的活動を通じた貧困削減	29
経済競争力強化	33.8
環境	140.6
その他	6.7
合計	210

出典: 2016年UNIDO年次報告書

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、発足以来、工業開発理事会 (IDB) のメン

バーを務め、専門機関化後もIDBおよび計画予算委員会 (PBC) のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参加協力してきた。1996年に米国が脱退した後は、最大の分担金拠出国となっている。

● 邦人職員

UNIDOの職員数638名 (うち専門職以上は247名) のうち、邦人職員は14名 (うち専門職員以上は12名) (2016年末時点) である。

● 日本の財政負担

分担金: 2016年約1,236万ユーロ

(分担率18.1%、第1位)

任意拠出金 (工業開発基金 <IDF>): 2016年7,439千ドル

● 主要分担国一覧

(単位:千ユーロ、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	日本	12,714	17.7	日本	12,359	18.1
2	ドイツ	8,380	11.7	ドイツ	8,151	12.0
3	中国	6,044	8.4	中国	5,873	8.6
4	イタリア	5,218	7.3	イタリア	5,075	7.4
5	スペイン	3,486	4.9	スペイン	3,390	5.0
6	ロシア	2,861	4.0	ロシア	2,783	4.0
7	韓国	2,343	3.3	韓国	2,278	3.3
8	メキシコ	2,163	3.0	メキシコ	2,101	3.1
9	オランダ	1,941	2.7	オランダ	1,889	2.8
10	トルコ	1,560	2.2	トルコ	1,514	2.2
	合計	71,872	100	合計	68,208	100

(注)

・上記分担額合計には、その他の国の分担額も含む。
 ・分担金とは、国際機関等の設立条約等により加盟国等が定められた額を義務的に支出するもの。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

日本は主として、日本から開発途上国への投資促進を目的に工業開発基金に対する拠出を行なっている。UNIDO東京投資・技術移転促進事務所 (ITPO) は、上記拠出金により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、開発途上国の投資促進ミッションの招聘、セミナーの開催等を実施している。

● 日本の政府開発援助 (ODA) との協調実績

UNIDOは、日本政府もODAとして出資する「人間の安全保障基金」を用いたプロジェクト実施に力を入れており、過去10年にわたり、15か国を超える国においてプロジェクトを実施した。

5. より詳細な情報

● 書籍

- ・「Annual Report」（UNIDO編）
国連工業開発機関の年間活動内容、財政状況等を取り

まとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・国連工業開発機関（UNIDO）本部：
<http://www.unido.org>

⑥ 国連児童基金（UNICEF : United Nations Children's Fund）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年設立。本部は米国のニューヨークにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1946年第1回国連総会決議（決議57（I））により、戦争で被害を受けた児童を救済するための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議（決議802（VIII））により経済社会理事会の常設的下部機構となった。

設立の目的は、当初は第二次世界大戦によって荒廃した欧州地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ごろからは開発途上国や被災地の児童等に対する長期的援助に重点が移っている。1965年にはノーベル平和賞を受賞。

日本の資金協力は1950年代以降行われている。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国の主に子どもを対象に保健、水・衛生、栄養改善、教育等に関する中長期的な開発援助、自然災害や武力紛争等の際の緊急人道支援活動等を行っている。2016年の総収入は約48億8,400万ドルで、総支出額は約52億7,000万ドル。このうち約50億9,400万ドルが現地での事業本体の支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会（執行理事国36か国により構成）において、中期事業計画、国別プログラム、行財政問題等を審議、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、他の国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会等で審議・決定された国別プログラムにのっとり事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

サブサハラ・アフリカ地域での自然災害や武力紛争に対応するため、近年同地域での事業割合が5割以上を占める。また、シリア人道危機への対応を含む中東・北アフリカ地域での事業割合が、2016年は21.4%を占め、日本もUNICEFを通じて両地域への支援を実施している。

すべての活動分野においてジェンダー平等・女性のエンパワメントを推進。男子と比べ社会的弱者となりやすい女子への支援（教育支援、水・衛生支援等）や、子どもを守り、育てる母親への支援（妊産婦・母子保健支援等）を重視している。

● 地域別実績

（単位：百万ドル）

地域	2016年	割合（%）
サブサハラ・アフリカ	2,686	50.8
アジア	860	16.9
中東・北アフリカ	1,089	21.4
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	141	2.8
中・東欧・NIS諸国	203	4.9
他（複数地域にまたがる事業）	215	4.2
合計	5,094	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

（単位：百万ドル）

分野	2016年	割合（%）
健康	1,388	27.2
教育	1,095	21.5
水・衛生	948	18.6
子どもの保護	608	11.9
栄養	623	12.2
社会的包摂	333	6.5
HIV/AIDS	100	2.0
合計	5,094	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、重要なパートナーの一つであるUNICEFが果たす役割に鑑み、従来からその活動を積極的に支援してきており、可能な限りの資金協力を行うとともに、執行理事会のメンバーとして長年にわたり、その政策決定に参画してきた。日本の2016年の拠出額は第7位であり、日本政府の意向は執行理事会の審議・決定等に反映されている。

● 邦人職員

2017年11月現在、UNICEF職員数13,472名（うち国際専門職以上は3,764名）のうち、邦人職員数は110名（うち国際専門職以上は79名）（2017年）である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本のUNICEFに対する2016年の拠出額は約1億9,400万ドルで、各国政府によるUNICEFへの拠出額全体の6.2%を占める。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	867.7	28.7	米国	658.6	21.1
2	英国	512.1	16.9	英国	400.6	12.8
3	EC	283.3	9.4	EC	293.0	9.4
4	ドイツ	222.0	7.3	ドイツ	226.2	7.3
5	スウェーデン	173.8	5.7	スウェーデン	223.9	7.3
6	ノルウェー	160.5	5.3	ノルウェー	206.6	6.6
7	日本	160.5	5.3	日本	194.0	6.2
8	カナダ	154.5	5.1	カナダ	148.8	4.8
9	オランダ	131.4	4.3	オランダ	131.6	4.2
10	デンマーク	46.5	1.5	デンマーク	39.7	1.3
	合計	3,022.8	100	合計	3,119.3	100

（注）

- ・合計は、その他の拠出国・機関等を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、使途不特定の拠出をいい、ノンコア拠出とは、使途限定の拠出をいう。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

UNICEFは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2016年12月末までに累計81件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「ユニセフ年次報告」（日本語版）

● ウェブサイト

- ・UNICEF東京事務所：<http://www.unicef.org/tokyo/jp>
- ・日本ユニセフ協会：<http://www.unicef.or.jp>

⑦ 国連難民高等弁務官事務所

(UNHCR : United Nations High Commissioner for Refugees)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1951年1月1日設立。本部はスイスのジュネーブにあり、国連難民高等弁務官が代表を務める。

● 経緯・目的

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、1949年第4回国連総会決議によって設置が決定された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会への同化（第三国定住、現地定住）を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時に

は難民に対して法的、物的両面での保護・支援を与える。また、難民の保護のため、国際条約（1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等）の締結および国際条約の批准（加入）の促進等を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概要

(1) 対象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍

もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自発的帰還に対する支援を提供すること（総会決議40/118）、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと（総会決議48/116）とされている。

(2) 内容

具体的には、難民等に対する水、食料、住居等の提供や国際的保護の付与のほか、自発的な帰還、受入国における定住、または第三国における定住を図ることにある。また、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● 審査・決定プロセス

規程に基づき、執行委員会（例年10月、ジュネーブで開催）が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同委員会は、難民受入国および援助国を中心に構成されている（2017年時点101か国）。また、執行委員会の下部組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRが行う難民の保護、地域情勢、財政問題等を議論している。

● 実施の仕組み

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、他の国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体（Implementing Partners）としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

● 概要

2016年のUNHCRの活動規模は、約33億ドルとなっている。2016年末時点で128か国、470か所の事務所を拠点に10,000名以上の職員が難民、国内避難民等への支援活動を行っている。UNHCRが発表している難民を含むUNHCRの支援対象者数は、2016年末時点で約6,560万人となっている。

● 地域別実績（年次予算）

（単位：百万ドル、%）

地域	2016年	構成比
アジア・太平洋	375.6	9.5
サブサハラ・アフリカ	1,193.5	30.1
中東・北アフリカ	1,310.4	33.1
欧州	448.5	11.3
米州	73.1	1.8
グローバル・オペレーション*1	337.5	8.5
本部関係	221.5	5.6
その他	6.6	0.2
合計	3,967.0	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*1 複数地域にまたがるもの。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、過去15年以上にわたり上位の援助国としての財政的貢献を行うとともに、1979年以降、UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会（101か国から構成）のメンバーになっている。

● 邦人職員

UNHCRの全職員数は10,828名、その内国際専門職以上は2,547名。邦人の国際専門職以上の職員数は58名（国際専門職員全体の約2.3%、2017年9月時点）である。

● 日本の財政負担

日本からは、1967年以降積極的に資金協力を行っており、2015年は約1.73億ドル、2016年は約1.64億ドルを拠出した（国別では第5位）。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	1,352.4	40.2	米国	1,513.8	39.9
2	英国	262.2	7.8	EU	362.5	9.5
3	EU	191.5	5.7	ドイツ	360.1	9.5
4	日本	173.5	5.1	英国	222.1	5.8
5	ドイツ	142.8	4.2	日本	164.7	4.3
6	クウェート	121.9	3.6	スウェーデン	138.8	3.6
7	スウェーデン	110.5	3.2	ノルウェー	118.5	3.1
8	ノルウェー	88.4	2.6	カナダ	116.3	3.1
9	デンマーク	73.1	2.2	デンマーク	60.3	1.6
10	オランダ	71.9	2.1	オランダ	59.5	1.6
	合計	3,361.0	100	合計	3,797.0	100

出典: UNHCR作成資料

(注)

- ・合計は、その他の拠出国・機関等を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、使途不特定の拠出をいい、ノンコア拠出とは、使途限定の拠出をいう。

⑧ 国連人口基金 (UNFPA : United Nations Population Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1967年6月、国連事務総長の下に信託基金として設置。日本は1971年以来、資金協力を行っている。本部は米国のニューヨークにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯

国連システム下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年、「国連人口活動基金」(UNFPA : United Nations Fund for Population Activities) と改称。1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金 (United Nations Population Fund)」に改称。

● 目的

UNFPAは、人口統計データを用いて、開発途上国のニーズを調査・予想を可能にし、開発目標到達までの道のりと進捗を把握するための支援を行っている。さらに、技術面での指導・訓練・サポートを通して開発途上国パートナーのデータ収集・分析・研究などの能力強化を図っている。

また女性と若い人々の性と生殖に関する健康・権利が開発の中心に位置付けられるように、主に以下の3つの活動を行っている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「The Global Appeal」

UNHCRの年間活動計画の概要についてとりまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のウェブサイト（下記）にて参照可能。

・「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のウェブサイト（下記）にて参照可能。

● ウェブサイト

・国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 本部 :

<http://www.unhcr.org/>

(英語 : 情報量が日本語ウェブサイトより多い)

・UNHCR駐日事務所 : <http://www.unhcr.or.jp> (日本語)

・すべての妊娠が望まれるものであること

女性が意図しない妊娠を避け、自身が望み、責任を持って育てられる数の子どもを産めるようにするために、家族計画を実行し、効果的な避妊薬（具）を入手できるようにする。

・すべての出産が安全であること

貧富の格差、住んでいる場所にかかわらず、また自然災害や紛争・戦時下でも、家族計画を実施でき、専門家の立ち会いの下に出産が行われ、緊急産科ケアを受けられるようにし、妊産婦死亡率を低減する。

・すべての若者の可能性が満たされること

開発途上国人口の半数以上を占める若者の権利を守り、性と生殖に関する情報・サービスをはじめ、自らの潜在能力を発揮できる知識とスキルを得られるようにする。特に少女の強制的な結婚・児童婚・ジェンダーに基づく暴力、女性性器切除等を廃絶し、教育を続けられるようにする。

2. 事業の仕組み

● 概要

被援助国である開発途上国の要望に応じ、開発途上国政府およびNGOを通じて援助を実施している。国連加盟各国からの資金拠出を主な財源とし、ほかに財団やト

ラスト（公益信託）、企業や個人からの寄付、利子収入などによって支えられている。2016年の国連人口基金の収入は約8億5,950万ドルで、そのうちコア拠出金総額は約3億9,910万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込み額をもとに、事業の4、5年計画を策定し国別援助額を定め、世界中の約150か所にあるカントリー・オフィスが中心となり、国連開発援助枠組み（UNDAF）の下に国別プログラムを策定する。この国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会にて審議・承認される。被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトが確定され、必要があれば執行理事国の意見を踏まえて改訂される。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAは事業を開発途上国のパートナー（政府、NGO等）に委託して、技術支援をしながら事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概要

1994年カイロで行われた国際人口開発会議（ICPD）で採択された行動計画（PoA）および持続可能な開発目標（SDGs、特に第3、5目標）に基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV/エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）の推進を重要目標に掲げ、人口と開発、そして、ジェンダーの平等・女性のエンパワーメントに関する政策提言（アドボカシー）に重点を置いて援助を行っている。ICPD開催から20年の節目となった2014年、「ICPD Beyond 2014（ICPDから20年：2014年以降の展望）」を冠した関連行事が行われた。

また、2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）の策定に際し、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント、性と生殖に関する健康・権利、の重要性を主張し、これらがSDGsに含まれることに貢献した。

● 地域別実績

UNFPAはプログラムへの投資として、性と生殖に関する健康・権利、女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等、人口政策に重点を置き、思春期の少女・若者や女性を中心としているため、主にアフリカおよびアジア・太平洋地域への援助にその資金が充てられている。

（単位：百万ドル、％）

地域	2016年	構成比
東・南部アフリカ	198.1	21.9
西・中部アフリカ	157.2	17.5
アラブ諸国	123.6	13.7
東欧・中央アジア	36.5	4.1
アジア・太平洋	139.2	15.5
ラテンアメリカ・カリブ諸国	51.9	5.8
地球規模の活動	192.8	21.4
その他	1.0	0.1
合計	900.3	100

（出典：UNFPA Annual Report 2016）

● 目的別実績

2016年のUNFPAの目的別事業実績は支出額ベースで以下の通り。

（単位：百万ドル、％）

目的	金額	構成比
総合的な性と生殖に関する健康若者	471.1	52.3
ジェンダーの平等と権利	69.0	7.7
開発のためのデータ	108.9	12.1
組織の効率と有効性	90.0	10.0
	161.3	17.9
合計	900.3	100

（出典：UNFPA Annual Report 2016）

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性に鑑み、UNFPAの活動に積極的に貢献してきた。これまで数度にわたり、最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めてきている。

● 邦人職員

2017年9月時点で、職員数は全体で約2,700名。そのうち国際専門職以上の邦人職員は14名となっている（その他、JPOが3名勤務）。

● 日本の財政負担

拠出金の国別順位においては1986年から1999年まで第1位、2000年から2004年までは第2位、2005年は第4位、2010年には第9位にまで下がったが、2011年から2013年までは第8位となった。コア拠出金額は、2012年以降約2,000万ドルで推移。2016年のUNFPAに対するコアおよびノンコア拠出金総額（約8.5億ドル）に占める拠出率は、4.3%（第7位）となっている。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	英国	199.3	20.4	英国	141.2	16.7
2	スウェーデン	89.5	9.1	スウェーデン	76.7	9.1
3	米国	75.8	7.7	米国	63.2	7.5
4	カナダ	69.9	7.1	カナダ	53.9	6.4
5	ノルウェー	59.8	6.1	ノルウェー	53.0	6.3
6	デンマーク	46.5	4.8	オランダ	39.1	4.6
7	オランダ	44.5	4.5	日本	36.3	4.3
8	フィンランド	38.0	3.9	デンマーク	33.8	4.0
9	日本	33.5	3.4	スイス	31.8	3.8
10	ドイツ	21.3	2.2	フィンランド	25.4	3.0
	合計	979.5	100	合計	847.7	100

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・合計は、その他の拠出国を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。国以外の主体は順位に含めていない。
- ・コア拠出とは、使途不特定の拠出をいい、ノンコア拠出とは、使途限定の拠出をいう。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出

2000年、UNFPAと日本政府の合意の下に日本信託基金（JTF、「インターカントリーなNGO支援信託基金」）が設けられ、多数の国にまたがった、または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動に資金を提供している。2016年には、G7伊勢志摩サミットに向けた世界人口開発議員会議（於：東京）の開催を支援した。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間で「マルチ・バイ協力」を結び、1995年以来、同協力を22か国（2012年度まで総額約20億円相当）において実施してきている。また、UNFPAは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトの実施に力を入れており、2016年12月まで累計56件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「世界人口白書」（UNFPA編・発行、日本語版制作 ジョイセフ）

世界の人口分野の問題の動向と人口指標などをとりまとめている。例年秋に発行。

英語と日本語版はUNFPA東京事務所ウェブサイトより入手可能。日本語版印刷物は（公財）家族計画国際協力財団（ジョイセフ）で入手可。

- ・「UNFPA Annual Report」（UNFPA編・発行）

UNFPAの年間活動内容、財政状況などをとりまとめている。入手方法はUNFPA東京事務所ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・UNFPA本部：<http://www.unfpa.org>
- ・UNFPA東京事務所：<http://www.unfpa.or.jp>（日本語）

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関

(UNRWA : United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1949年12月設立。1950年から活動を開始。2016年の総会で活動期間が更新され、現在の活動期間は2020年6月30日まで。本部はパレスチナのガザとヨルダンのアンマンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。この戦争の結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ人約75万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレ

スチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関（UNRPR : United Nations Relief for Palestine Refugees）の調整により、民間の手によって行われていた。しかし、問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まり、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）が成立した。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別事業計画があり、教育・職業訓練、医療・保健、および救済・福祉等のサービス提供を行っている。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員（教員、医師、フィールド・ワーカー等）および国際職員約3万人により事業が運営されており、前述の事業の内容は、日本もメンバーであるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 最近の活動内容

● 概要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区およびガザ地区に住むパレスチナ難民約587万人に対し、通常計画として教育・職業訓練、医療・保健、救済・福祉等を下記のとおり直接実施している。なお、2017年の事業予算は約7.6億ドルであった。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入国だけでなくヨルダン川西岸地区およびガザ地区においても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、パレスチナ難民の子弟に対して初等・中等教育および職業訓練を提供することは、UNRWAの重要な課題である。UNRWAが運営する初等・中等学校702校において生徒約52万人に対する初等・中等教育、また、職業訓練所8か所において職業訓練を行っている。なお、これらの教育を行うために、教育スタッフとして約2万2,000人が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター143か所において、医療サービスを受けることができる。UNRWAは歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、年間約2万4,000件の診察を実施している。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障害者等の生活困窮状態にあるパレスチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営を司る委員会としては、国連総会の決議により設置された諮問委員会（英国、米国、フランス、日本等のドナー国とヨルダン、シリア、レバノンの難民受入国の計26か国から構成、パレスチナ解放

機構〈PLO〉はオブザーバーとして参加）、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会（英国、米国、フランス、日本、レバノン等）がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

2017年12月現在、UNRWAの全職員数は31,143名、そのうち国際職員は240名。邦人職員は、4名が在籍。

● 日本の支援

日本は1953年から拠出を行っており、2016年には約4,450万ドルを拠出した。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	380.5	30.5	米国	368.4	30.5
2	EU	136.7	10.9	EU	154.5	12.8
3	英国	99.6	7.9	サウジアラビア	148.0	12.2
4	サウジアラビア	96.0	7.7	ドイツ	73.6	6.1
5	ドイツ	91.7	7.4	英国	73.2	6.1
6	スウェーデン	45.4	3.6	スウェーデン	58.2	4.8
7	イスラム開発銀行 (IDB)	40.0	3.2	日本	44.5	3.7
8	日本	39.4	3.2	スイス	27.7	2.3
9	クウェート	32.0	2.5	ノルウェー	24.8	2.0
10	ノルウェー	28.6	2.3	オランダ	21.7	1.8
	合計	1,246.8	100	合計	1,209.0	100

（注）

- ・UNRWA統計（暦年）より作成。
- ・合計は、その他の拠出国・機関等を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、使途不特定の拠出をいい、ノンコア拠出とは、使途限定の拠出をいう。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）本部：
<http://www.unrwa.org>

⑩ 国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年設立。日本の資金協力は、翌1973年の活動開始以来行われている。本部はケニアのナイロビにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1972年の第27回国連総会決議2997（12月15日採択）に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として設立された（上記決議は、同年6月に「かけがえのない地球」をキャッチフレーズにストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである）。国連環境計画（UNEP）は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日より設置することも決定された。日本は、この基金に対する最初の拠出国として、同年、100万ドルを拠出した。

2. 事業の仕組み

● 概要

環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。オゾン層保護、気候変動、廃棄物管理、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環境問題に取り組んでおり、それぞれの分野において、国連機関、国際機関、地域機関、各国と協力して活動している。

UNEPの事務局運営や主要な事業は環境基金により賄われており、この環境基金を含め、予算の大部分を任意拠出に依存している。2015年および2016年の各国からの環境基金への拠出総額は、それぞれ7,804万ドルおよび6,750万ドルであった（2017年12月時点）。

● 審査・決定プロセス

国連持続可能な開発会議（通称「リオ+20」、2012年6月、於ブラジル）の決定を受け、UNEP設立以来の58か国の管理理事国会合に代わり、2014年からはすべての国連加盟国が参加可能な国連環境総会（UNEA）が意思決定機関となり、2年に1度開催されることとなった。

各国からの拠出金見込額をもとに、UNEAにおいて、こう2年間の分野ごとの資金配分を決定していく。この資金配分に従って、UNEP事務局がUNEAで決議された方針と各国からの要請を踏まえて、具体的なプロジェクト等の活動を策定している。第1回UNEAは2014年6月に、第2回UNEAは2016年5月に、第3回UNEAは2017年12月に開催された。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局長は、UNEAで決定された2か年事業計画を実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部がアジア・太平洋地域など世界6か所にある地域事務所や国連開発計画（UNDP）等他の国連機関などと連携して実施する場合とがある。UNEPは各開発途上国に事務所を持たないため、開発途上国における環境法制の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタントの雇用や、UNDP等の職員に依頼するなどしている。

3. 最近の活動内容

● 概要

地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し政策決定者へ提供するとともに、特定の環境課題に対応するための条約策定の促進や政策ガイドラインの作成を行い、規範的な側面から環境分野において貢献している。主な活動内容は次のとおり。

- ・ 多数国間環境条約や国内環境政策の策定支援
- ・ 環境管理のための関係機関の強化、連携促進
- ・ 経済開発と環境保護の統合
- ・ 持続可能な開発のための知識・技術移転の促進
- ・ 市民社会や民間部門の意識啓発・パートナーシップ促進

● 地域別実績

様々な分野の地球環境問題に対応するため、アフリカ、アジア・太平洋、欧州、中南米の各地域において、他の国際機関等と連携しつつ、地域レベル・国レベルの事業を実施している。2014年度および2015年度に実施した事業のうち、特定の国・地域を対象とした具体例として以下のような事業がある。

- ・気候変動への適応のための政策の策定支援事業（南アフリカ、マダガスカル、タイ、アフガニスタン等）
- ・産業に対する生態系アプローチの適用を支援する事業（インドネシア、アンゴラ、コンゴ民主共和国等）

● 分野別実績

前項の「審査・決定プロセス」において、分野別に配分された予算の支出額については毎年報告される。2016年12月時点での環境基金を財源とした実績額（2016年期）は次のとおり。

(単位:千ドル)

分野	実績額 (2016年)
気候変動	8,171
災害と紛争	4,408
生態系管理	10,601
環境ガバナンス	10,015
有害物質と廃棄物	7,872
資源効率性	9,727
環境レビュー（調査・分析）	4,519
その他	10,590
合計	65,903

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1972年のUNEP発足当初から2012年までの最高意思決定機関は、国連総会において選出された58か国（任期4年）により構成される管理理事会であり、日本は継続して管理理事国に選出されていた。前述の通り、2014年から、意思決定機関はすべての国連加盟国が参加可能なUNEAとなり、日本もこれに引き続き参加している。

● 邦人職員

UNEPの職員数1,174名（うち専門職以上は638名）のうち、邦人職員は27名（うち専門職員以上は22名）（2017年12月末現在）である。日本としては邦人職員数増加のため積極的に働きかけている。

● 日本の財政負担

日本は、UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の毎年の拠出規模は上位15位内に位置している。2015年および2016年の環境基金拠出状況（上位10か国の拠出率・額および全体額）は次のとおり。

● 主要拠出国一覧

(2017年12月末時点/単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	オランダ	9.07	11.62	ドイツ	8.41	12.45
2	ドイツ	8.28	10.61	フランス	7.55	11.19
3	フランス	7.55	9.68	オランダ	6.36	9.42
4	フィンランド	6.68	8.56	米国	6.06	8.98
5	米国	6.52	8.35	スウェーデン	5.06	7.49
6	英国	4.78	6.13	ベルギー	4.44	6.58
7	スウェーデン	4.60	5.90	英国	4.05	6.00
8	ベルギー	4.33	5.55	スイス	4.00	5.93
9	デンマーク	4.28	5.48	ノルウェー	3.00	4.44
10	スイス	3.82	4.90	イタリア	2.65	3.93
	(12) 日本	2.58	3.31	(11) 日本	2.49	3.69
	合計	78.04	100	合計	67.5	100

(注)

- ・合計は、その他の拠出国分を含み、コア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、使途不特定の拠出をいう。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を行う「国連環境計画国際環境技術センター」(UNEP/IETC)を日本に招致、1992年に大阪に設置された。日本はホスト国として、ノンコア予算分として2016年に約130万ドル、2017年に約106万ドルを拠出しているほか、「水銀廃棄物の環境上適正な管理プロジェクト」、「レバノン廃棄物危機に対するプロジェクト」等、プロジェクトの実施も支援している。UNEP/IETCは、主に廃棄物管理の分野を対象に、開発途上国等に対し、環境上適正な技術に関する研修およびコンサルティング業務の提供、調査、関連情報の蓄積および普及等を通じ、技術移転を促進している。また、同センターは、「廃棄物管理に関するグローバルパートナーシップ」の事務局を務め、国際的な廃棄物管理の取組・活動に関する情報や連携のさらなる促進に努めている。2016年9月の第2回国連環境総会ではUNEP/IETCを「廃棄物管理の世界的な拠点 (Global Centre of Excellence)」と位置付け、その強化を求める内容を含む決議が採択された。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

- ・イラク環境部門人材育成事業
- ・イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・国連環境計画年次報告 (Annual Report)

● ウェブサイト

http://www.unenvironment.org

・国連環境計画 (UNEP) 本部：

⑪ 国連開発計画 (UNDP : United Nations Development Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1966年1月1日設置。本部は米国のニューヨークにあり、総裁が代表を務めている。

● 経緯・目的

1965年の第20回国連総会決議2029 (XX) に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技術援助計画」が統合され、1966年1月1日に設立された。国連システムにおける技術協力活動を主に推進する中核的機関として、170の国・地域で活動を実施。

国連、国連専門機関および国際原子力機関 (IAEA) の加盟国は、自動的にUNDPの加盟国となる (193か国・地域) (2017年11月現在)。東京に駐日代表事務所 (1979年事業開始) がある。

2. 事業の仕組み

● 概要

国連開発計画 (UNDP) は32の国連機関等から成る国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。これらを活かし、開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、およびグローバルな計画を策定する。また、これらの計画に基づき被援助国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。UNDPは、国連総会が設立した「国連資本開発基金 (UNCDF)」や「国連ボランティア計画 (UNV)」の管理も行う。

その活動資金は、各国からの任意拠出等によって賄われている。2016年の収入は約49億ドルであり、そのうち通常資金 (コア・ファンド) 収入は約6億180万ドル。

● 審査・決定プロセス

各国からのコア・ファンド収入の見込み額をもとに、原則4年ごとに向こう4年間の国別の支援割当額を定める。これをもとに各国のUNDP国事務所が中心になって、支援の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別支援計画を策定する。その上で、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクト

を確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNDPが自ら事業を実施するほか、開発途上国政府がUNDPの協力を得て事業を実施するが、他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

貧困の撲滅、不平等と社会的疎外の大幅是正を目標として、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築に重点を置いて、170の国・地域で活動している。

1990年からは毎年、開発の度合いを測定する尺度である「人間開発指数」に基づく「人間開発報告書」を発行している。また、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向け国連において中心的役割を果たし、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施においても、国連内部の調整役を務めるなど重要な役割を担っている。

UNDP戦略計画2014-2017に沿って策定された、国別計画、地域計画およびグローバル計画に基づき、現場ニーズに即した支援を迅速に実施している。具体的には、アフリカ、中東・北アフリカ、アフガニスタンを含む開発途上国・地域において、生計向上支援、ガバナンス支援、紛争・災害復興支援等の幅広い支援を実施している。

● 地域別実績

2016年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

地域	金額
アフリカ	959,752
アジア太平洋	951,626
ラテンアメリカ・カリブ地域	667,009
アラブ諸国	697,745
欧州・CIS	364,191
合計	3,640,323

(出典: UNDP年次報告書2015/2016)

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 日本との連携

UNDPは、グローバルな課題の解決に向けた取組を牽引する上で、日本の重要なパートナーである。2015年3月の「第3回国連防災世界会議」、同年8月の「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!2015）」および2016年12月のWAW!2016には、クラーク総裁（当時）が訪日して出席した。また、UNDPはアフリカ開発会議（TICAD）の共催者であり、日本が主導する国際会議等にも積極的に協力している。

UNDPは、持続可能な開発目標（SDGs）達成、防災、TICADプロセスを通じたアフリカ開発、ジェンダー平等、人間の安全保障の推進等の地球規模課題の解決に向けた取組を牽引する上で、日本の重要なパートナーである。

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はUNDPが設立されて以降、数年を除き、UNDPの政策および活動方針を決定する最高意思決定機関である執行理事会の理事国としてUNDPの意思決定に積極的に関与している。

● 邦人職員

UNDPの職員数7,325名（うち専門職以上は2,406名）のうち、邦人職員は90名（うち専門職以上は58名）（2017年）である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本はUNDPのトップドナーであり、2016年の拠出総額は約3億8,295万ドル（うちコア拠出約5,995万ドル、ノンコア拠出約3億2,300万ドル）。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2015年度			2016年度		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	日本	355.2	7.9	日本	382.5	7.9
2	米国	266.3	5.9	米国	312.0	6.4
3	英国	258.7	5.8	ドイツ	258.8	5.3
4	アルゼンチン	246.2	5.5	英国	231.5	4.8
5	ノルウェー	164.8	3.7	アルゼンチン	150.5	3.1
6	ドイツ	148.8	3.3	スウェーデン	147.8	3.0
7	スウェーデン	135.0	3.0	ノルウェー	128.7	2.6
8	スイス	125.5	2.8	スイス	108.4	2.2
9	カナダ	116.8	2.6	オランダ	102.2	2.1
10	オランダ	75.8	1.7	ウクライナ	78.2	1.6
	合計	4,486	100	合計	4,865	100

出典：UNDP財務報告書（2015年、2016年）

（注）

- ・合計はその他の拠出国を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、使途不特定の拠出をいい、ノンコア拠出とは、使途限定の拠出をいう。

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本とUNDPの効果的かつ効率的なパートナーシップの構築を目的として、2003年に従来の基金を整理統合し、日・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基金により、持続可能な開発目標（SDGs）の実施、ジェンダー平等、防災などの日本とUNDPの共通の重要開発課題において、二国間援助を補完し、相乗効果を生む事業を実施している。2016年には、同基金に対して約90万ドルを拠出した。

また、その他の基金として、日本・パレスチナ開発基金（1988年設立）およびTICADプロセス推進基金（1996年設立）をUNDPに設置し、それぞれの目的のために拠出している。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

2011年から、日本とUNDPの政策方針の相互理解を向上させ、効果的な連携を図ることを目的として、例年、日・UNDP戦略対話を実施している。

また、UNDPとJICAは2009年に連携強化のための覚書を締結し、定期協議を開催するとともに、世界各地の開発現場で様々な連携プロジェクトを展開している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・UNDP年次報告書（UNDP発行）
- ・UNDPが毎年発表する「Human Development Report（人間開発報告書）」

● ウェブサイト

・国連開発計画（本部）：<http://www.undp.org>

・国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所：

<http://www.jp.undp.org/tokyo/ja/home.html>

⑫ 世界保健機関（WHO：World Health Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1948年4月7日設立。スイスのジュネーブに本部があり、事務局長が代表を務める。2017年5月に行われた事務局長の任命を行う世界保健総会において、エチオピア人のテドロス・アダノム第8代事務局長の就任が決定した。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択したWHO憲章（1948年4月7日発効）によって設立された。日本は第4回総会において加盟が認められ、1951年5月16日に加盟した。

「すべての人々が到達しうる最高水準の健康を達成すること」（憲章第1条）を目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

予算は2年制であり、活動の財源は、加盟国の義務である分担金（各国の分担率は国民所得等に基づいて算定される国連分担率に準拠）と、加盟国およびUNDP、世界銀行等の他の国際機関からの任意拠出金から成っている。

分担金による通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールド・レベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われることとされているが、近年はこの任意拠出金の割合が8割程度まで上昇しており、通常予算で賄うべき事業への支出にも活用されている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、年に1度開催される世界保健総会が、最高意思決定機関である。この総会で選出された34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会が、総会の決定・政策の実施、総会に対しての助言または提案を行っており、総会の執行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、2か年予算の決定、執行

理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事務局長の任命等を行う他、保健・医療に係る重要な政策決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

総会において承認された事業計画に基づいて、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 概要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、感染症や非感染性疾患等への対策プログラムのほか、国際保健に関する条約、協定および規則の提案、食品、医薬品および生物製剤等に関する国際基準の策定、勧告、研究促進等も行っている。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものの一つとして位置付けられている各国に対する技術支援であり、これに対してWHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、通常①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供という形式で行われる。

● 地域別予算

（単位：百万ドル、％）

地域	2016-2017年	
	金額	構成割合
南東アジア*1	365.1	8.3
アフリカ	1,162.3	26.5
南北アメリカ	186.9	4.3
欧州	245.8	5.6
東地中海*2	603.2	13.8
西太平洋*3	285.6	6.5
（本部）	1,536.0	35.0
合計	4,384.9	100

（注）

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*1 南アジアと東南アジアの一部、北朝鮮。

*2 中東と北アフリカの一部。

*3 大洋州と東アジア、東南アジアの一部。

● 主要な事業

2003年に発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）、2009年に発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）および2013年に発生した鳥インフルエンザA（H7N9）、2014年に西アフリカを中心に流行したエボラ出血熱をはじめとして、新たな感染症の発生や既に克服されたと思われていた感染症の再興（コレラ、結核等）が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」として総合的・重点的に対策を講じている。2005年5月の総会において採択された疾病の国際的な伝播を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則（IHR：International Health Regulations）が2007年6月に発効し、感染症の発生をはじめとする公衆衛生上の緊急情報をWHOに通達することとなった。2009年に新型インフルエンザA（H1N1）が発生した際には、本規則に基づくネットワークが有効に機能した。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアという三大感染症についても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やその他の国際機関と協調しつつ、指導的役割を担っている。結核については、直接管理の下に服薬を行う短期療法（DOTS）、HIVとの重複感染や多剤耐性への対応を行っている。

さらに、その他の感染症の対策にも力を注いでいる。ポリオについては、重点的な予防接種事業の推進により西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧宣言が出され、残されたポリオ常在国における撲滅に向けて取り組んでいる。そのほか、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、中南米の風土病であるシャーガス病など顧みられない熱帯病（NTD）についても、制圧対策を推進している。

ほかにも、病気の子どもに幅広くケアを提供するための小児期疾患総合管理対策、安全な出産を確保するための妊産婦対策や家族計画等のリプロダクティブ・ヘルス対策の推進、日常の疾病対策に不可欠な医薬品を適切に供給・管理するための必須医薬品対策や医薬品の研究開発、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づくたばこ対策や生活習慣病等の非感染性疾患、自然災害や紛争等の緊急事態における緊急人道援助等についても力を注いでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に参画している。この間、日本は13回にわたって、執行理事会の理事指名国に選ばれている。

● 邦人職員

WHOは、2016年12月末現在で7,916名（専門職3,053名、一般職3,252、短期雇用職1,611名）の職員がいるが、そのうち専門職以上の邦人職員は49名。中島宏第4代事務局長（1988～1998年）、尾身茂西太平洋地域事務局長（1999～2009年）を輩出している。

● 日本の財政負担

2016～2017年の総予算は43億8,490万ドルである。このうち、約21%に当たる分担金総額は9億2,900万ドル（2年間の総額）であり、加盟国の義務的負担により賄われる。2017年の日本の分担率は9.6802%（分担金は約4,496万ドル）と、米国（分担率22%）に次いで第2位の拠出国となっている。一方、残り（約79%）の34億5,590万ドルは、加盟国等の任意の負担である任意拠出金により賄われ、このうち、日本は2016年には4,613万ドルを拠出している。

● 主要分担国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2016年			2017年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	113.5	22.0	米国	113.5	22.0
2	日本	50.3	10.8	日本	45.0	9.7
3	ドイツ	33.2	7.1	中国	36.8	7.9
4	フランス	28.2	5.6	ドイツ	29.7	6.4
5	英国	24.1	5.2	フランス	24.8	4.9
6	中国	23.9	5.1	英国	20.7	4.5
7	イタリア	20.7	4.4	ブラジル	17.8	3.8
8	カナダ	13.9	3.0	イタリア	17.4	3.7
9	スペイン	13.8	3.0	ロシア	14.3	3.1
10	ブラジル	13.6	2.9	カナダ	13.6	2.9
	合計	478	100	合計	478	100

（注）

- ・合計には、その他の国を含む。
- ・分担金とは、国際機関等の設立条約等により加盟国等が定められた額を義務的に支出するもの。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

WHO西太平洋地域事務局（WPRO）との間では、感染症対策等において、日本のODAを通じた連携を行ってきている。1990年にはポリオ根絶計画に協力し、日本のJICAを通じた協力により全国一斉投与用経口ポリ

オ・ワクチンが供与され、1997年の発生例を最後として、2000年10月、WHOにより西太平洋地域からのポリオ根絶が宣言された。

新型インフルエンザ対策においても、2007年に鳥および新型インフルエンザ対策のために1,802.6万ドルを拠出し、ASEANおよびASEMの抗ウイルス薬備蓄事業にも協力を得ている。また、2009年9月、H1N1新型インフルエンザのワクチン接種支援のため約11億円の緊急無償資金協力を実施した。また、2016年5月には、安倍総理大臣が国際保健機関への支援を表明。WHOへの支援は0.5億ドルであり、公衆衛生危機管理体制の強化支援を行っている。

人道支援としては、2005年1月スマトラ沖大地震・インド洋津波被害支援（660万ドル）、2007年2月イラク復

興支援（390万ドル）等のための拠出も行っている。

そのほか、WHOの各種技術セミナー等への講師・専門家派遣やWHOが派遣するフェローの受入れ等の協力を行っている。

また、WHOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施に力を入れており、2016年12月末までに累計39件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ World Health Report, 2013（WHO発行）

● ウェブサイト

世界保健機関（WHO）本部：<http://www.who.int/en/>

13 国連大学（UNU : United Nations University）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年設立。1975年東京に国連大学暫定本部設置。日本の協力としては、同大学の基盤的経費（運営費＋研究費等）の拠出を行っている。本部は東京にあり、学長が代表を務める。

● 経緯・目的

- ・ 1969年、ウ・タント国連事務総長（当時）が、国連総会で国際的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。
- ・ 当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970年4月にウ・タント国連事務総長（当時）が訪日した際、佐藤栄作内閣総理大臣（当時）は国連大学創設構想実現への協力を日本政府として約束した。
- ・ 1972年、第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。ただし、英国、米国等主要国が伝統的な意味での「大学」とすることに反対したため、「学者・研究者の国際的共同体」として設立されることとなった。
- ・ 1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
- ・ 1975年、東邦生命ビル（東京）内に国連大学暫定本部を開設し、本格的な活動を開始。
- ・ 1992年、東京・青山に新本部ビル完成。土地は東京都が無償提供、建物の建設経費は日本（旧文部省）が

負担した。

- ・ 2009年第64回国連総会にて「国連大学憲章」の改正。大学院プログラムが開設可能となった。

2. 事業の仕組み

● 概要

大学本部（東京）および世界12か国にある計13の研究・研修センター／プログラム（2017年7月現在）が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続、発展および福祉等に係る地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識の普及を行うことを目的としている。その活動資金は各国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠出金によって賄われており、2016～2017年（1会計年度は暦年2年間）の予算は、1億1,760万ドルである。

● 審査・決定プロセス

最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営に関する方針を定め、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、予算を決定する（年2回開催）。理事会は、個人の資格で任命される理事12名、職務上の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部（東京）もしくは世界12か国13の研究・研修センター／プログラムを通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しそ

の審議を受ける。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年3月にマローン新学長が就任し、同学長のリーダーシップの下、「戦略プラン2015～2019」を定め、国連の喫緊の課題についての研究を最優先課題とし、組織の効率化および政策研究機能を強化するなど、各種の改善を行っている。

● 主要な事業

(1) 研究活動

国連のシンクタンクとして国際機関および各国政府への助言などを通してその政策形成に貢献することを目的とし、主として以下の分野について、研究活動を行っている。

- ・平和とガバナンス
- ・地球規模の開発と包摂
- ・環境・気候・エネルギー

(2) 研修活動

主に開発途上国の人材育成を目的として研修事業を実施している。たとえば以下がある。

- ・研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コース」（テーマ：「地熱の利用」、「持続可能な養殖」等）
- ・大学生、大学院生（留学生を含む）、若い社会人のためのグローバルセミナー（テーマ：「国際社会と法の支配」）

(3) 大学院プログラム

東京に設けられた国連大学サステイナビリティと平和研究所（UNU-ISP）において、2010秋に「サステイナビリティ・開発・平和学」修士課程を開設、2011年秋には、横浜にある国連大学高等研究所（UNU-IAS）において、「環境ガバナンス生物多様性学」修士課程を開始。2012年秋には、UNU-ISPに「サステイナビリティ学」博士課程が開設された。翌年にはオランダの国連大学マーストリヒト技術革新・経済社会研究所（UNU-MERIT）が公共政策と人間開発に関する修士課程プログラムを開講した。2014年には日本人を含む世界中から選ばれた約180名の大学院生が在籍し、将来的に国連機関や開発援助機関等で貢献し得る人材の育成を目指している。なお、東京の「サステイナビリティ・開発・平和学」課程と横浜の「環境ガバナンス

生物多様性学」課程は2014年に統合され「サステイナビリティ学」の修士および博士課程となった（東京）。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会には設立以来連続して邦人理事が参加しており、2016年5月から西田恒夫広島大学平和科学研究センター長（元国連代表部大使）が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2016年12月現在で、国連大学の総職員数108名に対し9名。

● 日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、創設時には国連大学基金に1億ドルを拠出した。2016年は外務省から1億7,000万円、文部科学省から2億6,000万円、環境省から4億円（国連大学ESDプログラム推進事業費他）を拠出している。2016年の各国政府拠出額の第2位はドイツ、第3位はフィンランドである。

● 主要拠出国一覧（任意拠出金）

（単位：百万ドル、％）

順位	2015年			2016年		
	国・地域名	拠出額	拠出率	国・地域名	拠出額	拠出率
1	日本	6.7	26.8	日本	8.1	30.5
2	マレーシア	4.0	16.0	ドイツ	4.2	15.8
3	ドイツ	4.0	15.9	フィンランド	2.2	8.3
4	フィンランド	2.6	10.4	ポルトガル	2.0	7.6
5	カナダ	1.7	6.7	カナダ	1.6	6.0
6	英国	1.2	4.8	EU	1.6	6.0
7	ベルギー	1.1	4.3	カメルーン	1.4	5.2
8	オランダ	1.1	4.2	オランダ	1.2	4.5
9	スウェーデン	0.8	3.1	ノルウェー	0.9	3.5
10	EU	0.6	2.5	スウェーデン	0.8	3.0
11	その他	1.3	5.2	その他	2.4	9.1
	合計	24.9	100	合計	26.4	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「United Nations University Annual Report」
当該年度の新規事業に重点をおいた報告書。毎年春に発行。
- ・「国連大学年次報告書」（上記の日本語版）

● ウェブサイト

- ・国連大学：<http://www.unu.edu/>

⑭ 国際労働機関 (ILO : International Labour Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1919年設立。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき、国際連盟の機関（加盟42か国）として設立。1946年から国際連合の専門機関となった。政・労・使の三者構成の形式をとっており、労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている（ILO憲章およびフィラデルフィア宣言〈同憲章付属書〉）。

日本は、国際労働機関（ILO）創立時の加盟国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、1954年以降主要国（常任理事国：ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国および米国の10か国）の一国となっている。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算および特別予算に大別される。加盟国がそれぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、会議予算、調査研究等ILOの通常の活動費用、人件費に充てられる。国連開発計画（UNDP）からの割当資金、加盟国からの任意拠出金等から成る予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議等を主要任務としている。事務局の具体的な事業の審査・決定を実質的に行っているのは理事会であり、総会で選出された理事（政府代表28名、労働者・使用者代表各14名）により構成される理事会が、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催等について了承を与える形で、事務局の監督を行っている。

特別予算については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

通常予算は項目別に定められた事業を事務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。

特別予算については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助国に対し、評価および報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概要

1999年以降「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」のため、(1)労働における権利、(2)雇用、(3)社会保護、(4)社会対話、の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点をおいて援助を行っている。

なお、2014-2015年における上記4分野における実績（通常予算および予算外財源の合計）は以下のとおりである。

(1) 労働における権利	216.7百万ドル	20.3%
(2) 雇用	398.3百万ドル	37.3%
(3) 社会保護	178.9百万ドル	16.8%
(4) 社会対話	238.6百万ドル	22.3%

*このほかに、その他として35.0百万ドル（3.3%）等がある。

● 地域別実績

2015年における地域別援助額（通常予算および予算外財源の合計）とその割合は以下のとおりである。

(単位:百万ドル、%)

地域	実績	構成比
アジア・太平洋*1	83.3	35.8
アフリカ	58.3	25.1
アラブ・中東	7.8	3.4
中南米	22.5	9.7
欧州*2	9.4	4.1
地域間	51.4	22.0
合計	232.4	100

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*1 アフガニスタンおよびイランを含む。

*2 イスラエルを含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1919年の加盟以来、日本はILOの活動に積極的に参画

している（1940年に脱退し、1951年に再加盟）。1954年以降、日本政府は常任理事国となっている（1970年代以降は、政・労・使ともに理事を務める）。

● 邦人職員

ジュネーブ本部と地域総局等地域組織に、一般職を含めた機関全体の職員数合計2,952名（うち専門職以上は1,162名）がいるが、そのうち、邦人職員は56名（一般職22名、専門職以上34名）である（2017年末現在）。

● 日本の財政負担

2016～2017年のILO予算は7億5,752万500スイスフラン（2年間の総額）。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2016年の日本の分担率は10.8%、分担金は約4,100万スイスフラン、2017年の日本の分担率は9.7%、分担金は約3,700万スイスフラン。米国（2016年、2017年の分担率は共に22%）に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● 主要分担国一覧

（単位：百万スイスフラン、%）

順位	2016年			2017年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	83.3	22.0	米国	83.3	22.0
2	日本	41.0	10.8	日本	36.6	9.7
3	ドイツ	27.1	7.1	中国	30.0	7.9
4	フランス	21.2	5.6	ドイツ	24.2	6.4
5	英国	19.6	5.2	フランス	18.4	4.9
6	中国	19.5	5.2	英国	16.9	4.5
7	イタリア	16.8	4.5	ブラジル	14.5	3.8
8	カナダ	11.3	3.0	イタリア	14.2	3.8
9	スペイン	11.3	3.0	ロシア	11.7	3.1
10	ブラジル	11.1	2.9	カナダ	11.0	2.9
	合計	378.8	100	合計	378.8	100

（注）

- ・合計はその他の国を含む。
- ・分担金とは、国際機関等の設立条約等により加盟国等が定められた額を義務的に支出するもの。
- ・分担率は同じでも、インセンティブ・スキーム等により2016年、2017年で実際に支払われる分担額が異なる国がある。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

ILOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトを実施しており、2016年末までに累計18件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国際労働機関（ILO）：<http://www.ilo.org>

⑮ 国際原子力機関（IAEA：International Atomic Energy Agency）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1957年設立。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国である。本部はオーストリアのウィーンにあり、天野之弥事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国際原子力機関（IAEA）は、1957年にIAEA憲章に基づき、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止等を目的として設立された国際機関。IAEAの主な活動は、IAEA憲章に定められている原子力の平和的利用の促進および核物質等が軍事転用されていないことを確認するための保障措置の実施である。ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電、保健および医療、農業、産業応用といった平和目的のためにも、

また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用される。このため、原子力の平和的利用の推進は常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。IAEAは、第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたことなどを背景に、1953年、アイゼンハワー米大統領（当時）が国連総会で行った「平和のための原子力（Atoms for Peace）」演説を契機に、米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。

2. 事業の仕組み（技術協力）

● 概要

IAEAは、原子力発電分野および非発電分野（保健・医療、食糧・農業、水資源管理、産業応用、環境など）

において、専門家派遣、機材の供与、研修員の受入れなどの技術協力活動を実施している。これら活動は、主にIAEA技術協力（TC）局によって実施されており、その主たる財源は、「技術協力基金（TCF）」に対する加盟国からの拠出により賄われている。TCFは、国連の分担率に基づき各国の負担割合が決められており、2016年の同基金の予算目標額は8,445.6万ユーロ。

また、原子力の平和的利用分野におけるIAEAの活動を促進させるための追加的な財源として、2010年に平和的利用イニシアティブ（PUI）が設立された。PUIへは、2017年10月現在、日本を含む24か国および欧州委員会（EC）が、合計1億ユーロ以上の拠出を行っており、IAEAの技術協力プロジェクト等に活用されている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、IAEAが事業計画を作成する。TCFの目標総額は、理事会が総会の承認を得て決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、事業を要請した国または地域に対し、IAEAがその専門的知見を活用して事業実施に係る調整を行う。事業の実施に際しては、受益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

3. 最近の活動内容

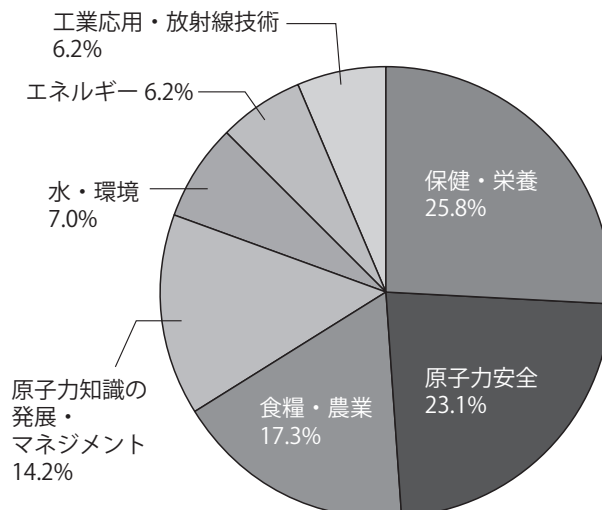
● 概要

開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入等の形で、発電分野、および非発電分野における技術協力プロジェクトを実施している。

特に、2015年以降、天野事務局長が掲げる「平和と開発のための原子力（Atoms for Peace and Development）」の下、IAEAは原子力を活用した開発協力や、加盟国の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成支援に積極的に取り組んでいる。

● 活動実績

TC局実施の技術協力活動の、2016年事業別実績は以下のとおり。



（出典：IAEA Technical Cooperation Report for 2016）

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、IAEAの原加盟国であり、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の指定理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画してきた。また、日本は国際的な核不拡散体制を強化するとともに、世界有数の原子力先進国として開発途上国に対する原子力の平和的利用を促進するため、IAEA技術協力活動への人的・財政的協力を積極的に実施している。特に、2011年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全を強化するための取組においてもIAEAと緊密に協力してきている。

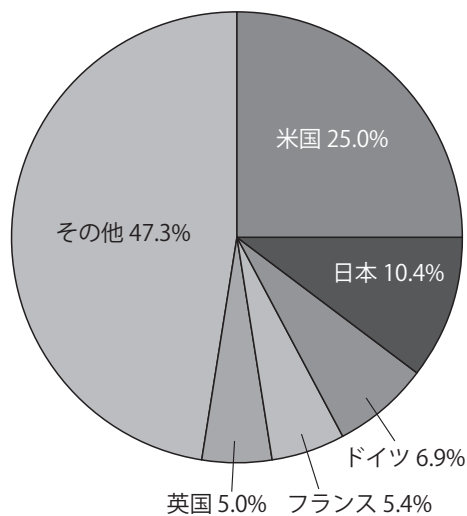
● 邦人職員

IAEAの職員数は2,441名。事務局には、2017年12月31日現在、日本人として3期目を務める天野事務局長（2017年3月IAEA理事会で再任決定、9月総会で承認。任期は2017年12月から2021年11月末までの4年間。）をはじめ、39名の邦人職員が在籍している。

● 技術協力分野における日本の主な財政的貢献

日本は、技術協力基金に対し、米国に次ぐ第2位の拠出国として、決定された分担額を100%拠出している。2016年は、880.6万ユーロを拠出した（目標額全体の10.4%）。

技術協力基金負担割合（2016年）



日本はまた、PUIに対しても、2011年以降継続して拠出を行っており、2017年12月までに、合計2,800万ドル以上を拠出し、技術協力プロジェクト等のIAEAの様々な活動を支援してきた。

● 技術協力分野における日本の主な人的貢献（専門家の参画）

RCA（Regional Cooperative Agreement for Research Development and Training Related to Nuclear Science

and Technology）は、IAEAの技術協力活動の一環として、アジア・太平洋諸国における原子力科学技術に関する共同の研究、開発および訓練等の活動を促進および調整することを目的として創設された枠組み。保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用等の、主に非発電分野における技術協力プロジェクトを実施している。2017年12月時点で、日本を含む22か国が参加。日本は、全ての分野の活動に積極的に参加しており、国内の大学、研究機関等から専門家を派遣し、締約国の人材育成および技術力向上に貢献している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

毎年、技術協力に関する年次報告書「Technical Cooperation Report」を発行しているほか、技術系の書籍等を多数発行している。

● ウェブサイト

- ・国際原子力機関（IAEA）本部：<http://www.iaea.org>
- ・アジア原子力地域協力協定（RCA）：
<http://www.rcaro.org/>

⑩ 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC : United Nations Office on Drugs and Crime)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

前身は1997年に設立された国連薬物統制犯罪防止事務所。2002年に現在の名称に変更。本部はオーストリアのウィーンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、国際犯罪、国際テロの問題に包括的に取り組むことを目的とする。

国連においては、薬物問題に専門的に取り組むため、1990年国連総会決議45/179に基づき国連薬物統制計画（UNDCP : United Nations International Drug Control Programme）が設置された。一方、国際犯罪に対応するため、1991年国連総会決議46/152に基づき犯罪防止刑事司法計画（CPCJP : Crime Prevention and Criminal Justice Programme）が設置された。

1997年、事務総長報告A/51/950に基づき国連犯罪防止センター（CICP : Centre for International Crime Prevention）

が設置され、CPCJPの実施を担当することとなった。また、同報告により、相互に関連する不正薬物対策を含む犯罪対策および国際テロ対策に包括的に取り組むため、UNDCPおよびCPCJPが統合され、国連薬物統制犯罪防止事務所（UNODCCP : United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention）となった。その後、2002年に現在の国連薬物・犯罪事務所（UNODC）に改称された。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な事業は、(1)薬物に関する国際条約を批准、実施する国家の政策および事業決定過程で必要な情報の収集のため、不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、(2)国連加盟国による不正薬物、犯罪、テロに関する各条約の締結・実施および国内法整備を支援すること、(3)国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロ対策における能力向上のための技術協力を提供すること、である。

また、UNODCは、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会（CND）および犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）、また、国際組織犯罪防止条約（UNTOC）と国連腐敗防止条約（UNCAC）および薬物関連条約の事務局機能を果たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画（UNDCP）および犯罪・テロ対策実施のための犯罪防止刑事司法基金（CPCJF：Crime Prevention and Criminal Justice Fund）の2つの基金を管理する。各基金の用途等については、国連の監査を受けるとともに、麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間会合において審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

(1) 薬物対策

UNODCは、薬物関連条約の実施のための法整備支援、薬物使用者への治療やリハビリ支援、ケシなどの違法な麻薬の栽培に依存した社会からの脱却のための代替開発支援等の技術協力の実施や、世界の麻薬の情勢を年次報告書として作成するなど、情報分析・調査を行っている。最近では、薬物の需要や供給の削減および不正取引の防止にとどまらず、保健、経済発展および人間の安全保障の観点も考慮した包括的なアプローチをとっている。

また、UNODCは、2016年に18年ぶりに開催された国連麻薬特別総会（UNGASS）では、成果文書である世界薬物問題に対する共同コミットメントの策定において主導的役割を果たした。

(2) 犯罪防止・刑事司法

UNODCは、各国に対して新しい形態の犯罪に関する情報を提供するとともに、各国の国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」「証人の保護」「被害者問題」「拘禁者の処遇」等に関する基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。特に、腐敗、人身取引、組織犯罪に対する各グローバル・プログラムを通じて、法の支配の強化や安定した刑事司法制度の促進など、国際組織犯罪の脅威との闘いに取り組んでいる。

(3) テロ対策

国際テロへの対応を強化するため、1999年に

UNODC内にテロ防止部が設置され、関連安保理決議およびテロ防止関連条約実施のための技術的支援を、国連テロ対策委員会（CTC：Counter-Terrorism Committee）または援助を必要とする国々からの要請に基づき実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、また、UNODCへの主要拠出国として、長年にわたりUNODCの政策決定に参画している。

2013年に日本とUNODCとの間で立ち上げられた日・UNODC戦略政策対話は定期的に開催されており、テロおよび組織犯罪対策における連携についての意見交換および協力案件や協力実績のレビューを行うとともに、その成果を日・UNODC共同行動計画としてまとめている。2017年8月には4回目の同対話がウィーンで開催された。

また、2020年には、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称： कांग्रेस、5年ごとに開催）が京都で開催される予定である。日本はホスト国として、同会議の事務局を担うUNODCとの連携を強化していく。

● 邦人職員

UNODCの職員数は647名（うち専門職以上は355名）で、そのうち邦人の職員数（専門職以上）は8名である（2017年7月現在）。

● 日本の拠出

日本は、UNDCPにその設立当初から拠出しており、CPCJFに対しても、1996年、1998年、2000年～2002年、および2006年以降毎年拠出している。近年は、テロおよび暴力的過激主義対策や麻薬等の不法取引といった国際犯罪対策の強化に向けたニーズの高まりから、UNODCに対する拠出は増加している。2017年度は、UNODCに対して、総額約2800万ドルを拠出している。

● 日本の拠出金の活用状況

薬物問題は人々の生活や生存を脅かし、各国の社会的発展を阻害する危険性のある地球規模の問題であり、国際社会が一体となって取り組まなければならないという認識の下、日本は、UNDCPへの拠出を通じて、アフガニスタンや東南アジアを中心に国境地帯における不正取引取締強化や代替開発、また、近年世界的に問題視されている合成薬物のデータ分析・収集を目的としたプロジェクト等を支援している。

また、CPCJFへの拠出を通じて、東南アジア刑事司法能力向上やサイバー犯罪対策における途上国の能力向上、さらに、UNODCが事務局を務める国連腐敗防止条約の実施レビュー作業も支援している。

さらに、UNODCを通じて人間の安全保障基金を活用したプロジェクトも実施しており、2016年末までに累計12件のプロジェクトが承認された。

● 国連連携/UNODC実施無償資金協力

2013年1月のアルジェリアにおけるテロ事件を受け、日本は岸田外務大臣（当時）より、外交政策の「3本柱」を発表。このうちの「国際テロ対策の強化」では、UNODCの協力を得て、サヘルおよび北アフリカ各国で警察・国境管理能力の向上訓練・研修を行い、司法制度強化のための無償資金協力（サヘル地域の「刑事司法・法執行能力向上計画」等）を実施することを決定した。

また、2014年4月にナイジェリアで発生したイスラム過激派組織ボコ・ハラムによる女子生徒拉致事件を受け、ナイジェリアにおけるテロ対策および人身取引対策の法執行能力強化を目的に、「テロの効果的な訴追強化計画」、「人身取引との戦いに対する支援計画」を紛争解決・平和構築無償協力として実施（計1.1億円）した。

2016年3月には中央アジア地域4か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン）を対象とする「中央アジアにおける薬物・犯罪に対する国境連絡事務所設置及び越境協力強化計画」（2.96億円）およびタジキスタンを対象とする「ハトロン州国境安全強化計画」（2.67億円）、同年10月には「省庁間の機動的なチー

ム設置を通じたウズベキスタンにおけるアフガニスタン産麻薬取引防止計画」（2.63億円）に関する書簡の交換をそれぞれ行った。

● 主要拠出国一覧（任意拠出金）

UNODC（UNDCPおよびCPCJF）への主要拠出国・機関

（単位：百万ドル、％）

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	EU	73.8	23.65	米国	78.6	28.27
2	カタール	50.1	16.06	コロンビア	43.8	15.77
3	米国	39.1	12.52	EU	37.2	13.40
4	コロンビア	31.8	10.19	日本	31.9	11.47
5	パナマ	26.2	8.40	パナマ	12.0	4.31
6	カナダ	12.3	3.94	スウェーデン	10.1	3.62
7	日本	10.6	3.41	オーストラリア	9.5	3.42
8	英国	8.3	2.66	カナダ	8.8	3.16
9	デンマーク	7.9	2.54	ノルウェー	7.9	2.83
10	スウェーデン	7.0	2.26	英国	7.5	2.70
	合計	312.0	100	合計	278.0	100

（注）
 ・UNODCのオンラインデータ集計による（2017年9月1日現在）。
 ・合計は、その他の国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国連薬物・犯罪事務所（UNODC）本部：
<http://www.unodc.org>

⑰ 国際農業開発基金 (IFAD : International Fund for Agricultural Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1978年より国連の専門機関として業務を開始。本部はイタリアのローマにあり、総裁が代表を務める。

● 経緯

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、国際農業開発基金の設立構想が決議されたことにより設立され、1978年より業務を開始。日本は、原加盟国として設立当初から資金協力を行っている。

● 目的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資

金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

所得が低く、かつ食料が不足している農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの要請に基づき、農業・農村開発事業に必要な資金を融資することで食料の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資を通じて拠出されている。

● 審査・決定プロセス

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業については、基本的に年3回開催される理事会において審議、承認が行われる。また、事業に関する方針、政策を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてすべての加盟国により構成される総務会における承認を経て決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じて関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、外部の評価機関に加え、IFAD自身も行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2016年末において、IFADは211の事業を実施中であり、その総事業費のうちIFADによる投資額は約60億ドルとなっている。

また、2015年に策定された「IFADの戦略枠組2016～2025包摂的かつ持続的な農村開発を可能に～」においては、2030アジェンダ達成に向け、Bigger（資金規模拡大）、Better（技術革新等を通じた質的向上）、Smarter（効率的かつ効果的な成果普及等）を実施することをIFADの目標と位置付けている。

● 地域別実績（事業承認実績）

（通常融資案件ベース、単位：百万ドル）

地域	2016年	1978～2016年
アジア・太平洋	231	3,681
東・南アフリカ	112	1,964
西・中央アフリカ	81	1,551
中東・北アフリカ	53	1,682
中南米	63	1,551
合計	539	17,542

出典：IFAD2016年次報告

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、気候変動対策、農村金融、バリューチェーン開発、農業技術や生産性の改善、自然資源や生物多様性、生産者組合支援、農村事業者支援、技術開発やスキル向上の8分野。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

IFADの職員数525名（うち専門職以上は299名）のうち、邦人職員は6名（うち専門職以上は3名）（2017年）である。

● 日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出、およびその後第1次から第9次までの各増資期間において、日本は総額約4.5億ドルを拠出し、米国、ドイツに次ぐ第3位の拠出国として貢献している。なお、2014年は、2016年から2018年までのIFADの活動を対象とした第10次増資協議が実施され、日本は同年12月の最終会合において、5,700万ドルを上限とした拠出を表明した。

● 主要拠出国等一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	第9次増資 対象期間：2013～2015年			第10次増資 対象期間：2016～2018年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	90.0	6.0	英国	95.3	7.1
2	イタリア	83.0	5.5	米国	90.0	6.7
3	英国	82.9	5.5	ドイツ	87.4	6.5
4	カナダ	76.9	5.1	イタリア	85.3	6.3
5	日本	75.0	5.0	オランダ	75.2	5.6
6	オランダ	75.0	5.0	スウェーデン	72.6	5.4
7	ドイツ	74.9	5.0	カナダ	68.8	5.1
8	スウェーデン	72.6	4.8	中国	60.0	4.4
9	フランス	50.1	3.3	日本	57.0	4.2
10	ノルウェー	49.6	3.3	ノルウェー	51.1	3.8
	合計	1,500.0	100.0	合計	1,350.0	100.0

（注）

- ・拠出額については、誓約額ベースの値を記載。
- ・合計は、その他の国・機関を含み、コア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、使途不特定の拠出をいう。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・IFADの年次報告書「Annual Report」（IFAD発行）

国際農業開発基金（IFAD）の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

・国際農業開発基金（IFAD）：<http://www.ifad.org>

⑱ 国連合同エイズ計画 (UNAIDS : Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1996年1月1日設立。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯

1981年に初めてHIV/エイズ患者が発見されて以来、WHOが中心となってHIV/エイズ対策の国際協力を進めてきたが、1990年代半ばに至って、HIV/エイズの世界の広がりや感染が及ぼす社会・経済的影響の大きさから、国連システム全体の取組の一層の強化が求められることとなった。また、WHOと並んで、UNICEF、UNDP、UNESCO、UNFPA、世界銀行等の国連機関も従来からHIV/エイズ対策を推進しており、それらの活動の重複、非効率化を避けるため、何らかの調整の必要性が認識されるようになった。このような背景から、1994年7月の国連経済社会理事会において、5つの国連機関および世界銀行が共同スポンサー（co-sponsor）^(注1)として参画する国連合同エイズ計画（UNAIDS）の設置が承認され、1996年1月1日、UNAIDS（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）が正式に発足した。

● 目的

UNAIDSの事業の目的は、開発途上国のHIV/エイズ対策強化支援、HIV/エイズ対策への政府の取組強化支援、国連のHIV/エイズ対策の強化と調整等であり、HIV/エイズ対策の政策立案やガイドライン作成、調査研究、モニタリング・評価、人材育成を中心とした技術支援、総合的・多角的なHIV/エイズ対策の啓発等を中心に活動を行っている。UNAIDSは共同スポンサーの各機関が有する資金、専門性、ネットワークの調整、強化を主な目的としており、開発途上国におけるHIV/エイズ対策のための技術支援や政策助言等を行うが、直接プロジェクトを実施する機関ではない。

2. 事業の仕組み

● 意思決定機関

重要事項は、22の理事国（日本は発足当初より理事

国を務めている）、投票権のない11の共同スポンサー機関および5つのNGOから成る事業調整理事会（PCB：Programme Coordinating Board）ならびに共同スポンサー委員会（CCO：Committee of Co-sponsoring Organizations）で決定される。

● 事務局組織

本部事務局はジュネーブに置かれ、事務局長は設立当初から2008年末まで務めたピーター・ピオット氏（ベルギー人）の後、2009年1月よりミシェル・シディベ前UNAIDS次長（マリ人）が第2代事務局長を務めている（国連事務次長を兼務）。

本部事務局は、管理・渉外部門、プログラム部門で構成されており、このほか80か国以上に事務所を設置している。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNAIDSは2001年に開かれた初の国連HIV/エイズ特別総会の事務局を務め、同総会で採択された「HIV/エイズに関するコミットメント宣言（Declaration of Commitment on HIV/AIDS）」で定められた期限付きのHIV/エイズ対策の実績目標値実現に向けた全世界での進捗状況の監視と報告を先頭に立って行っている。2006年6月には、国連HIV/エイズ特別総会の包括レビュー会議およびハイレベル会議の事務局を務め、「HIV/エイズに関する政治宣言」のとりまとめを行った。このハイレベル会議では、2010年までにHIV/エイズの治療プログラム、予防、ケア、サポートを必要とするすべての人に提供できるように対策をとることを目標とする「ユニバーサルアクセス」が合意された。

UNAIDSはユニバーサルアクセスの達成に向け、世界の取組を強化・推進する中心的役割を担っている。2008年6月、国連本部にて、UNAIDSが中心となって国連HIV/エイズ総会レビュー会合が開催され、国連加盟国に加えてHIV感染者グループやNGO団体などが参加し、2010年までにユニバーサルアクセスを達成するという

注1：その後、共同スポンサー機関は以下の11機関に拡大した。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、世界食糧計画（WFP）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関（WHO）、国際復興開発銀行（IBRD）、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）

国際的な目標が再確認され、国際社会全体の取組を新たにすることが謳われた。また、UNAIDSは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバル・ファンド）を通じたHIV/エイズ対策促進のため、グローバル・ファンドと緊密に協力しており、2030アジェンダにおけるHIV/エイズ対策として、UNAIDSの3つのゼロ（HIV新規感染ゼロ、AIDS関連死ゼロ、差別ゼロ）のビジョンに基づき、2030年までに世界における公衆衛生上の脅威としてのHIV/エイズ流行を終息させることを目指し、事業を実施している。

● 活動分野

2016～2017年（2年予算制度）のコア予算は4億8,482万ドルで、各国および共同スポンサーを含む国連機関等からの任意拠出金で手当される。このほか、共同スポンサー等のHIV/エイズ関連予算等と合わせて、2016～2017年の事業予算総額は37億992万ドルである。

UNAIDSでは戦略2016－2021に基づき、2016－2021の戦略的予算計画（UBRAF）を策定し、各国連機関等の役割分担を明確化した上で、以下のように戦略的に予算配分を行っている。

（単位：百万ドル）

戦略分野	コア予算	その他予算	合計
HIV検査・治療	51.2	684.7	735.9
母子感染の撲滅	9.3	193.7	203.0
若者のHIV感染予防	27.4	507.5	534.9
重点集団のHIV感染予防	26.8	480.6	507.4
ジェンダー不平等とジェンダーに基づく暴力	18.2	256.5	274.7
人権、偏見、差別	13.1	68.6	81.7
投資と効率	10.9	452.9	463.8
HIVと統合的保健サービス（事務局）	17.7	540.7	558.4
合計	484.8	3,225.1	3,709.9

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1996年にUNAIDSが設立されて以来、その意思決定機関である事業調整理事会の理事国を務めており、積極的にその活動を支援している。

● 邦人職員

UNAIDSの職員の総数は738名、そのうち専門職以上は368名。2016年12月末現在、専門職以上の邦人職員数は、1名である。

● 日本の財政負担

各国からUNAIDSへの拠出については、義務的な分担金はなく、任意拠出金のみで構成されている。日本からの拠出金は、2016年は85万ドルである。

● コア予算主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年			2016年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	45.0	22.9	米国	45.0	24.9
2	スウェーデン	25.0	12.7	スウェーデン	31.6	17.5
3	オランダ	22.7	12.9	オランダ	22.3	12.4
4	英国	22.2	11.3	英国	18.8	10.4
5	ノルウェー	21.9	11.1	ノルウェー	16.9	9.4
6	スイス	11.2	5.7	スイス	11.8	6.5
7	フィンランド	8.7	4.4	ルクセンブルグ	5.0	4.4
8	デンマーク	8.3	4.2	ベルギー	4.4	2.4
9	オーストラリア	5.7	2.9	デンマーク	4.4	2.4
10	ベルギー	5.6	2.9	カナダ	3.9	2.2
	合計	196.4	100	合計	180.4	100

（注）
・合計は、その他の拠出国を含む

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国連合同エイズ計画（UNAIDS）本部：
<http://www.unaids.org/en/>

⑨ 国連ボランティア計画（UNV : United Nations Volunteers Programme）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1971年1月1日設立。本部はドイツのボンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国連ボランティア計画（UNV）は、国連開発計画（UNDP）の下部組織として1970年の第25回国連総会決

議2659に基づき創設された。

ボランティアの動員やボランティアリズムの推進を通して、持続可能な人間開発を支援し、人種や国籍に関係なくすべての人々に対してその参加の機会を広げること、平和構築、開発支援および人道支援を行うことを任務としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNVの活動分野は保健、教育、気候変動、難民支援等多岐にわたる。当初は技能・資質に恵まれた若い世代が経済社会のあらゆる分野の活動に参加することにより開発途上国の開発に貢献することを目的としていたが、近年は開発分野にとどまらず、人道支援分野や平和構築分野への貢献も行っており、ボランティアの世代も様々である。これらボランティアは、開発途上国政府や国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関、NGOの要請に応じ、それぞれの国・機関等が実施する活動を支援するためUNVから派遣されるほか、UNVが実施するプロジェクトに派遣される。

その活動資金は、UNDPから供与される資金や、各国の任意拠出金により賄われており、2016年実績は約2億280万ドルである。

● 審査・決定プロセス

個々の国連ボランティア派遣は各国連組織および被援助国政府の要請に基づいて決定される。またUNVが独自に実施するプロジェクトは、UNVの上部組織であるUNDPおよび他の国連機関、受入政府が実施する活動を支援するのが目的であり、UNVはUNDPおよびその他の国連機関、受入政府と協議の上、具体的なプロジェクトを確定し、UNV内部のプロジェクト審査委員会の審査を経て実施の可否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

個々の国連ボランティアは、派遣先の国連機関および政府機関により要請された活動を実施する。UNV独自のプロジェクトについては、UNDPはじめ他の国連機関や被援助国政府、NGOと協力して活動を実施する。プロジェクトによってはこれらパートナー組織に活動を一部委託する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNVの活動分野は、貧困削減、民主化支援、防災・復興、環境などの開発分野、平和構築、人道支援等多岐にわたる。UNV戦略枠組み2014-2017ではユース、平和構築、基礎的社会サービスへのアクセス確保、コミュニティの環境および災害に対する強靱性、ボランティアスキームを通じた国家の能力強化の5つを優先分野と位置づけている。また、2012年に発表された国連事務総長

の5か年行動計画に基づき「国連ユース・ボランティア」プログラムの創設がUNVに委ねられた。

● 地域別実績

2016年のUNV地域別派遣実績は以下のとおり。

(単位:人)

地域*	2016年
アジア・大洋州	791 (12%)
アラブ諸国	1,054 (16%)
サブサハラ・アフリカ	3,756 (57%)
ラテンアメリカ・カリブ諸国	659 (10%)
欧州・CIS諸国	330 (5%)
合計	6,590 (100%)

(注)

・地域分類は、UNVの分類による。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、ボランティア活動を通じた人間開発の重要性に鑑み、UNVに対して積極的な資金協力を行っており、2016年は第6位の拠出。UNVの管理・運営は、国連総会の委託に基づきUNDPにより行われており、その活動状況はUNDP執行理事会において2年に1度審査される。

● 邦人職員

2016年12月末現在において、UNVの職員数179名（うち専門職以上は83名）のうち、邦人職員数は3名（専門職以上は2名）である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

対UNVの日本の拠出は、JICA分を合わせ、2016年は総額約72.3万ドルとなる。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	ドイツ	5.1	39	ドイツ	4.3	33
2	スイス	1.9	15	韓国	2.5	19
3	韓国	1.9	14	スイス	1.3	10
4	日本	1.2	9	スウェーデン	1.0	8
5	スウェーデン	0.7	5	フランス	0.9	7
6	フランス	0.6	5	日本	0.7	5
7	アイルランド	0.5	4	フィンランド	0.6	5
8	ノルウェー	0.4	3	アイルランド	0.6	5
9	ルクセンブルク	0.4	3	ルクセンブルク	0.4	3
10	チェコ	0.2	2	チェコ	0.2	2
	合計	13.0	100	合計	13.0	100

出典: UNV Annual Report 2016

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・日本の拠出額にはJICA分が含まれる。
- ・合計は、その他の拠出国を含み、ノンコア拠出の合計額。
- ・ノンコア拠出とは、使途限定の拠出をいう。

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

(1) 日本は、ボランティアの活用により貧困緩和、平和構築、人道支援を推進し、持続的人間開発のための環境づくりに寄与することを目的として、1994年日本信託基金を設置した。

同基金の下、実施されたプロジェクトの実施国および地域は全世界にわたっている。また、日本信託基金

の一部として、日本人ボランティア派遣事業を実施しており、毎年新たな日本人国連ボランティアが世界各地に派遣されている。2016年度は、約 20.7万ドルを同基金に拠出した。

(2) 外務省は、2007年度より、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他各国の文民専門家を育成することを目的に、委託事業として「平和構築人材育成事業」を実施してきたが、2015年度からは事業を拡大し、これまで実施してきたエントリーレベルの人材育成に加え、中堅の実務者レベルの育成やキャリア構築支援、国際機関の人材ニーズ調査を実施するなど事業内容を強化し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として実施中。UNVは、本事業の海外実務研修を担当しており、日本は、本事業に係る経費として、2016年度には68.5万ドルを拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「国連ボランティア計画年次報告書」(国連ボランティア計画発行)

● ウェブサイト

・国連ボランティア計画 (UNV) 本部:
<http://www.UNV.org>

・UNV東京事務所: <http://unv.or.jp> (日本語)

⑳ 国連人間居住計画

(UN-Habitat : United Nations Human Settlements Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1978年10月、「国連人間居住センター」として設立。

本部はケニアのナイロビにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯

1976年の第1回国連人間居住会議で採択された人間居住に関する国際協力計画を実行するための機関として、1977年の第32回国連総会決議32/162に基づき、「国連人間居住センター」としてナイロビに設立された。その後、2001年の第56回国連総会決議56/206に基づき、2002年1月より国連人間居住センターとその意思決定機関である「国連人間居住委員会」は、国連内で独立した事務局を持つ「国連人間居住計画」(UN-Habitat)へと

改組、強化された。日本の同機関への資金協力は1984年以來行われている。

● 目的

- ・居住問題に関する政策目的、優先順位、および指針を確立し、その実施を促進すること。
- ・国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。
- ・地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年に1回開催される管理理事会で決定される方針、政策、事業計画に基づき、地球規模での包括的な調査・

広報活動、各国の住宅および居住問題解決に向けた支援として研修、専門家派遣、シェルター建設等を行っている。6年ごとに中期的戦略が策定される。

その活動資金は、国連通常予算と各国および公的機関等からの任意拠出によって賄われている。2016年の拠出金総合計は、約2億2,600万ドルであり、そのうちコア（用途不特定）拠出金総額は、約1,590万ドルである。

● 審査・決定プロセス

UN-Habitatの事業に関する方針・政策は、2年に1回開催される管理理事会における承認を経て決定され、これに基づき、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事業は、基本的にUN-Habitatが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携して行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

1996年、トルコ・イスタンブールにて開催された第2回国連人間居住会議（ハビタットII）において採択された「ハビタット・アジェンダ（世界行動計画）」に基づき、都市の貧困層を支援し、環境に優しく健全で、人々が尊厳を持って生活できる「まちづくり」を推進している。地方自治体を含めたあらゆるレベルの機関や住民組織と協働し、環境や資源に配慮しながら、スラムのない都市の実現およびミレニアム開発目標（MDGs）で掲げた「環境の持続可能性の確保」と、それに続く「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」の目標11として掲げられている「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の達成に向け、都市の建設・管理・計画など様々な分野で活動している。

また、2016年にエクアドル・キトにて開催された第3回国連人間居住会議（ハビタットIII）において、都市問題や人間居住に係わる課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ（NUA）」が採択された。

● 地域別実績

2016年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

（単位：百万ドル、％）

地域	2016年	
	金額	構成比
アジア・太平洋	47.1	25.2
中東・アフリカ	58.9	31.7
中南米	3.3	1.8
欧州	1.0	0.5
地球規模	76.1	40.8
合計	186.4	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 主な事業

人間居住に関するスラム問題、都市の過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット事業の実施等の活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1978年の設立以来、意思決定機関である管理理事会（2001年までは国連人間居住委員会）の理事国を務めており、UN-Habitatの政策・方針、予算、事業計画等の決定に関与している。

● 邦人職員

職員総数304名（うち専門職以上は181名）のうち、専門職以上の邦人職員数は10名である（2017年）。

● アジア太平洋本部

1997年から、アジア太平洋本部として福岡市に福岡本部が設置されている。

● 日本の財政負担

日本の任意拠出金は、2016年度は約1,182万ドル（うち用途を定めた拠出は約1,174万ドル）。2016年のUN-Habitatへの拠出金総合計に占める日本の拠出割合は9.7%（第2位、暦年ベース）。

● 主要拠出国等一覧（暦年ベース）

（単位：百万ドル、％）

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	日本	52.4	30.8	米国	54.5	24.1
2	EU	15.8	9.3	日本	21.9	9.7
3	国連通常予算	13.3	7.8	UNDP	18.3	8.1
4	スイス	10.5	6.2	スウェーデン	18.1	8.0
5	UNDP	10.0	5.9	EU	15.8	7.0
6	ヨリアンバ開発基金	8.7	5.1	国連通常予算	13.6	6.0
7	オランダ	6.8	4.0	Block by Block	12.0	5.3
8	UNICEF	6.3	3.7	UNOPS	8.4	3.7
9	UNOPS	5.6	3.3	英国	8.4	3.7
10	米国	5.4	3.2	ノルウェー	6.8	3.0
	合計	170.0	100	合計	226.0	100

出典：UN-Habitat（暦年）

（注）

- ・合計は、その他の拠出国・機関を含み、国連通常予算と各国・機関等からの任意拠出額の合計額である。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1984年から国連人間居住財団に一般目的で任意拠出しており、1995年からは、その拠出金を日本が重要と考える分野に有効に活用するため、一部を特定目的への拠出としている。また、2002年からは、アフガニスタンやイラクにおける紛争後の支援、スリランカ・パキスタン等の自然災害後の支援、スーダンやソマリアにおける平和構築・人道支援など緊急性の高い事業

をUN-Habitatを通じて行っている。これは、UN-Habitatの知見、ネットワーク、迅速性等を活かすことにより、日本の二国間ODAを補完するためである。

このほか、UN-Habitatは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトも実施しており、2016年末までにカンボジア、ベトナム、スリランカ、アフガニスタン、ソマリア等における累計8件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「State of the World Cities」（UN-Habitat編）都市および人間居住に関する専門家の意見や最新の統計などをとりまとめている。偶数年に発行。
- ・「Global Report on Human Settlements」（UN-Habitat編）世界の都市や人間居住に関する現状、傾向等を取りまとめている。奇数年に発行。
- ・UN-Habitatの年次報告書「Annual Report」（UN-Habitat編）上記書籍等の入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・国連人間居住計画（UN-Habitat）本部：
www.unhabitat.org

②1 国連国際防災戦略
(UNISDR : United Nations International Strategy for Disaster Reduction)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2002年設立。本部はスイスのジュネーブにあり、国連事務総長特別代表（防災担当）が代表を務める。

● 経緯・目的

国連国際防災戦略（UNISDR）は、2000年第54回国連総会決議（決議219）により2001年まで暫定設置され、2002年第56回国連総会決議（決議195）により正式に発足した。

UNISDRは、国際防災戦略を推進する国連の事務局であり、当初は国連機関等が参加する「防災タスクフォース」の事務局という位置付けで発足した。2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議において、2015年

までの国際防災戦略である「兵庫行動枠組2005～2015」が採択されたことから、国際社会の防災戦略を推進する事務局という位置付けになった。現在は、2015年3月に採択された「仙台防災枠組2015～2030」の実施推進、進捗状況モニタリングおよび報告などを行っている。

UNISDR事務局の任務は、第56回国連総会決議（195）により、国連システム内における防災調整の窓口および国連システム・地域機関の防災活動と社会経済・人道分野における諸活動との連携の確保と定められている。また、兵庫行動枠組採択後の国連事務総長報告（60/180）では、兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国

連システム内における防災政策の窓口、国連防災信託基金の管理等をUNISDRの役割として挙げている。UNISDRは、駐日事務所を2007年10月に兵庫県神戸市に開設した。

2. 事業の仕組み

● 概要

兵庫行動枠組・仙台防災枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口等を行っている。

● 審査・決定プロセス

国連総会において国際防災戦略決議が行われ、これに基づき、事業計画等が決定される。2017年より開催しているドナー国協議等を経て事業計画や活動の評価等を行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

前述「2. 事業の仕組み」の「概要」を参照。

● 主要な事業

2016年の拠出総額は3,027万ドル（2015年は2,100万ドル）で、「防災の先導と調整」、「信頼できる防災情報」、「啓蒙活動」、「コミュニケーション」等の事業が実施された。なおUNISDRは、2015年に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議の開催事務局を務めており、本会議にて兵庫行動枠組の後継枠組みとなる「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。また、2015年12月には、「世界津波の日（11月5日）」が制定され、津波の脅威と対策について普及啓発活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はUNISDRが果たす役割の重要性に鑑み、可能な限りの資金協力を行うとともに、UNISDRの活動に示唆を与えるドナー国（援助国）協議等に積極的に参画している。

● 邦人職員

UNISDRの職員数67名（うち専門職以上49名）のうち、邦人職員数は4名（うち専門職以上は2名）（2017年5月末現在）である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本の資金協力は2004年以来行われている。日本政

府のUNISDRに対する2016年の拠出額は、ノンコア拠出のみで約193万ドル、UNISDRに対する拠出総額に占める割合は6.4%（第4位）。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年		2016年			
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	EU	3.4	16.2	スウェーデン	8.4	27.6
2	スウェーデン	3.1	14.6	EU	7.1	23.3
3	ドイツ	2.8	13.2	韓国	2.1	7.0
4	韓国	2.6	12.2	日本	1.9	6.4
5	オーストラリア	1.6	7.5	ドイツ	1.5	5.0
6	日本	1.5	7.0	オーストラリア	1.4	4.8
7	スイス	1.3	6.0	スイス	1.4	4.5
8	オランダ	1.1	5.0	米国	1.3	4.3
9	フィンランド	0.9	4.3	フィンランド	1.1	3.7
10	米国	0.7	3.5	インド	1.0	3.3
	合計	21.0	100	合計	30.3	100

（注）

- ・合計は、その他の拠出国・機関を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、用途不特定の拠出をいい、ノンコア拠出とは、用途限定の拠出をいう。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「Global Assessment Report」（世界防災白書）
- ・「Annual Report」（年次報告書）

● ウェブサイト

- ・国連国際防災戦略（UNISDR）事務局：
<http://www.unisdr.org/>
- ・国連国際防災戦略（UNISDR）兵庫事務所：
<http://www.adrc.asia/ISDR/index.html>
- ・防災ウェブ：
<http://www.preventionweb.net/english/>

② ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (国連女性機関：United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women) (UN Women)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

2009年9月、4つのジェンダー関係国連機関、すなわち、国連婦人開発基金（UNIFEM）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）を統合する新たな複合型機関を設立し、その長を事務次長（USG）クラスとすることを支持する国連総会決議が採択された。

上記決議を受け、2010年7月、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、略称：国連女性機関（UN Women））の設立を決定する国連総会決議（A/RES/64/289）が採択され、2011年1月より同機関は正式に活動を開始した。本部は米国のニューヨークにあり、事務局長が代表を務める。

● 目的

国連女性機関は、女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とする。また、世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力、女性の地位委員会をはじめとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援、そして国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整を主な役割としている。

優先分野として、①女性の参画拡大、②女性の経済的エンパワーメント、③女性に対する暴力の撤廃、④平和・安全保障・人道的対応における女性のリーダーシップ、⑤政策・予算におけるジェンダーへの配慮、⑥グローバルな規範・政策・基準の構築を掲げている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国連加盟国、基金（国連女性機関ジェンダー平等のための基金、女性に対する暴力撤廃国連信託基金）や財団、民間企業、NGO、国連女性機関国内委員会などから活動資金を得て、プログラムの実施と技術支援・資金供与を行い、女性の人権向上、女性に対する暴力撤廃、政策・予算へのジェンダーの視点の組み入れ、政府の

ジェンダー問題への対策技能や能力の向上を図る取組を行っている。同時に、女性の地位委員会、国連総会、経済社会理事会、安全保障理事会に対して定期的な情報の提供を行い、ジェンダー平等と機会均等を目指して国連システムとの協働を進めている。

● 意思決定機関

(1) 執行理事会

41か国で構成される執行理事会を置く（アジア10、アフリカ10、中南米6、西欧その他5、東欧4、トップドナー4、非DACドナー2）。理事国の任期は3年。日本は初代執行理事国の一つであり、現理事国（任期2019年末まで）。

(2) 事務局組織

ニューヨークに本部を置き、事業の実施・監督等のため、6つの地域事務所、53の国別事務所（アフリカ21、米州・カリブ海11、アラブ5、アジア・太平洋10、欧州・中央アジア6）、4つのリエゾンオフィス有する。

本部事務局の主要部局には政策・事業局、運営管理部、政府間協議支援・戦略的パートナーシップ局などがあり、国連女性機関全体では877名（2017年6月現在）の職員が働いている。

初代事務局長は、2013年3月までミCHEL・バチエレ氏（元チリ大統領）。2013年7月からは、プムズイレ・ムランボ＝ヌカカ氏（元南アフリカ副大統領）が二代目事務総長を務めている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2016年は、107か国で国別プログラムを実施。その他、ジェンダー平等のために男性・男児の参画を呼びかけるキャンペーン「HeForShe」を加速するため、世界の10首脳、10企業、10大学を選出する「IMPACT 10X 10X10」を展開した。また、2017年3月に実施された第61回国連婦人の地位委員会（CSW）では、持続可能な開発のための2030アジェンダの履行のため、必要な行動について各国の合意形成を図った。

● 優先課題領域

・女性のリーダーシップと政治参画

- ・女性の経済的エンパワーメント
- ・女性・女兒に対する暴力の根絶
- ・平和・安全保障分野における女性の参画
- ・国家の開発計画と予算編成におけるジェンダー平等施策策定の推進

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、国連女性機関の設立によって国連におけるジェンダー分野の活動がより効率的・効果的に実施され、これを通じて現場の女性の地位向上とエンパワーメントが目に見える形で実現するよう、同機関の活動に積極的に貢献してきた。日本は、設立当初から同機関執行理事国を務めるとともに、同機関に対する財政的支援も行っている。

日本には、1992年から活動している国連女性機関日本国内委員会（現名称は、国連ウィメン日本協会）がある（2010年まではユニフェム日本国内委員会）。また、国連女性機関が国連グローバル・コンパクト（各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する自発的な取組）とともに推進する「女性のエンパワーメント原則（WEP：Women's Empowerment Principles）」には、多数の日本企業が参加しており、民間セクターや市民社会を含め、同機関との幅広い協力が進められている。

また2012年11月には、バチエレ国連女性機関事務局長（当時）が来日し、総理大臣や外務大臣を表敬訪問した。2014年、2015年、2016年には、ムランボ＝ヌクカ現事務局長が来日し、安倍総理大臣や岸田外務大臣（当時）を表敬訪問した。さらに、2015年4月には、国連女性機関日本事務所が東京都文京区に開設された。

● 邦人職員

国連女性機関の職員数886名（うち専門職以上は416名）のうち、邦人職員（専門職以上）は8名（2017年12月末時点）である。

● 日本の財政負担

日本は前身のUNIFEMに対し、1979年度から継続的に資金協力を行ってきた。コア拠出額は、国連女性機関となった2011年度が45万ドル、2012年度と2013年度がそれぞれ95万ドル、2014年度が469万ドル、2015年度が567万ドル、2016年度が520万ドル。さらにコア拠出に

加え、補正予算でノンコア拠出として、2012年度が100万ドル、2013年度が550万ドル、2014年度は1,456万ドル、2015年度は2,191万ドル、2016年度は1,627万ドル、2017年度は1,814万ドルを拠出した。アフリカ・中東地域8か国で主に紛争の影響を受けた女性の保護・支援プログラムに拠出しているほか、アジア太平洋地域で、女性の権利向上による影響を通じて急進化および暴力的過激化を防止するプログラムに拠出している。2016年（暦年ベース）、日本は第2位の拠出金負担国（拠出率は11.4%）である。

● 主要拠出国一覧（暦年ベース）

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年			2016年		
	国名・機関名	拠出額	拠出率	国名・機関名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	33.1	12.7	スウェーデン	40.4	14.7
2	スイス	26.6	10.2	日本	31.1	11.4
3	ノルウェー	25.1	9.6	英国	25.4	9.2
4	英国	22.5	8.6	スイス	22.9	8.3
5	日本	20.2	7.8	オーストラリア	19.5	7.1
6	オーストラリア	20.1	7.7	フィンランド	18.0	6.6
7	フィンランド	19.4	7.5	ノルウェー	16.2	5.9
8	オランダ	11.6	4.5	米国	14.9	5.4
9	デンマーク	10.9	4.2	オランダ	12.1	4.4
10	米国	9.3	3.6	デンマーク	9.7	3.6
	合計	260.2	100	合計	276.3	100

出典：国連女性機関 年次報告（2015-2016）、国連女性機関 年次報告（2016-2017）

（注）

- ・合計は、その他の拠出国・機関を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。
- ・コア拠出とは、用途不特定の拠出をいい、ノンコア拠出とは、用途限定の拠出をいう。

5. より詳細な情報

民間レベルにおいては、1992年11月にUNIFEMの活動を支援するため、「ユニフェム日本国内委員会」（特定非営利活動法人）が設立された（現在は「国連ウィメン日本協会」（参考サイト：<http://www.unwomen-nc.jp/>）。

● ウェブサイト

- ・国連女性機関（UN Women）本部サイト：
<http://www.unwomen.org/en>
（英語・フランス語・スペイン語）
- ・国連女性機関（UN Women）日本事務所サイト：
<http://japan.unwomen.org/ja>（日本語）

②③ 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (SRSG-SVC : The United Nations Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2010年4月設立。本部は米国のニューヨークにあり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表が代表を務める。

● 経緯

(1) 2010年4月、紛争下の性的暴力に係る安保理決議第1888号(2009年9月)に基づき、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG) マンデートが開始。初代SRSGはマルゴット・ヴァルストローム氏(スウェーデン)、二代目はザイナブ・ハワ・バンゲーラ氏(シエラレオネ)。2017年6月に、プラミラ・パッテン現SRSG(モーリシャス)が就任。

(2) 2009年11月、安保理決議第1888号に基づき、紛争下の性的暴力に対する国連アクションの運営委員会が国連PKO部局(DPKO)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)および国連開発計画(UNDP)に対して、法の支配・紛争下の性的暴力専門家チーム(TOE: UN Team of Experts on the Rule of Law/Sexual Violence in Conflict)の設立のため共同責任機関となるよう要請。同決議により、事務総長に対して、武力紛争下の性的暴力に特に関係する地域に専門家チームを早急に派遣するよう要請があり、2011年、TOEが設立された。

● 目的

国連の機関横断的なイニシアティブである「紛争下の性的暴力に対するUNアクション」等を通じて、既存の国連の調整メカニズムを強化し関係機関の協力を促進しつつ、対象国の軍、司法関係者を含む政府と市民社会に政策提言を行い、紛争下の性的暴力の問題解決に指導的な役割を果たすことを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

紛争下の性的暴力の終焉に向けた政治的なアドボカシーに加え、不処罰の文化の終焉と説明責任の確保のために、法整備、性的暴力の被害者の保護メカニズムの構築、捜査と訴追能力向上など司法・警察・軍を含めた政府の能力強化プロジェクトを実施する。

紛争下の性的暴力担当SRSGおよび同事務所の活動資金は、基本的には国連の通常予算で賄われており、UNアクションおよびTOEについては、主にドナー(日本を含む国連加盟国)による任意拠出から活動資金を得ている。

● 意思決定機関

紛争下の性的暴力担当SRSG事務所は、紛争下の性的暴力担当SRSGの下、3つの機関から構成されており、SRSG自身の役割を含め、それぞれの果たす役割は下記のとおりである。

(1) 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict、事務次長レベル)

紛争下の性的暴力担当SRSGの役割は、対象国の政府高官と交渉し、政治的なコミットメントを引き出し、対象国の取組を支援するために国際社会の支援を獲得することである。UNアクションの議長も務める。

(2) 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所(The Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)

紛争下の性的暴力担当SRSGが紛争下の性的暴力の分野における国連の指導的な役割を代表し、政治的アドボカシーを行うことをサポートする。紛争下の性的暴力担当SRSG事務所の6つの主要な優先的課題は、①紛争下における性的暴力に対する不処罰の終焉、②被害者の保護とエンパワーメント、③政治的オーナーシップの動員、④紛争の戦略および結果としてのレイプに対する認識強化、⑤国連における対応の調和化、⑥国家のオーナーシップの強調、である。この役割に加えて、次の(3)、(4)を含めた事務所全体の活動の官房的、広報的役割も担うSRSG事務所内の中心的な機関であり、年に一度、安保理への活動報告も実施している。

(3) UNアクション(UN Action Against Sexual Violence in Conflict Secretariat)

紛争下の性的暴力終焉のため、13の国連機関の取り組みを調整し、強化することを目的とする国連の組織(2007年設立)。被害者の支援および各国の性的暴力予防の努力支援も行う。活動の3つの柱は、①国レ

ベルの行動のネットワーク化と調整の支援（UNカン
トリー・チームや平和維持軍との協働戦略）、②公衆
の意識を高めるアドボカシー、③性的暴力に対する国
連とパートナーによる効果的な対応に関する知識の集
約、となっている。

- (4) 法の支配・紛争下の性的暴力専門家チーム（TOE：
UN Team of Experts on the Rule of Law/Sexual
Violence in Conflict）

DPKO、OHCHRおよびUNDPからの各1名の高官か
ら成るTOE諮問グループが、TOEによる活動への戦略
的アドバイスの提供、活動地域の提案、専門家名簿の
管理に関するアドバイスの提供等を行っている。TOE
を構成する7名（2017年7月現在）の専門家は、対象
国を訪問して幅広い分野の関係者と面談し、紛争下の
性的暴力撤廃に向けたニーズと現実の支援とのギャッ
プを指摘した上で対処の方法について助言する。ギャ
ップへの対処については、第一義的には対象国政府
が行うが、これが難しい場合は国連機関やNGOが、
それでも解決しない場合はTOEが対応することとな
る。TOEは、プロジェクト形成を担当し、現場で活動
する主な支援機関である国連カンントリーチームと緊密
に連携を取る。紛争下の性的暴力担当SRSGがプロジェ
クトを最終決定するが、その過程では、UNアクシ
ョン傘下の国連諸機関のトップなどと意見交換を行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014～2015年の2か年の紛争下の性的暴力担当SRSG
事務所の活動規模（国連の通常予算および特別予算から
の充当額と各国からの拠出総額合計）は、15.3百万ドル
（SRSG事務所：4.9百万ドル、UN アクション：1.5百万
ドル、TOE：8.9百万ドル）となっている。

● 主要な事業

- ・紛争に関連した性的暴力を防止するためのトレーニング
- ・紛争下の性的暴力に特化した早期警戒指標の開発
- ・停戦合意や和平協定の中での紛争に関連した性的暴力
への取組
- ・性的暴力撲滅のための包括的戦略の構築
- ・国家の能力強化を含むサービスへのアクセスの改善と
拡大
- ・保護と予防の強化

● 優先地域

優先的に活動を行っている国は、アフガニスタン、シ
リア、ギニア、イラク、マリ、コートジボワール、コン
ゴ民主共和国、スーダン、中央アフリカ共和国、南スー
ダン、コロンビア、ソマリア、およびリベリアである。
今後、中東地域（シリア、イラクおよび周辺国）への活
動拡大を予定している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、紛争下の性的暴力は看過できない問題である
との立場から、紛争下の性的暴力担当SRSG事務所との
連携を重視し、特にTOEの活動を積極的に支援してい
る。2014年よりコンゴ民主共和国、ソマリアおよび中
央アフリカにおけるTOE案件に対し財政支援を行ってき
ており、2014年（215万ドル拠出）、2015年（255万ド
ル拠出）および2016年（270万ドル）における第1位の
ドナー（対TOE）となった。

● 邦人職員

2017年7月現在、職員総数は17名。邦人職員は1名
（JPO）。

● 日本の財政負担

日本は、2014年（2013年度補正予算）、TOEに対し初
の拠出を行った。具体的には、コンゴ民主共和国におけ
る性的暴力の不処罰への対応および司法制度強化（185
万ドル）とソマリアにおける性的暴力に関する法制度改
革（30万ドル）に支援を行った（拠出額第3位）。

2015年（2014年度補正予算）にはコンゴ民主共和国
および中央アフリカの案件に対し255万ドルを拠出（拠
出額第1位）。2016年（2015年補正予算）は、ソマリア
およびコンゴ民主共和国に270万ドルを拠出（拠出額第
1位）。2017年（2016年補正予算）は、ソマリアおよび
ヨルダンに100万ドルを拠出。

● TOEに対する2017年主要抛出国一覧

(単位:千ドル、%)

国名	抛出国額	抛出国率
スウェーデン	1,805	39.1
英国	1,123	24.3
日本	1,000	21.6
ノルウェー	484	10.5
スペイン	209	4.5
合計	4,621	100

出典: Multi-Partner Trust Fund Office

(注)

- ・合計は、コア・ノンコア抛出国の合計額。
- ・コア抛出国とは、使途不特定の抛出国をいい、ノンコア抛出国とは、使途限定の抛出国をいう。

5. より詳細な情報

● 書籍等

Team of Experts Annual Report 2016 (TOE発行)

● ウェブサイト

- ・ SRSG-SVC本部サイト:

<http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/>

(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語)

② 国際移住機関 (IOM : International Organization for Migration)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1951年設立。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

欧州から中南米諸国への移住支援のために1951年に設立された「暫定欧州移民移動政府間委員会」が国際情勢の変化を背景として、全世界へとその活動範囲を広げ、かつ、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになり、国際移住機関 (IOM) と名称変更した。現在は国際的な人の移動に関連した問題への対処を目的に幅広い活動を実施。2016年より国連関連機関となった。

2. 事業の仕組み

● 概要

人の移動にかかわる以下の各種支援を実施。

- (1) 移住と開発分野 (専門家交流、移民や帰国者への小規模融資、頭脳「流出」・「流入」問題等)
- (2) 適切な移住の促進 (家族呼び寄せ、国際的人材の採用と派遣、渡航手続き、語学研修、文化紹介等)
- (3) 移住の管理行政 (人身取引対策、出入国管理、不法入国対策、自主帰国・再定住支援等)
- (4) 非自発的移住 (難民・難民申請者支援、国内避難民支援、帰還・再定住支援、緊急人道援助、復興支援、除隊兵士の社会復帰、所有権争議と補償、選挙と国民投票等)

● 審査・決定プロセス

フィールドレベルで作成された国別予算書に基づき年間事業予算計画書が作成され、年次総会で承認を受ける。年次アピールに加えて、フィールドでの新たなニーズに対応した新規事業が本部の審査を受けて随時立案され、国連アピールへの参加、または個別ドナーとの協議を経て、任意抛出国を受け次第実施される。

● 実施の仕組み

フィールドレベルで作成された事業計画が本部に提出された後、委員会、総会の決定を受け、年次アピールとして発表され、ドナーの抛出国等により資金のめどが付いた事業が実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年のIOMの活動規模は約15億8,520万ドル、2016年は約16億200万ドルとなっている。事務所数は400を超えている (2016年現在)。

● 2016年地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地域	金額	構成比
アジア・オセアニア	271.2	18.1
アフリカ	388.5	26.0
中東・北アフリカ・欧州	306.0	20.5
中南米	193.4	12.9
中東	307.2	20.6
北米	24.7	1.6
合計	1,491.0	100

(注)
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

2009年11月から1年間、最高意思決定機関である総会の議長に北島信一ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使(当時)が就任し、IOMの意思決定に積極的に関与した。

● 邦人職員

2016年末現在、IOMの全職員数約10,000名(うち国際専門職以上は1,193名)のうち、邦人職員は37名(うちJPO5名を含む国際専門職以上は31名)である。

● 日本の財政負担

日本は、積極的に資金援助を行っている。加盟国に義務的に課される分担金については約547万ドル(2016年)で世界2位。また、任意の拠出金は、2014年は約3,565

万ドル、2015年は約4,396万ドル、2016年は約5,464万ドルである(いずれも送金ベース)。

● 主要拠出国・機関一覧(任意拠出金<民間援助含む>)

(交換公文ベース、単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	419.5	33.2	米国	533.6	34.0
2	ペルー	266.3	21.1	英国	77.4	4.9
3	オーストラリア	66.3	5.2	カナダ	76.4	4.8
4	英国	58.1	4.6	ドイツ	74.5	4.8
5	カナダ	55.7	4.4	オーストラリア	71.0	4.5
6	日本	43.9	3.4	日本	54.6	3.5
7	オランダ	28.1	2.2	スウェーデン	44.2	2.8
8	ノルウェー	24.3	1.9	ペルー	36.5	2.3
9	コロンビア	21.2	1.6	オランダ	28.6	1.8
10	スウェーデン	11.0	0.8	コロンビア	23.0	1.5
	合計	1,262	100	合計	1,165	100

出典: IOM統計(暦年)
(注)
・合計は、その他の拠出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国際移住機関 (IOM) 本部:
<http://www.iom.int/> (英語)
- ・国際移住機関 (IOM) 駐日事務所:
<http://www.iomjapan.org> (日本語)

25 国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS : United Nations Office for Project Services)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1995年1月1日より独立した国連機関として業務を開始。デンマークのコペンハーゲンに本部があり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1974年、国連開発計画 (UNDP) の中の一部局 (Office for Project Services) として設立。1994年9月、第48回国連総会は、経済社会理事会の勧告を受け、また、国連開発計画 (UNDP) 執行理事会の決定に従い、UNDP内の一部局 (プロジェクト実施部門) であったプロジェクト・サービス部 (OPS) のUNDPからの分離・独立を決定した (決議第501号)。同決議に基づき、1995年1月1

日、国際連合プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) として発足。21か国に国事務所、東京やブリュッセルを含む8か所に連携事務所を有する。UNOPSは、平和構築、人道支援、開発分野等におけるインフラ整備、調達、プロジェクトの実施管理等を行うことを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

他の国連機関や国際金融機関、各国政府等などの委託を受けて、平和構築、人道支援、開発分野等におけるプロジェクトの実施管理、調達、インフラ整備・構築を行っている。委託元の要望に合わせて、プロジェクトの

実施戦略や行動計画の策定から、実施、進捗状況のモニタリング、プロジェクト評価までの総合管理に加え、専門家の選定・派遣や各種研修事業の企画運営、物資の調達、業務委託事業なども手掛けている。UNOPSは、国連機関の中で唯一独立採算制を取っており、サービスを提供することにより得られる報酬でその運営をまかっている。そのため、国連の追求する人道的・開発的目標に沿いつつも、費用効果の高いサービスの提供が可能となっている。

● 審査・決定プロセス

UNOPSは経済社会理事会および国連総会の管轄下にある国連組織であり、UNOPSの運営については、国連開発計画（UNDP）および国連人道基金（UNFPA）も管轄するUNDP/UNFPA/UNOPS執行理事会において審議される。UNOPSの事務局長は、UNDP/UNFPA/UNOPS執行理事会ならびに国連事務総長に対して報告する。

● 決定後の案件実施の仕組み

事業は基本的にUNOPSが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携して行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年、UNOPSは80か国以上の国において1,000件以上の平和構築・人道支援・開発支援事業を実施し、その事業総額は約14億ドル。主な事業として、ミャンマーにおける保健セクター支援のほか、アフリカおよび中東地域における人道支援を実施した。成果の例として、合計2,572キロメートルの道路、46の学校、25の病院、2つの滑走路および2つの港を建設した。また、2015年中にUNOPSが実施した事業のうち29パーセントが現地における雇用機会の創出にも寄与し、合計で220万日相当の賃金雇用を生み出した。調達分野では、約39,000台の機械設備、6,200台の車両、4,000万個の医療機材、2億4,000万個の薬品等、約7億ドル相当の物資とサービスを調達した。

● 地域別実績

2015年の地域別事業実績は、執行額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

地域	金額
アジア	534.8
アフリカ	426.4
ラテンアメリカ・カリブ地域	199.9
ヨーロッパ	156.7
オセアニア地域	22.4
グローバル	93.1
合計	1,410.9

(出典: UNOPS提出資料)

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

2015年の分野別事業実績は、執行額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

分野	2015年	割合 (%)
インフラ整備	315.5	23%
調達	485.8	34%
プロジェクト管理	609.6	43%
合計	1,410.9	100%

(出典: UNOPS Sustainability report 2015およびUNOPS提出資料)

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNOPSの政策および活動方針を決定する最高意思決定機関である執行理事会の理事国としてUNOPSの意思決定に積極的に関与している。

● 邦人職員

2016年12月31日現在、UNOPSの職員数3,964人（うち専門職以上は1,284人）のうち、邦人職員は12名（全員が専門職以上）である。（注：UNOPSは事業の実施に特化した機関であるため、プロジェクト付きの国際コンサルタント〈ICA〉を専門職として常時多数雇用しており、前述の数字はICAを含む。）

● 日本の財政負担

UNOPSは独立採算制により組織運営をしているためコア予算を持たず、日本は主に補正予算による拠出を行っている。平成27年度（2015年度）の中東・北アフリカ・サブサハラ・欧州向け補正予算により約3,000万ドル（約33億円）を拠出し、アフガニスタン、イラク、ウクライナ、スーダン、ソマリア、マリ、南スーダンおよびヨルダンにおいて緊急人道支援を実施した。平成

28年度（2016年度）には、中東・北フリカ・サブサハラ・欧州向け補正予算により、約2,000万ドル（約24億円）を拠出し、イラク、ウクライナ、シリア、スーダン、ソマリア、マリ、南スーダンおよびヨルダンにおいて緊急人道支援を実施した。

● 主要ドナー国一覧（暦年・執行ベース）

（単位：百万ドル、%）

順位	2014年			2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	47.2	14.7	米国	53.3	15.2
2	ペルー	46.8	14.5	ホンジュラス	33.5	9.6
3	カナダ	29.7	9.2	英国	31.3	8.9
4	エチオピア	28.8	8.9	日本	28.7	8.2
5	日本	18.0	5.6	エチオピア	25.7	7.4
6	英国	16.7	5.2	ペルー	18.9	5.4
7	イタリア	14.0	4.4	イタリア	16.0	4.6
8	スウェーデン	13.5	4.2	カナダ	16.0	4.6
9	ホンジュラス	13.4	4.2	ウルグアイ	11.0	3.2
10	ウルグアイ	10.7	3.3	ノルウェー	10.7	3.1
	合計	322.0	100	合計	350.3	100

（出典：UNOPS 2016 Annual report of the Executive DirectorおよびUNOPS提出資料）

（注）

・合計は、他機関からの拠出を除いたドナー国によるノンコア拠出の合計額。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・ UNOPSが毎年執行理事会に提出する年次報告書は下記のリンクから入手可能

<https://www.unops.org/english/About/Executive-board/Pages/Executive-board-reports.aspx>

- ・ 毎年の活動の概要をまとめた年次パンフレット（Annual Brochure）は下記のリンクから入手可能

<https://www.unops.org/english/News/Publications/Pages/Annual-brochures.aspx>

● ウェブサイト

- ・ 国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）：

<https://www.unops.org/>

2 国際開発金融機関

① 世界銀行（国際復興開発銀行〈IBRD：International Bank for Reconstruction and Development〉および国際開発協会〈IDA：International Development Association〉）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際復興開発銀行（IBRD）は、1946年6月に業務を開始。日本は1952年に加盟。国際開発協会（IDA）は、1960年9月に設立され、日本は同年12月から加盟している。本部は両機関とも米国のワシントンD.C.にあり、総裁（世界銀行グループ5社の総裁を兼任）が代表を務めている。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ協定の下で、国際通貨基金（IMF）とともに設立された。IBRDの当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産設備および生産資源の開発であるが、最近では、開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務の目的としている。2017年6月末現在189か国が加盟している。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付を行っているのに対して、そうした条件で借入が困難な低所得国に対して、より緩和された条件で融資および贈与を行うことを主たる業務としている。2017年6月末現在173か国が加盟している。

● 開発協力に対する方針等

IBRDは中所得国および信用力のある貧困国に対し、融資、保証、および分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目指している。

IDAは、低所得国に対し、初等教育、基礎的保健医療、清潔な水と衛生、農業、ビジネス環境の改善、インフラ、組織・制度の改革など、開発のための幅広い取組を支援している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IBRDおよびIDAは、開発途上国の貧困削減に向けた努力を支援することを目的とし、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトやプログラムの実施に対して、主に貸出による支援を行

うとともに、専門的見地から政策アドバイスを行っている。IBRDの事業資金は、市場からの資金調達等により賅われており、例えば、2017世銀年度（2016年7月～2017年6月）の中・長期の借入額は約554億ドルとなっている。IDAの事業資金は、先進国を中心とした加盟国からの出資金、IBRDの純益移転等により賅われており、おおむね3年に1度、出資国による増資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRD・IDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査等の各種調査を行い、その国の開発課題に対する世銀の分析である体系的国別診断（SCD）を作成した後、同国政府機関および他の援助機関と協議の上で国別パートナーシップフレームワーク（CPF）を策定し、支援の重点方針、援助すべきプログラム案を決定する。その後、支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、借入国政府や他の援助機関との対話を行いつつ具体的な支援プロジェクト・プログラムを決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRD・IDAはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2017世銀年度（2016年7月～2017年6月）の貸付・融資承認総額は、IBRDが約226億ドル、IDAが約195億ドルとなっている。

● 地域別・分野別実績

IBRD・IDAの地域別・分野別の貸付・融資承認実績は以下のとおり。

2017世銀年度のデータ：

地域別実績

(単位:億ドル)

地域	IBRD	IDA
東アジア・大洋州	44.0	27.0
南アジア	22.3	38.3
サブサハラ・アフリカ	11.6	106.8
中東・北アフリカ	48.7	10.1
中南米・カリブ諸国	53.7	5.0
欧州・中央アジア	45.7	7.4
合計	226.1	194.6

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

分野別実績

(単位:億ドル)

分野	IBRD・IDA
法務・司法・行政	67.1
金融	31.1
運輸	58.2
保健、社会保障	51.3
エネルギー・鉱業	63.3
産業・貿易	42.4
教育	28.5
農業・漁業・林業	27.8
上下水・治水	41.0
情報・通信	10.2
合計	420.9

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付・融資の承認等の日常業務の意思決定は2017年6月末現在、25名の理事（任命理事6名、選任理事19名）から成る理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

2017年6月末現在、IBRD・IDAの専門職員・任期付職員4,519名のうち日本人職員数は137名である。

● 日本の財政負担

IBRD資本金約2,784億ドル（授權資本ベース）のうち、日本の出資額は約200億ドル（出資率約7.2%）であり加盟国中第2位。また、IDAの資本金約2,459億ドルのうち日本の出資額は約436億ドル（出資率約17.7%）であり、加盟国中第2位である。

※IBRD・IDAともに、2017年6月末の最新の年次報告書

に基づいたもの。

● 主要出資国一覧

IBRD

(単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	出資額	出資率	国名	出資額	出資率
1	米国	46,384	16.7	米国	46,384	16.7
2	日本	19,958	7.2	日本	19,958	7.2
3	中国	12,859	4.6	中国	12,859	4.6
4	ドイツ	11,650	4.2	ドイツ	11,650	4.2
5	フランス	10,906	3.9	フランス	10,906	3.9
5	英国	10,906	3.9	英国	10,906	3.9
7	インド	8,435	3.0	インド	8,435	3.0
8	ロシア	8,023	2.9	ロシア	8,023	2.9
9	サウジアラビア	8,023	2.9	サウジアラビア	8,023	2.9
10	カナダ	7,040	2.5	カナダ	7,040	2.5
	合計	278,377	100	合計	278,377	100

出典:世界銀行「年次報告(2016・2017)」

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

・合計は、その他の出資国を含む。

・これまでの出資額の累計(コミットメントベース)を示す。

IDA

(単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	出資額	出資率	国名	出資額	出資率
1	米国	50,411	20.5	米国	50,411	20.5
2	日本	44,064	18.0	日本	43,620	17.7
3	英国	28,484	11.6	英国	28,277	11.5
4	ドイツ	25,579	10.4	ドイツ	25,586	10.4
5	フランス	17,258	7.0	フランス	17,290	7.0
6	カナダ	11,079	4.5	カナダ	11,073	4.5
7	イタリア	9,252	3.8	イタリア	9,931	4.0
8	オランダ	8,745	3.6	オランダ	8,823	3.6
9	スウェーデン	7,949	3.2	スウェーデン	8,038	3.3
10	スイス	5,024	2.0	スイス	5,128	2.1
	合計	245,430	100	合計	245,930	100

出典:世界銀行「年次報告(2016・2017)」

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

・合計は、その他の出資額を含む。

・これまでの出資額の累計(コミットメントベース)を示す。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 開発政策・人材育成基金

(PHRD Fund: Policy and Human Resources Development Fund)

2016年度拠出 約98億円

使途: PHRD基金への資金拠出は、途上国における開発政策の策定・実施と人材育成、世界銀行が

グループへの日本人職員派遣、および日本と世界銀行グループのパートナーシップ強化等を通じて、途上国の持続的発展の促進、国際機関における日本のプレゼンス向上、および日本の知見の世界銀行の援助方針への反映を目的とするもの。

(2) 日本社会開発基金

(JSDF : Japan Social Development Fund)

2016年度拠出 約29億円

使途 : JSDFへの資金拠出は、途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支援や、その担い手となるNGO等に対する能力強化を通じて、途上国の社会開発・貧困削減の促進を目的とするもの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を地域別・課題別にとりまとめているほか、各地域への貸付・融資等データを分野別に掲載している。例年10月ごろに発行されており、世界銀行東京事務所にて入手が可能である。また、ウェブサイトにも掲載されている。

● ウェブサイト

・世界銀行 (IBRD、IDA) 本部 :

<http://www.worldbank.org>

・世界銀行 (IBRD、IDA) 東京事務所 :

<http://www.worldbank.org/ja/country/japan>

② 国際通貨基金 (IMF : International Monetary Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際通貨基金 (IMF) は、1944年7月、米国のブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された国際通貨基金協定 (1945年12月発効) に基づき、1946年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。本部は米国のワシントンD.C.にあり、専務理事が代表を務める。

● 経緯・目的

IMFの目的は、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大とバランスの取れた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、および国際収支上困難に陥っている加盟国への一般資金の提供である (協定第1条)。

2017年6月末現在の加盟国数は189か国である。

2. 事業の仕組み

● 概要

具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐために行う、加盟国のマクロ経済・為替政策や世界全体・各地域の経済・金融情勢等に関するサーベイランス (監視)、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援等が挙げられる。

● IMFによる国際収支支援の標準的な審査・決定プロセス

被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを策定し、理事会においてこのプログラムおよび融資の内

容を審査の上、承認がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

原則として、承認と同時に一定額が引き出し可能となり、その後は、IMFが被支援国のプログラム履行状況を定期的に審査し、その結果に応じて資金が引き出し可能となる。

3. 最近の活動内容

● 概要

アジア通貨危機や2008年秋以降の金融経済危機を踏まえ、グローバル化に伴う環境の変化に対応するために、国際通貨システムを強化する種々の取組を行っている。特に2008年以降、危機に陥った各国に多額の資金支援が実施されただけでなく、危機予防の観点からIMFの融資制度の改革が行われ、政策運営の健全な加盟国に対しては引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金を支援できる制度が整えられた。また、2010年末に決定された包括的なIMF改革の中で、資金基盤を強化するためにクォータ (出資割当額) を倍増させることに加盟各国が合意した。さらに、欧州債務問題等に対応するため、2012年4月に日本が非ユーロ圏の国として先陣を切って600億ドルの資金貢献を表明したが、その後各国からの貢献表明もあり、6月のG20ロスカボス・サミットにおいて4,500億ドルを上回る規模のIMF資金基盤強化が合意された。

IMFの機能強化については、貿易・金融相互の関係の深まりや、国境を越えた波及効果の拡大などの世界経済

の発展と変容に対応するため、サーベイランスの強化を図るための新たな指針「統合サーベイランス決定」が2012年に採択された。

組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、2010年に合意された改革において、出資割合の6%以上を経済成長の著しい新興国・途上国に移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意された。この2010年改革は、米国において議会承認が得られず、発効要件が満たされない状況が続いていたものの、2016年1月に米国が批准通知を行い、約5年越しに発効に至った。

低所得国に対しては、譲許的な条件による融資（PRGT融資）を実施している。世界金融危機を受けて低所得国向け融資制度改革が行われ、利用限度額の倍増、譲許性の拡大、従来の中長期的な国際収支問題への支援制度に加え、短期的な問題を支援する制度の創設等が行われた。

● 地域別実績

① IMF通常融資（一般資金の引き出し）

（単位：百万SDR）

地域	2015年		2016年	
	国数	金額	国数	金額
アジア	1	9	1	240
中東・北アフリカ	4	2,972	5	3,952
サブサハラ・アフリカ	1	3	1	46
欧州	5	5,166	7	1,070
西半球	1	113	3	405
合計	12	8,263	17	5,713

出典：IMFウェブサイト

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

② PRGT（貧困削減・成長トラスト）融資

（単位：百万SDR）

地域	2015年		2016年	
	国数	金額	国数	金額
アジア	5	246	5	246
中東・北アフリカ	0	0	0	0
サブサハラ・アフリカ	17	712	17	712
欧州	0	0	0	0
西半球	3	17	3	17
合計	25	975	25	975

出典：IMFウェブサイト

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IMFは各加盟国の総務（代表）により構成される総務会（年1回開催、2012年は東京にて開催）を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会（日本総務を含む24名がメンバー、年2回開催）が勧告・報告を行っている。なお、日常業務の決定（融資の承認等）は24名の理事から成る理事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務めている（1970年以降は任命理事となっている）。

● 邦人職員

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2016年4月30日現在2,680名（マネジメント5名、専門職2,226名、補助職449名）となっている。マネジメントおよび専門職2,231名のうち邦人職員は55名。主な邦人幹部職員では、古澤満宏氏が副専務理事を務めている。

● 日本からの出資

2017年6月末現在、日本の出資額は308億2,050万SDR、出資率は約6.48%であり、米国に次いで加盟国中単独第2位。

● 主要出資国一覧

（単位：百万SDR、%）

順位	2015年			2016年		
	国名	出資額	出資率	国名	出資額	出資率
1	米国	42,122	17.7	米国	82,994	17.5
2	日本	15,629	6.6	日本	30,821	6.5
3	ドイツ	14,566	6.1	中国	30,483	6.4
4	フランス	10,739	4.5	ドイツ	26,634	5.6
5	英国	10,739	4.5	フランス	20,155	4.2
6	中国	9,526	4.0	英国	20,155	4.2
7	イタリア	7,882	3.3	イタリア	15,070	3.2
8	サウジアラビア	6,986	2.9	インド	13,114	2.8
9	カナダ	6,369	2.7	ロシア	12,904	2.7
10	ロシア	5,945	2.5	ブラジル	11,042	2.3
	合計	245,977	100	合計	475,473	100

出典：IMFウェブサイト

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

・合計は、その他の出資国を含む。

● 主な用途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

IMFの特定活動に係る日本管理勘定（Japan Subaccount for Selected Fund Activities）

2015年度拠出 約35.1億円

2016年度拠出 約28.7億円

使途：技術支援（金融セクター改革、統計整備、税制改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施）および奨学金制度（アジア・太平洋の開発途上国の人材育成等）への支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report of the Executive Board」
IMFの年次報告。例年総会の開催される秋ごろに発行。

● ウェブサイト

・国際通貨基金（IMF）本部：<http://www.imf.org>
・国際通貨基金（IMF）アジア太平洋地域事務所：
<http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm>

③ アジア開発銀行（ADB : Asian Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、アジア開発銀行（ADB）の設立が決議され、1966年に発足。日本は設立準備段階より参画しており、原加盟国である。本部はフィリピンのマニラにあり、総裁が代表を務める。

● 経緯・目的

ADBは、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP、旧称ECAFE）の発案により、アジア・太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、地域内の開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された。2016年12月末現在、67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か国、域外加盟国数（米国、欧州等）は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、2016年12月現在の総裁（第9代目）は中尾武彦氏である。

● 開発協力に対する方針等

ADBは世界最大の貧困人口を抱えるアジア・太平洋地域の貧困削減を図り、平等な経済成長を実現することを最重要課題として取り組んでいる。また、アジアの途上国における持続的成長のために必要な投資の促進、省エネルギー等の促進の取組を支援している。日本は設立以来、ADBへの最大の出資国として貢献している。

2. 事業の仕組み

● 概要

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する融資等、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言、③開発目的のための公的・民間支援の促進、等である。

なお、ADBは、中所得国に対しては準市場金利による

融資、低所得国に対しては緩和された条件での融資や、贈与を行っている。

● 審査・決定・実施のプロセス

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査、決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概要

ADBは、2008年から2020年までのADBの長期的な戦略目標を定めた「Strategy2020（2008年4月策定）」において、アジア・太平洋地域の貧困削減を最重要目標に設定し、包括的経済成長、環境面で持続可能な成長、地域統合を中心戦略として掲げている。2015年の融資承認額は、準市場金利による融資が129億ドル、緩和された条件による融資が25億ドル、2016年はそれぞれ138億ドル、26億ドルとなっている。

分野別実績は以下のとおり。

(単位:百万ドル、%)

2015年			2016年		
部 門	金額	構成比	部 門	金額	構成比
エネルギー	5,004	32.4	運輸・情報通信技術	3,794	23.2
運輸・情報通信技術	2,787	18.0	エネルギー	3,791	23.2
金融	2,294	14.8	公共政策	2,234	13.7
水道・都市インフラ	1,810	11.7	金融	1,778	10.9
公共政策	1,552	10.0	水道・都市インフラ	1,578	9.6
農業・天然資源	1,001	6.5	農業・天然資源	1,089	6.7
教育	670	4.3	工業・貿易	1,027	6.3
保健・社会保障	323	2.1	教育	895	5.5
工業・貿易	15	0.1	保健・社会保障	167	1.0
マルチセクター	0	0	マルチセクター	0	0
合 計	15,454	100	合 計	16,353	100

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別実績は以下のとおり（上位10か国）。

(単位:百万ドル、%)

2015年			2016年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
インド	2,571	16.6	インド	3,053	18.7
中国	2,054	13.3	中国	2,105	12.9
パキスタン	1,766	11.4	インドネシア	1,727	10.6
インドネシア	1,375	8.9	パキスタン	1,553	9.5
バングラデシュ	1,185	7.7	アゼルバイジャン	1,325	8.1
カザフスタン	1,098	7.1	バングラデシュ	1,119	6.8
ベトナム	1,027	6.6	フィリピン	833	5.1
ウズベキスタン	781	5.1	ベトナム	773	4.7
フィリピン	661	4.3	スリランカ	699	4.3
スリランカ	533	3.4	ウズベキスタン	573	3.5
その他	2,403	15.6	その他	2,593	15.8
合 計	15,454	100	合 計	16,353	100

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等日常業務の意思決定は12名の理事（域内国8名、域外国4名）から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,086名のうち、日本人職員は150名（2016年12月末現在）で、最多数。

● 日本の財政負担

融資財源（通常資本財源：OCR）のうち、日本の出資

割合は15.6%であり、加盟国中第1位。2016年12月末現在、1,427億ドルのうち、日本の出資額は223億ドル。このうち、実際の払込額は約5%。また、贈与財源（アジア開発基金：ADF）317億ドルのうち、日本の拠出額は120億ドル（拠出率37.7%）であり、加盟国中第1位。
※2016年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主要出資国一覧（2016年末時点）

(単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国 名	出資額	出資率	国 名	出資額	出資率
1	日本	22,975	15.6	日本	22,271	15.6
2	米国	22,814	15.5	米国	22,271	15.6
3	中国	9,486	6.5	中国	9,195	6.4
4	インド	9,320	6.3	インド	9,034	6.3
5	オーストラリア	8,518	5.8	オーストラリア	8,257	5.8
6	インドネシア	8,017	5.5	インドネシア	7,772	5.4
7	カナダ	7,701	5.2	カナダ	7,465	5.2
8	韓国	7,416	5.0	韓国	7,189	5.0
9	ドイツ	6,369	4.3	ドイツ	6,173	4.3
10	マレーシア	4,009	2.7	マレーシア	3,886	2.7
	合 計	147,052	100	合 計	142,699	100

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

・合計は、その他の出資国を含む。

・これまでの出資額の累計（コミットメントベース）を示す。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ 貧困削減日本基金

(JFPR: Japan Fund for Poverty Reduction)

2016年度拠出: 約65億円

使途: ADBの加盟途上国における開発プロジェクト、プログラムの策定・実施の促進等に必要な技術支援、小規模な貧困削減プロジェクト等の支援などを実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ 年次報告

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年5月に発行されており、ADB駐日事務所にて入手可能。また、ウェブサイトにも掲載されている。

アジア開発銀行（ADB）本部：<http://www.adb.org>

④ アフリカ開発銀行 (AfDB : African Development Bank)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

アフリカ開発銀行 (AfDB) は1964年にアフリカ諸国のみにより設立された。その後、域外の国への開放を受け、日本は1983年に加盟した。本部はコートジボワールのアビジャン (2003年以来、チュニジア・チュニスに暫定的に移転していたが、2014年夏、アビジャンに復帰) にあり、総裁が代表を務める。

一方、アフリカ開発基金 (AfDF) は1973年に設立され、日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された。2016年12月末現在で80か国が加盟している。アフリカの全54か国、また域外から26か国が加盟している。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準商業ベースで貸付を行っているのに対し、AfDFはそうした条件での借入が困難な国に対して、より緩和された条件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認められる国に対しては、無償資金による協力を行っている。2016年12月末現在、30か国 (域外国27か国、域内国3か国) およびAfDBが出資している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

AfDBは、各種格付会社から最高の格付 (AAA) を受けた機関として、先進国政府および世界銀行等類似の国際開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本市場から資金を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対してAfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利返済金等を使って、緩和された条件で融資業務および贈与を行っている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB (AfDF) はモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

AfDBはアフリカ諸国の成長の質の改善のために「インクルーシブな成長」と「グリーン成長への移行」の2つの目標を柱とした長期戦略 (2013-2022年) を策定し、戦略の実施にあたり、エネルギー、農業、工業化、地域統合および生活の質の向上の5つからなる「ハイ・ファイブ (High5s)」を重点分野として掲げている。2015年の融資等総額は承認ベースで、AfDBが52.1億ドル、AfDFが20.3億ドル、2016年はAfDBが80.4億ドル、AfDFが18.8億ドルである。

なお、主な部門別の融資等承認額は以下のとおり (AfDB、AfDFの合計)。

(単位:百万ドル、%)

2015年			2016年		
部門	金額	構成比	部門	金額	構成比
運輸	2,195.2	30.2	金融	2,159.1	21.7
エネルギー	1,165.4	16.1	マルチセクター	1,697.3	17.1
マルチセクター	955.1	13.2	エネルギー	1,635.5	16.4
金融	891.2	12.3	水・衛生	180.2	13.9
社会セクター	821.0	11.3	運輸	1,367.4	13.8
合計	7,258.1	100	合計	9,951.6	100.0

(注)

- ・ナイジェリア信託基金 (NTF) 分を含む。
- ・合計は、その他の部門を含む。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

上位国別融資等承認額は以下のとおり (AfDB、AfDFの合計)。

(単位:百万ドル、%)

2015年			2016年		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
タンザニア	675.8	9.3	ナイジェリア	1,698.1	17.1
エジプト	656.8	9.0	アルジェリア	964.5	9.7
アンゴラ	534.4	7.4	ケニア	811.3	8.2
チュニジア	414.7	5.7	チュニジア	676.4	6.8
南アフリカ	380.4	5.2	モロッコ	572.6	5.8
合計	7,258.1	100	合計	9,951.6	100

(注)

- ・ナイジェリア信託基金 (NTF) 分を含む。
- ・合計は、その他の国を含む。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成され

る総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決定は20名の理事（域内13名、域外7名）から成る理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,240名のうち日本人職員10名（2016年12月末現在）。

● 日本の財政負担

AfDBの資本金900億ドル相当額のうち、日本の出資額は48億ドル相当額（出資率5.5%）であり、域外国中第2位。また、AfDFの資本金358億ドル相当額のうち、日本の出資額は37億ドル相当額（出資率10.4%）であり、第2位である。（原公表金額単位はUA（2016年1UA＝1.34433ドル））

※両機関とも、2016年12月末の最新の年次報告書に基づいた累積額。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

- ・アフリカ民間セクター支援基金

2016年度拠出 約8.2億円

使途：アフリカの民間セクター開発に関する日本とAfDBとの共同イニシアティブ（EPSA for Africa）の下、2006年にAfDB内に設置されたグラント支援基金。投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進に係る技術支援を実施。

- ・開発政策・人材育成基金

2016年度拠出 約2.4億円

使途：AfDBグループの域内開発途上加盟国における開発プロジェクトの策定・実施の促進に必要な技術協力や人材育成等のために、AfDB内に設置されたグラント支援基金。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「年次報告」

1年間の業務内容を国別・課題別にとりまとめているほか、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年次総会に合わせて6月に発行され、ウェブサイトにも掲載されている。

- ・「アフリカ開発報告（African Development Report）」
年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻く様々な開発上の課題について、分析が行われている。
- ・「アフリカ経済見通し（African Economic Outlook）」
IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、毎年、年次報告に合わせ、OECDと共同出版。

● ウェブサイト

- ・アフリカ開発銀行（AfDB、AfDF）本部：

<http://www.afdb.org>

域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

- ・アフリカ開発銀行アジア代表事務所：

<http://afdb-org.jp/snar/>（日本語）

⑤ 米州開発銀行（IDB：Inter-American Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

米州開発銀行（IDB）は1959年に設立。本部は米国のワシントンD.C.にあり、総裁が代表を務める。日本は1976年から他の域外国と共に加盟した。

● 経緯・目的

中南米およびカリブ海諸国地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された。2016年12月末現在48か国が加盟している。そのうち米州地域から28か国（26の中南米諸国と米国およびカナダ）、また域外のメンバー国として欧州、中東（イスラエル）、アジア（日本、韓国、中国）から20か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業ベースで貸付を行うのに使用される「通常資本（OC）」と、低所得国向けに緩和された条件で貸付を行うのに使用される「特別業務基金（FSO）」がある。※2017年1月1日付で「特別業務基金（FSO）」の資産を「通常資本（OC）」に移転。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定

し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

IDBグループの開発目標として、①貧困削減・格差是正、②小国・脆弱国への対応、③民間部門を通じた開発の促進、④気候変動・環境への対応、⑤地域統合の促進、を掲げている。

2015年の融資等承諾総額はOCが104億ドル、FSOが2.8億ドル、2016年はOCが108億ドル、FSOが2.5億ドルである。

なお、分野別融資等承諾実績は以下のとおり（OC、FSO他の合計／上位5部門）。

(単位:百万ドル、%)

2015年			2016年		
部門	金額	構成比	部門	金額	構成比
金融市場	1,479	13.1	金融市場	1,650	14.5
エネルギー	1,422	12.6	行政改革	1,470	13.0
運輸	1,077	9.6	ソーシャルインベストメント	1,399	12.3
水・衛生	936	8.3	運輸	1,392	12.3
保健	915	8.1	水・衛生	837	7.3
合計	11,264	100	合計	11,346	100

(注)

- ・合計はその他の部門を含む。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別融資等承諾額は以下のとおり（OC、FSO他の合計／上位5か国）。

(単位:百万ドル、%)

2015年			2016年		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
メキシコ	1,969	17.5	メキシコ	2,062	18.2
コロンビア	1,101	9.8	アルゼンチン	1,549	13.7
ウルグアイ	914	8.1	コロンビア	1,403	12.4
アルゼンチン	806	7.2	ブラジル	1,335	11.8
ペルー	715	6.3	パナマ	747	6.6
合計	11,264	100	合計	11,346	100

(注)

- ・合計はその他の国を含む。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成され

る総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は14名の理事（域内11名、域外3名）から成る理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,666名のうち日本人職員19名（2016年12月末現在）

● 日本の財政負担

OC約1,709億ドルのうち、日本の出資額は約85.5億ドル（出資率約5.0%）であり、加盟国中第5位。また、FSO約102億ドルのうち日本の拠出額は約6.2億ドル（拠出率約6.1%）であり、加盟国中第2位である。

※OCについては、第9次増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。FSOについては、2016年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ 日本特別基金

2016年度拠出 約14.3億円

使途：IDB加盟途上国の政府部門の能力開発支援、質の高いインフラ開発支援、零細企業支援、貧困層に直接裨益する地域コミュニティの能力強化を実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ 「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、IDB本部にて入手が可能である。また、ウェブサイトにも掲載されている。

● ウェブサイト

- ・ 米州開発銀行（IDB）本部：<http://www.iadb.org>
途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。
- ・ IDBアジア事務所：
<http://www.iadb.org/en/asia-websiteasia-website/office-asia-0>

⑥ 欧州復興開発銀行 (EBRD : European Bank for Reconstruction and Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

欧州復興開発銀行（EBRD）は、1991年に設立。本部は英国のロンドンにあり、総裁が代表を務める。日本は1991年の設立時に加盟している。

● 経緯・目的

1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援する銀行の必要性が提唱されたことを受け設立された。2016年12月末現在で65か国およびEU、欧州投資銀行（EIB）が加盟。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する融資、出資、保証と、体制移行プロジェクト・プログラムの準備・執行や、投資環境整備のための技術協力および助言業務である。なお、投融資等の60%以上は民間部門向けでなければならない。

財源は、加盟国の出資金（払込資本）に加え、市場からの資金調達により賄われている。

● 審査・決定プロセス

各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、国別戦略との整合性、体制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間事業者や他の投資家、受入国政府との対話を行いつつ、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクトの実施は、支援の受入側が行っており、EBRDはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、融資等の承認額は2015年が93.8億ユーロ、2016年が93.9億ユーロとなっている。分野別・国別の承認実績は以下のとおり。

● 分野別実績

（単位：百万ユーロ、％）

2015年			2016年		
分野	金額	構成比	分野	金額	構成比
金融	2,954	31.5	金融	3,059	32.6
エネルギー	2,558	27.3	企業	2,463	26.2
企業	2,105	22.4	エネルギー	2,152	22.9
インフラ	1,760	18.8	インフラ	1,715	18.3
合計	9,378	100	合計	9,390	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 国別実績

（単位：百万ユーロ、％）

2015年			2016年		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
トルコ	1,904	20.3	トルコ	1,925	20.5
ウクライナ	997	10.6	カザフスタン	1,051	11.2
エジプト	780	8.3	ポーランド	776	8.3
カザフスタン	709	7.6	エジプト	744	7.9
ポーランド	647	6.9	ブルガリア	621	6.6
合計	9,378	100	合計	9,390	100

（注）

・合計はその他の国・地域を含む。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は23名の理事（EU諸国から11名、中東欧等の受益国から4名、その他の欧州の国から4名、および、欧州以外の国から4名）から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,810名のうち日本人職員17名（2016年12月末現在）。

● 日本の財政負担

授権資本300億ユーロのうち、日本の出資額は約26億ユーロ（出資率8.6%）であり、英国、ドイツ、フランス、イタリアとならび、米国に次ぐシェア。

※出資額および出資率は、2016年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2016年度拠出 約1.9億円

使途：体制移行国の市場経済移行・民主化効果を向上させるための技術協力や人材育成の実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「年次報告」

例年5月に発行されており、その他刊行物もウェブサイトに掲載されている。

● ウェブサイト

- ・ 欧州復興開発銀行（EBRD）本部：

<http://www.ebrd.com>

3 その他の国際機関等

① 経済開発協力機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

1948年、米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャル・プランの受入れ体制を整備するため、欧州経済協力機構（OEEC）がパリに設立された。その後、欧州経済の復興に伴い、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構としてOEECは発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development）が設立された。日本は1964年に加盟国となった。

● 加盟国（以下の35か国）

・原加盟国：

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、カナダ

・その後の加盟国：

日本（1964年）、フィンランド（1969年）、オーストラリア（1971年）、ニュージーランド（1973年）、メキシコ（1994年）、チェコ（1995年）、ハンガリー、ポーランド、韓国（以上1996年）、スロバキア（2000年）、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア（以上2010年）、ラトビア（2016年）

● 目的

OECD設立条約は、①経済成長、②開発、③自由貿易の拡大を三大目標に掲げている。

2. 事業の仕組み

● 概要

OECDは、政治・軍事を除く経済・社会の極めて広範な分野（マクロ経済、農業、産業、環境、科学技術など）を扱う「世界最大のシンクタンク」として政策提言を行っているほか、各種委員会・作業部会で行われる加盟国間の議論を通じて、国際的な規範を形成している。

● 組織・構成

OECDは、最高意思決定機関である理事会を含め、30

以上の「委員会」で構成されており、各委員会は加盟国代表が出席（一部委員会には、非加盟国がオブザーバー参加）している。また、委員会の下には、さらに「作業部会」「グループ」等が置かれている。理事会には、閣僚レベルの会合（閣僚理事会）と常駐代表レベルの会合がある。理事会においては、下部機関であらかじめ検討された政策的問題に関する決定等を行うことができる。また、理事会での議論・決定等を行う前に主要な問題に関する検討を行う場として執行委員会がある。

● 開発援助委員会（DAC : Development Assistance Committee）、開発センター（Development Centre）
OECDの目的の一つである開発に係る機関として開発援助委員会（DAC）とOECD開発センターがある。

(1) 開発援助委員会（DAC）

・ 設立の経緯

1960年1月、米国の提唱により開発援助グループ（DAG）の設立が決定され、第1回会合が3月ワシントンにおいて開催された。DAGの原加盟国は、米国、英国、フランス、西ドイツ（当時）、イタリア、ベルギー、ポルトガル、カナダ、およびEC委員会で、日本も直ちに招待され、日本はOECDに先立ちDAGに加盟。DAGは、1961年9月のOECD発足に伴い、開発援助委員会（DAC）に改組。

・ 目的

DACは、貧困層重視の経済成長、貧困削減および開発途上国の生活水準の向上を含む持続可能な開発、ならびにどの国も援助に頼らない未来に貢献するため、開発協力と他の政策を促進することを目的としている（2017年末時点）。

・ 構成

OECD加盟国（35か国）中のチリ、エストニア、イスラエル、メキシコ、トルコ、ラトビアを除く29か国と欧州連合（EU）の合計30メンバーで構成されている（2017年10月時点）。

・ 主な活動

① 各国援助実績の公表

各国のODA実績を取りまとめ、例年4月に前年の各国実績を公表。そのほか、開発協力の国際的動向、ODA

以外の資金の流れなどについても公表する。

②政策提言

効果的な開発協力をに係る政策につき議論し、提言等を行う。

③開発協力相互レビュー (Peer Review)

DACメンバー国の開発協力体制、政策、予算等につきDACメンバー間で相互にレビューを行う。

(2) 開発センター (Development Centre)

・ 設立の経緯

1961年5月にケネディ米大統領 (当時) が開発センターの構想を提案したのが発端となり、開発問題の調査を行う独立機関として1962年に設立された。

・ 目的

- ① OECD加盟国と新興国および発展途上国が対等な立場で、経済・社会開発政策の経験を共有できるフォーラムとして、開発政策の議論に専門的知見を提供する。
- ② 政策決定者が、途上国および新興国経済における成長を促し、生活水準を向上させるための政策的解決策を見つける手助けを行う。

・ 構成

OECD諸国に加え、非OECD諸国も参加。2017年12月時点で、日本を含め52か国 (うち、非OECD加盟国は25か国) が参加している。また、欧州連合 (EU) も開発センターの活動に関与している。日本は、開発センターに設立当時から参加していたが、同センターのガバナンス等の問題により、2000年に脱退した。しかし、その後、同センターのガバナンスの改善に進展が見られ、2016年6月1日付けで正式メンバーとして復帰した。

・ 活動内容

開発センターの主な活動分野は、以下のとおり。

- ① 包摂的な社会
 - ② 競争力のある経済
 - ③ 開発に対する新たな展望
 - ④ 地域および国家レベルの分析、多面的国別レビュー、国際経済フォーラムの開催
- 日本が復帰した後、アジア関連の活動強化に力を入れており、2017年4月には、第1回アジア国際経済フォーラムを東京で開催した。

3. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、OECDの活動に積極的に参加し、財政的・人的貢献を行っている。1978年および2014年の閣僚理事会において、日本は議長国を務めた。

● 邦人職員

OECDの全体の職員数1,781名のうち、専門職以上の邦人職員は78名 (2017年末)。OECD事務局のナンバー2のポストである事務次長も歴代輩出しており、現在は河野正道事務次長等が活躍している。また、開発センターに関しては、上田奈生子氏が開発センター次長 (2016年10月から) を務めている。

● 日本の財政負担

日本は、OECDに対して積極的に財政的貢献を行っており、2016年はOECDの1部予算 (義務的拠出金) の10.79% に当たる2,087.3万ユーロ、2017年は9.43% に当たる1,860万ユーロ (米国に次ぎ全加盟国中第2位) を負担している。また、日本はドイツと並び、OECD開発センターにおいて分担金の最大拠出国となっている。

● 主要分担国一覧

(単位:千ユーロ、%)

順位	2016年			2017年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	40,494	20.93	米国	40,616	20.58
2	日本	20,873	10.79	日本	18,600	9.43
3	ドイツ	14,544	7.52	ドイツ	14,588	7.39
4	フランス	10,624	5.49	英国	10,768	5.46
5	英国	10,336	5.34	フランス	10,656	5.40
6	イタリア	8,117	4.20	イタリア	8,142	4.13
7	カナダ	7,436	3.84	カナダ	7,194	3.65
8	オーストラリア	6,298	3.26	オーストラリア	6,103	3.09
9	スペイン	5,848	3.02	韓国	6,067	3.07
10	メキシコ	5,359	2.77	スペイン	5,853	2.97
	合計	193,530	100	合計	197,330	100

(注)

・合計は、その他の分担国・機関等を含む。

4. より詳細な情報

● 書籍等

・ YEAR BOOK (OECD各年発行)

● ウェブサイト

・ OECD : <http://www.oecd.org/>

・ OECD日本政府代表部 :

http://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index.html

・ OECD東京センター : <http://www.oecd.org/tokyo/>

② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド） （The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2002年1月設立。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

2000年に日本が議長国を務めた九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとして取り上げたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）設立につながったことから、日本はグローバルファンドの「生みの親」と呼ばれる。

グローバルファンドは、開発途上国等におけるHIV/エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本等が強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている。その例として、グローバルファンド理事会におけるドナー国（援助国）および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表の協働が挙げられる。

2. 事業の仕組み

● 概要

グローバルファンドは、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セクター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則にのっとり、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

- ・資金供与に特化し、技術面では他の機関と連携
- ・事業の実施においては開発途上国の主体性を尊重
- ・予防、治療、ケアのバランスのとれた統合的アプローチを追求

- ・迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
- ・運営の透明性と説明責任の確保

グローバルファンドでは、感染症に苦しむ国々が各国の保健政策の実施に合わせてグローバルファンドから必要な資金支援を受けられるよう、案件申請を随時受け付けている。グローバルファンドの資金援助は保健、開発等の専門家で構成される独立した審査機関（技術審査パネル）を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払いは成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視したものとなっている。

● 審査・決定プロセス

- (1) 資金の支援を受ける開発途上国ごとに国別調整メカニズム（Country Coordinating Mechanism）が設置されている。このメカニズムは、政府、二国間・国際援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成されており、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて支援案件が形成される。
- (2) 案件が事務局に提出されると、技術審査パネル（Technical Review Panel）が独立した専門家の見地から審査し、案件の承認を理事会に勧告する。
- (3) 理事会による支援案件の承認を受けると、グローバルファンドは各国に設置された国別調整メカニズムが指定する資金受入責任機関（Principal Recipient）に資金を送付する。このとき資金受入責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて3年間の資金供与協定を取り決める。また、事務局は、事業運営や資金使用が適切に行われているか確認する現地資金機関（Local Fund Agent）を公募、契約する。成果主義に基づいて資金支援を行うというグローバルファンドの方針により、資金受入責任機関は原則として半年ごとに事業の進捗報告を行い、現地資金機関と事務局の確認を受ける。目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には、資金受入責任機関は期間中の資金の追加的な支払いを要請することができる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2001～2016年末までの官民ドナーによるグローバル

ファンドへの総拠出額は約396億ドルであり、グローバルファンドは150か国以上の感染症対策事業に対し、2017年末までに累計約368億ドルの無償資金による支援を実施した。

2017年末までに承認された資金供与の50.3%がHIV/エイズ対策に、28.4%がマラリア、16.1%が結核に活用されている。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、グローバルファンドによる支援額はHIV/エイズ対策で20%、結核で65%およびマラリアで50%を占めている。これらの支援により、これまで全世界で約2,200万人以上の生命が救われている。

● 主要な事業

支援の成果（2017年9月発表データ、2016年末までの実績）

- (1) HIV/エイズ
 - ・1,100万人に対する抗レトロウイルス薬治療の実施
- (2) 結核
 - ・1,740万人への直接監視下短期化学療法（DOTS：Directly Observed Treatment, Short-course）治療実施
- (3) マラリア
 - ・7億9,500万張りの殺虫剤浸漬蚊帳配布

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はグローバルファンドの設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとしてグローバルファンドの運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、フランス、英国、ドイツと共に理事会で単独議席を持つ5か国の一つ。

● 邦人職員

機関の全職員数は758名で、そのうち邦人職員は4名（2017年12月時点）である。

● 日本の財政負担

日本はアジアにおける主要ドナー国として、2002年以降、2017年3月末までの累計で約28億ドルをグローバルファンドに拠出。また、日本は、2016年5月に、当面8億ドルの拠出を行う旨を発表し、2017年には、そのうちの1.72億ドルを拠出した。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金（The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria）本部：<http://www.theglobalfund.org/en/>
- ・グローバルファンド日本委員会（Friends of the Global Fund, Japan）：<http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html>

③ 赤十字国際委員会（ICRC：International Committee of the Red Cross）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1863年、スイス人アンリ・デュナンらが設立した「戦傷者救済国際委員会」（五人委員会）が前身。本部はスイスのジュネーブにあり、総裁が代表を務める。

● 経緯・目的

アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織および条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュネーブにて赤十字国際委員会（ICRC）が設立された。翌年に締結された紛争犠牲者の保護を目的とするジュネーブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約（世界のほぼすべての国が締約国となっている）に至っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）にのっとり、主として以下のような紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

- ① 保護（Protection）：国際人道法の遵守の推進を通じた文民保護、離散家族の再会・通信支援、拘禁施設の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および被拘禁者の支援。
- ② 救援（Assistance）：紛争犠牲者（避難民、病人・負傷者、被拘禁者等）に対する救援活動。医療支援、食料・生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活再建支援等。
- ③ 予防（Prevention）：ジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発

展の準備。

- ④ 各国赤十字社・赤新月社への協力：各国赤十字社・赤新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会（Assembly）が翌年の活動計画・予算を討議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。ICRCの独立、中立性維持の観点から、ICRCが業務委託する場合は主に各国赤十字社がパートナーとなる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年のICRCの活動規模は約14億1,300万スイスフラン、2016年は約14億6,200万スイスフランとなっている。職員数は2016年末時点で12,209名（うち国際職員3,239名）、世界94か国において活動を実施している。

● 地域別実績（本部関連経費を除く）

2016年実績

（単位：千スイスフラン、％）

地域	金額	構成比
アフリカ	606,056	41.4%
米州	75,062	5.1%
アジア・太平洋	222,451	15.2%
欧州・中央アジア	111,473	7.6%
中東	447,971	30.6%
合計	1,462,014	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はドナー国会合（前年に1,000万スイスフラン以

上拠出した国に参加資格が与えられる）参加国の一つとして同会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べる事ができる。

● 日本の財政負担

日本は積極的に資金協力を行っており、資金拠出は、2014年は約3,385万スイスフラン、2015年は約3,083万スイスフラン、2016年は約5,159万スイスフランである。

● その他

2009年2月、東京に駐日事務所が開設された。

● 主要拠出国・機関一覧

（単位：千スイスフラン、％）

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	417,599	30.10	米国	407,160	26.04
2	英国	208,034	14.99	英国	224,180	14.34
3	スイス	160,409	11.56	EC	160,180	10.24
4	EC	123,683	8.90	スイス	146,010	9.34
5	オランダ	56,832	4.12	ドイツ	122,960	7.86
6	カナダ	57,232	4.09	スウェーデン	74,280	4.75
7	スウェーデン	55,136	3.97	ノルウェー	71,140	4.55
8	ドイツ	45,623	3.28	カナダ	57,130	3.65
9	ノルウェー	45,118	3.25	オランダ	53,410	3.42
10	オーストラリア	35,762	2.57	日本	51,590	3.30
	合計	1,387,015	100	合計	1,563,550	100

（注）

・合計は、その他の拠出国・機関を含み、ノンコア拠出の合計額。
・日本は2015年11位（30,839千スイスフラン、2.22%）

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・赤十字国際委員会（ICRC）本部：

<http://www.icrc.org/>（英語）

・赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所：

<http://jp.icrc.org/>（日本語）

④ 地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

地球環境ファシリティ（GEF）は、1991年5月、パイロットフェーズとして発足。日本は発足時より参加。本部は米国のワシントンにあり、CEO兼議長が代表を務める。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国

の地球環境問題への取組を支援する基金の設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとしてGEFが世界銀行に信託基金として設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組み、および向こう4年間の資金規模が合意された（GEF-1）。これ以降、4年ごと

に増資が行われ、2014年4月、第6次増資の交渉が決着し、現在GEF-6期間中（2018年6月まで）。

GEFは、開発途上国で実施されるプロジェクトにおける地球環境の保全・改善のための追加的費用に対して、原則として無償資金を提供する。2017年7月現在のGEF参加国数は183か国（うちGEF-6までの拠出国は日本を含め39か国）である。

2. 事業の仕組み

● 概要

GEFの対象分野は、①気候変動対策（例：太陽熱等のクリーンエネルギーの開発・利用）、②生物多様性の保全（例：動物保護区の制定・管理）、③国際水域の管理・保護（例：産業廃棄物汚染水処理施設）、④土地劣化防止（例：植林）、⑤化学物質・廃棄物対策^(注1)（例：PCB^(注2)汚染の除去）である。

GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約、水銀に関する水俣条約（2017年8月発効）および残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の資金メカニズムに指定されている。

● プロジェクトの審査・決定・実施プロセス

世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連工業開発機関（UNIDO）、世界自然保護基金（WWF-US）、コンサベーション・インターナショナル（CI）、南アフリカ開発銀行（DBSA）、国際自然保護連合（IUCN）、ブラジル生物多様性基金（FUNBIO）、中国環境保護対外協力センター（FECO）、西アフリカ開発銀行（BOAD）、アンデス開発公社（CAF）の18の実施機関が開発途上国政府と協議しながらプロジェクトを組成し、GEF評議会において審査、決定がなされる。GEF評議会承認されたプロジェクトは担当の各実施機関の理事会で検討され、承認された場合は、各担当実施機関がプロジェクトを実施する。

3. 最近の活動内容

2015年7月から2016年6月現在実施中の案件（総額36億580万ドル）の分野別、地域別実績は次のとおり。

● 2016年分野別実績

（単位：百万ドル、%）

分野	金額	構成比
気候変動対策	1,164.8	32.3
生物多様性保全	922.1	25.6
残留性有機汚染物質対策	393.4	10.9
国際水域汚染防止	332.1	9.2
土地劣化防止	216.9	6.0
オゾン層の保護	11.6	0.3
複数分野	564.9	15.7
合計	3,605.8	100.0

出典：GEFウェブサイトAnnual Portfolio Monitoring Report 2016（注）

- ・2015年7月～2016年6月現在実施中の案件。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 2016年地域別実績

（単位：百万ドル、%）

地域	金額	構成比
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	836.1	23.2
東アジア・太平洋	805.1	22.3
アフリカ	750.5	20.8
欧州・中央アジア	415.3	11.5
南アジア	314.4	8.7
中東・北アフリカ	199.9	5.5
地球規模	284.4	7.9
合計	3,605.8	100

出典：GEFウェブサイトAnnual Portfolio Monitoring Report 2016（注）

- ・2015年7月～2016年6月現在実施中の案件。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

すべてのGEF加盟国が参加する総会（4年に1回）の下に評議会（年2回）が設置され、評議会が実質的な意思決定機関として機能している。評議会は、途上国16、先進国14、経済移行国2の計32の国またはグループの各代表で構成。なお、日本は設立以来、単独国議席を保有している。

● 邦人職員

2016年7月現在、事務局職員約98名のうち邦人職員は4名である。事務局長に相当するCEO兼議長に石井菜穂子氏（元財務省副財務官）が2012年8月1日に就任。

● 日本の財政負担

日本は累積で米国に次ぐ第2位の拠出国であり、

注1：オゾン層保護、残留性有機汚染物質（POPs）対策および水銀対策を含む。

注2：polychlorinated biphenyl ポリ塩化ビフェニル（最も毒性の強い化学物質）

GEF-1では約457億円（拠出率21.2%）、GEF-2では約488億円（拠出率20.7%）、GEF-3では約488億円（拠出率18.8%）、GEF-4では約337億円（拠出率13.3%）、GEF-5では約484億円（拠出率14.3%）を拠出。2014年7月より開始されたGEF-6では600億円（拠出率16.4%）の拠出を表明している。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するためにGEFへの名古屋議定書実施基金（NPIF）の設立

を主導し、2011年に10億円を拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」をはじめ各種情報は、GEFのウェブサイトよりダウンロードできる。

● ウェブサイト

- ・地球環境ファシリティ（GEF）本部：
<http://www.thegef.org/gef/>

⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR : Consultative Group on International Agricultural Research)

1. 設立経緯・目的

● 設立

1971年5月設立。本部はフランスのモンペリエにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1971年にワシントンにおいて、世界銀行、国連食糧農業機関（FAO）および国連開発計画（UNDP）が発起機関となり、日本を含む先進国16か国、地域開発銀行、開発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加して設立が決定された。

国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産や農林水産業の持続可能な生産性改善を行い、住民の福祉向上を図ることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

CGIARの下で、国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。研究センターの主な活動は以下のとおり。

(1) 人口問題に応じた農業分野での食料増産および持続可能な農業に関する活動

開発途上国の農産物の約75%に当たる穀物、豆類、イモ類、家畜等を対象として、最新の科学研究技術を用いて開発途上国の多様な土地・生態に応じた品種改良や病虫害管理等の技術開発を行うことで、農業分野の食料増産を目指している。また、砂漠化、気候変動等の地球規模の環境問題に対応するために「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い、開発途上国に

おいて農業の基盤である土地（土壌）、水（灌漑^{かんがい}など）、森林資源（熱帯林）や水産資源などの天然資源の適切な管理・保全に寄与している。

(2) 植物遺伝資源の収集とその保全活動

3,000種以上の食料作物、肥料、牧草等有用植物に由来する70万点以上の植物遺伝資源を用い、失われつつある貴重な植物種の保全や、開発途上国の作物等の品種改良、育種等を行う。また、これらの遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

● 審査・決定プロセス

原則年2回開催されるシステム理事会（System Council）において、CGIAR傘下の研究センターが実施する主要研究プログラムの承認を含め、主要課題について意思決定を行う。メンバーは、CGIARに拠出する国・機関から地域ごとに選ばれる。各研究センターの運営に関する意思決定は、各研究センターの理事会が行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

システム理事会、各研究センターの理事会における決定に基づき、各研究センターが実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014年に改訂された「CGIAR全体の戦略および成果の枠組み」に基づき作成された、CGIAR全体で行う主要研究プログラムが実施されている。

● 地域別実績

CGIARは、その事業の49%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、西アジア以外のアジア

(27%)、中南米 (16%)、西アジアおよび北アフリカ (5%)、ヨーロッパ (3%) の順となっている (2016年)。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は新たな制度 (第1期2016~2018) において、システム理事会の理事国に選出され、CGIARの意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の3つの研究センターの理事会に、日本人理事 (個人資格) が参加し、各センターの意思決定に関与している。

● 邦人職員

CGIAR傘下の研究センターでは、8,000名を超える科学者、研究者、技術者、スタッフを有しており、そのうち邦人職員研究員数は68名 (2016年末) となっている。

● 日本の財政負担

日本は、1977年度からCGIARの研究センターに対する拠出を行っている。

2016年には、日本は約163万ドル (外務省) を拠出した。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	204.9	21.67	米国	241.8	27.19
2	ドイツ財団	131.5	13.90	ドイツ財団	117.2	13.18
3	英国	80.9	8.56	英国	51.5	5.79
4	オランダ	52.1	5.51	オランダ	36.0	4.05
5	オーストラリア	32.4	3.43	世界銀行	32.6	3.67
6	世界銀行	32.1	3.39	ドイツ	27.1	3.05
7	ドイツ	24.8	2.63	オーストラリア	24.4	2.74
8	スイス	23.1	2.44	スイス	23.9	2.69
9	スウェーデン	20.5	2.17	AfDB	21.6	2.43
10	メキシコ	20.0	2.11	カナダ	21.0	2.36
	合計	945.4	100	合計	889.4	100

(注)
 ・合計は、その他の国・機関等を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。
 ・拠出額は、基金事務局経由の拠出と、各研究機関への直接拠出とを合計した値。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ CGIARの年次報告書「Annual Report」(CGIAR発行)
 CGIARの年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

・ 国際農業研究協議グループ (CGIAR) 本部：
<http://www.cgiar.org/>

⑥ 国際獣疫事務局 (OIE : World Organisation for Animal Health)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1924年1月25日設立。本部はフランスのパリにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国際獣疫事務局 (OIE) は牛疫の世界的な広がりや背景に、世界の動物衛生の向上を目的として、1924年に加盟国28か国の署名を得て発足した国際機関であり、現在181か国・地域が加盟している (2017年5月31日現在)。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

① 国際貿易上、社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾患の防疫のために適当と認められる動物衛

生基準等を策定

② 世界各国における動物の伝染性疾患の発生状況や科学的知見についての情報収集・分析・提供

③ 動物疾患の防疫に関する技術的支援や助言

また、世界貿易機関 (WTO) の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際機関として位置付けられ、その役割はますます増大している。

2. 事業の仕組み

(1) 組織

OIEの組織は、総会、理事会、事務局、地域代表事

務所、専門委員会、地域委員会、リファレンスラボラトリーおよびコラボレーティングセンターの8つの機関から構成される。このほか必要に応じて設置される常設作業部会（ワーキンググループ）および特別会合（アドホックグループ）がある。

(2) 機関の概要

OIEの組織を構成する機関の概要は以下のとおり。

● 総会

OIEの最高意思決定機関であり、最低年1回開催され（毎年5月、パリにて開催）、加盟国すべての代表者（動物衛生行政の責任者（多くは首席獣医官））により構成されている。主要な機能は以下のとおり。

- ・動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採決
- ・主要な動物疾病の防疫に関する決議案の採決
- ・事務局長の任命、議長、各種委員会議長等の選出
- ・年次活動報告、事務局長の最終報告ならびに年間予算案の議論および承認

● 理事会

総会に代わって業務を遂行し、年2回パリにおいて技術的事項や活動方針、予算など、OIEの運営に関する事項を協議する。理事会は、総会議長、副議長、前議長、理事（6名）の9名で構成されている。

● 事務局（パリ）

OIE事務局は、加盟国から構成される総会の権限および管轄の下に設置されており、本事務局は日常的に、総会に関する事務、各種委員会および技術的会合の調整ならびにとりまとめ等の活動を行う。

● 地域代表事務所

アフリカ、アメリカ、アジア・太平洋、東ヨーロッパおよび中東の5つの地域に地域代表事務所が設置され、地域での動物疾病の発生状況やその推移の監視および防疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービスを提供する。

● 各種委員会

ア 専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾病の予防・蔓延^{まんえん}防止および疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国により提起された科学・技術問題の処理を行う。

- ・陸生動物衛生規約委員会（コード委員会）
- ・動物疾病科学委員会（科学委員会）
- ・生物基準委員会（ラボラトリー委員会）
- ・水生動物衛生規約委員会（水生動物委員会）

イ 地域委員会

各地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動を組織するために設置されている。アフリカ、アメリカ、アジア・極東・オセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの地域委員会があり、各地域の議長等は3年ごとに総会において選任される。

● リファレンスラボラトリー

動物の疾病の診断、診断方法に関する助言、診断に利用する標準株・診断試薬の保管等を行う研究機関である。指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して、特定の疾病の診断および防疫に関する科学的および技術的な助言を行う。

● コラボレーティングセンター

動物衛生に関する特定の専門分野（リスク分析、疫学等）における活動の中心的役割を担い、その分野に係る国際協力を行う。

● 常設作業部会（ワーキンググループ）

野生動物疾病、アニマルウェルフェア（動物福祉）および動物の生産段階における食品安全の3つのワーキンググループが設置されており、それぞれの分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提供を行う。

● 特別会合（アドホックグループ）

特定の科学的および技術的事項を検討するため、事務局長により特別に設置される会合で、委員は世界的な専門家の中から選定され、その報告書は総会等の指針として提供される。

3. 最近の活動内容

OIEは、国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病の防疫のために、動物衛生基準（OIEコード）等の策定、加盟国からの発生通報、疾病情報の収集・分析・提供、防疫に関する技術的支援を行っているほか、最近では食品安全、飼料安全、動物用医薬品管理、獣医組織の向上、獣医学教育、アニマルウェルフェア等の分野にも取り組んでいる。

また、国連食糧農業機関（FAO）との共催フォーラムとして「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」を立ち上げ、各国際機関、各援助機関、各国が連携して、鳥インフルエンザや口蹄疫等の国境を越えて蔓延していく越境性感染症の効率的対策を進めている。

さらにFAOと世界保健機関（WHO）と共に、“ワンヘルス”の考え方の下で、動物衛生分野と人の保健衛生分

野および環境分野が協力して、人・動物の健康の促進を図るための活動を強化している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1930年1月28日にOIEに加盟し、1949年以降総会に出席している。

日本は分担金のほか、任意拠出金によるOIEの活動支援を1991年以降継続して行っている。また、人的支援として1997年以降、日本政府から専門家をOIE本部に派遣しているほか、理事会、専門委員会等の役職にも日本人が選任され、積極的に活動に参画している。

地域代表事務所については、1971年に東京にOIEアジア地域事務所が設立され、地域加盟国の意見のとりまとめや出版活動等の活動をしてきたが、1990年の総会において、その機能強化が決議され、同事務所はOIEアジア太平洋地域事務所となっている。

また、リファレンスラボラトリーについては、陸生動物疾病関係として、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（牛海綿状脳症（BSE）、馬伝染性貧血、豚コレラ、豚インフルエンザおよび牛疫）、北海道大学（鳥インフルエンザ）、帯広畜産大学（馬ピロプラズマ病、牛バベシア病およびスーラ病）が指定されている。水生動物疾病関係では、水産総合研究センター（マダイイリドウイルス病（RSI）およびコイヘルペス病）、北海道大学（サケ科魚ヘルペスウイルス病（OMVD））が指定されている（2017年5月31日現在）。コラボレーティングセンターでは、帯広畜産大学原虫病研究センター（動物原虫病のサーベイランスと防疫）、農林水産消費安

全技術センター（飼料の安全と分析）、東京大学食の安全研究センター、酪農学園大学獣医学群獣医学類衛生・環境学分野（食の安全）および農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所・農林水産省動物医薬品検査所（アジアにおける家畜疾病の診断、防疫と動物医薬品評価）が指定されている（2017年5月31日現在）。

● 邦人職員

OIE本部の職員数は103名で、そのうち邦人職員は2名（全体の約1.9%、2016年12月31日現在）である。OIEアジア太平洋地域事務所は、創設以来、日本人が代表を務めているほか、日本政府から1名が獣医官として派遣（2017年5月現在）され、アジア・太平洋地域の高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾病の蔓延防止、動物衛生情報システムの改善等に精力的に取り組んでいる

● 日本の財政負担

加盟国は、その財政状況に応じてカテゴリー1～6に分類され、カテゴリーに応じた分担金を拠出している。日本は、フランス、米国など他の先進国と同様カテゴリー1の国として位置付けられている（カテゴリー1の国の分担金額は17万1,275ユーロ（2017年））。また、各種事業の実施のための拠出金額は、78万6,760ユーロ（2017年）である。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国際獣疫事務局（OIE）本部：<http://www.oie.int>
- ・OIEアジア太平洋地域事務所：
<http://www.rr-asia.oie.int>

⑦ 国際熱帯木材機関（ITTO : International Tropical Timber Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1985年に設立。本部は横浜にあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1976年の国連貿易開発会議（UNCTAD）第4回総会で合意された「一次産品総合計画」に基づき、熱帯木材についての国際商品協定を締結するための交渉が開始され、1983年11月18日、「1983年の国際熱帯木材協定」が採択された。1985年にこの協定が発効したのに伴い、同協定を運用し、実施を監視するための機関として「国

際熱帯木材機関（ITTO）」が設立され、1986年11月に本部が横浜市に設置された。

熱帯木材の貿易の振興、促進を通じて熱帯木材生産国の経済発展に貢献するとともに、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

熱帯林の持続可能な経営を促進するとともに、持続可能な供給源からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、政策形成やプロジェクト実施を通じて、木材生産国

と木材消費国との間の国際協力を促進する。2016年の総収入額は約2,004万ドルで、総支出額は約1,374万ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国から事務局へ提出されたプロジェクト案について、消費国および生産国から構成される専門家パネルにより審査が行われる。さらに、理事会において、それぞれ関連の委員会（経済市場情報委員会、造林森林経営委員会、林産業委員会）により審査、検討が行われた上で拠出対象案件が提示され、共同拠出も含め各ドナー国が案件に対するプレッジ^(注1)を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局がプロジェクト実施機関と契約を結び、各プロジェクトの実施と資金の支出を管理する。

3. 最近の活動内容

(1) 「2006年の国際熱帯木材協定」の発効

2011年12月7日に、従前の「1994年の国際熱帯木材協定」に代わる「2006年の国際熱帯木材協定」が発効。新しい協定では、違法伐採問題への対処が目的の一つとして明記された。同協定の加盟国は、生産国35か国、消費国37か国の計72か国および欧州連合（EU）となっている（2017年12月末現在）。

また、同協定では、熱帯林と熱帯木材に関する国際的な課題ごとのプログラムに拠出することにより戦略的アプローチを実現することを狙いとした、課題別計画勘定を新設した。

(2) 政策形成

熱帯林の経営および熱帯木材貿易に関して、生産国と消費国との協議の場を提供し、熱帯林の持続可能な経営のための国際的な基準・指標の開発、ガイドラインの策定等を実施。

(3) プロジェクト実施

造林・森林経営、林地の復旧、人材育成等のプロジェクトに対する資金・技術協力の実施や、調査団の派遣等のプロジェクトを実施。

● 地域別実績

ITTOは、アジア・大洋州、アフリカ、中南米における持続可能な森林経営を目的としたプロジェクトに対する支援を実施しているほか、熱帯木材生産国の人材育成を目的とした奨学金制度（フェローシップ基金）を支援

するなど、世界各地域への支援を幅広く行っている。

● 主要な事業

- ・ 持続可能な森林経営のためのモニタリング情報システムの構築
- ・ 森林法の執行能力、ガバナンスの強化
- ・ 森林統計情報センターの強化
- ・ 違法伐採および木材製品の違法貿易の摘発・防止の強化
- ・ 木材認証と木材貿易の促進
- ・ フェローシップ基金（木材生産国の人材育成）

● 持続可能な熱帯林経営の推進

1992年に熱帯林についての持続可能な経営（SFM）のガイドラインを策定したほか、SFMに関する基準や指標の作成、熱帯森林の火災管理に関するガイドラインも策定。2011年の報告によれば、持続可能な経営が行われている熱帯林は、2005年の3,639万ヘクタール（日本の国土面積に相当）から2010年は5,330万ヘクタールに増加した。

● 新たな課題への対応

違法伐採の防止、森林認証・森林法の施行、非木材森林生産物に係る対応、環境サービス、市民社会・民間セクターとの連携等、新たな課題についても柔軟に対応。温室効果ガスの削減や生物多様性の保全、貧困削減など熱帯林が果たす役割が大きくなっており、これらの分野に対応した取組みも拡大している。特に、2007年よりワシントン条約（CITES）との連携の下に、同条約附属書掲載種の保護に係るプログラムを実施しているほか、生物多様性条約（CBD）との協働によるプロジェクトも行われている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、世界有数の熱帯木材輸入国であったことから、熱帯木材の日本への安定供給を確保し、熱帯林の保全および熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを重視し、ITTO本部を横浜に誘致した。

設立当初より、日本はホスト国として、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、主要ドナーとして開発途上国からの要請を踏まえ、多数のプロジェクトに拠出してきている。

注1：援助供与側が援助先に、具体的金額をもって資金供与の表明を行うことをいう。

● 邦人職員

2017年12月末現在、事務局職員24名のうち邦人職員は10名。

● 日本の財政負担

日本はITTOに対する設立以来最大の任意拠出国。主要国・機関の2015年実績は次のとおり。

● 主要国の任意拠出金（2015年）

（単位：千ドル、％）

順位	国・機関名	拠出額	拠出率
1	日本	2,630	40.33
2	EU	1,345	20.62
3	米国	875	13.42
4	ドイツ	752	11.53
5	オランダ	250	3.83
合計		6,522	100

出典：ITTO会計報告書2015

（注）

・合計は、その他の国・機関等を含む

5. より詳細な情報

各種情報は、以下ウェブサイトよりダウンロードできる。

● ウェブサイト

・国際熱帯木材機関（ITTO）：<http://www.itto.int/>

⑧ アジア生産性機構（APO：Asian Productivity Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1961年5月に設立。発足時のメンバーは日本、台湾、インド、韓国、ネパール、パキスタン、フィリピンおよびタイ。現在では20か国・地域が加盟している。本部は東京にあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1961年5月、暫定事務所（現事務局）を東京に置き、設立。日本政府と、当時から国内で精力的に生産性運動^{（注1）}に取り組んでいた公益財団法人日本生産性本部とのイニシアティブの下で、アジア各国に対し生産性運動の連携を提唱し、1959年に『アジア生産性国際会議』を東京で開催した。同会議をきっかけとして、1961年5月に第1回アジア生産性機構（APO）理事会が東京で開催され、正式に発足した。

加盟諸国・地域の「相互協力」により、生産性向上を通じてアジア・太平洋地域の社会経済を発展させ、同地域の人々の生活水準を向上させることを目的に、人材育成を中心として事業を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概要

工業、農業、環境の分野を中心に、加盟国・地域の生産性本部（各加盟国・地域に設置されている生産性運動の推進組織）関係者および中小企業関係者を主な参加者として、年間100件以上の事業を実施している。主に、セミナー、eラーニング、視察研修、調査・研究、専門家派遣、生産性本部強化支援等を行っている。事業実施に当たっては、各国の生産性本部のネットワークを利用しており、APOは「生産性本部の連合体」としての側面もある。

● 事業計画・決定プロセス

事務局が加盟国の要望等を踏まえて翌年の事業案を策定し、各加盟国・地域の生産性本部の代表者が出席する生産性本部代表者会議（例年10月に開催）に提示して検討の上、翌年の理事会（例年4月開催）に提案して正式に承認される。生産性本部代表者会議では、各事業の実施国の割り当て（原則、各加盟国・地域は1年に1件以上の事業を実施することとなっている）が決定される。

● 決定後の事業実施の仕組み

工業・サービス業関連事業の場合には、通常、APO事

注1：入手し得る様々な経営資源を最も効率的に活用し、その国の社会・経済の進歩・発展を通じて国民の生活を豊かにすることを目的とした活動。

事務局と実施国の生産性本部が連携して実施する。また、農業関連事業の場合には、APO事務局と実施国の生産性本部や関連省庁が連携して実施する。なお、必要経費については、通常、APOと実施国の機関が分担して支出している。

3. 最近の活動内容

(1) プロジェクトの傾向

2016年に実施された事業のテーマは、生産性本部強化、中小企業強化、イノベーションによる生産性向上、緑の生産性（生産性向上と環境保全の高次な両立）など多岐にわたる。近年はAPOのウェブサイトや他機関の遠隔教育・ビデオ会議設備を利用したeラーニング・コースも実施しており、多くの参加者が効率的に学習している。

(2) 主要な事業

生産性向上に資する人材育成研修・eラーニング、生産性向上関連ワークショップ・調査・視察等。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、APOの設立提唱国であり、設立以来の最大拠出国である。事務局は東京に所在し、第10歴代までの事務局長は全員日本から選出された（第11代の現事務局長はタイ出身）。また、生産性運動の先進国として、公益財団法人日本生産性本部が中心となって、日本で考案され、あるいは発展した生産性向上手法の加盟国・地域への普及に努めている。

● 邦人職員

APOの職員数47名（うち専門職以上は21名）のうち、

邦人職員は33名（うち専門職以上は7名）（2017年11月末時点）である。

● 日本の財政負担

日本はAPOに対する最大の資金拠出国。2016年度実績は、分担金（ホスト国義務的負担金を含む）約613万ドル、外務省任意拠出金は約2,800万円。

● 主要分担国一覧（暦年ベース）

加盟国分担金の総額は、2016年、2017年ともに1,198.6万ドルとなっている。

（単位：千ドル、%）

順位	2016年			2017年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	日本	5,913	49.3	日本	5,466	45.70
2	インド	1,683	14.0	インド	1,762	14.73
3	韓国	1,107	9.2	韓国	1,190	9.95
4	インドネシア	688	5.7	インドネシア	795	6.64
5	台湾	475	4.0	台湾	489	4.09
6	イラン	458	3.8	イラン	496	4.15
7	タイ	336	2.8	タイ	352	2.94
8	フィリピン	261	2.2	フィリピン	279	2.33
9	マレーシア	258	2.2	マレーシア	271	2.26
10	シンガポール	236	2.0	シンガポール	259	2.16
	合計	11,986	100	合計	11,986	100

（注）

- ・合計はその他の国を含む。
- ・日本の分担額は、ホスト国義務的負担金を除く。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・アジア生産性機構（APO）：<http://www.apo-tokyo.org>

⑨ 国際家族計画連盟 (IPPF : International Planned Parenthood Federation)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1952年に、インドのボンベイ（現在のムンバイ）にて設立。本部は英国のロンドンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

IPPFは、1952年に米国のマーガレット・サンガー氏、インドのラマ・ラウ氏、日本の加藤シヅエ氏他の提唱により国際NGOとして設立。人種、宗教、政治体制等の

相違を乗り越えて家族計画を含む性と生殖に関する健康（セクシャルアンドリプロダクティブ・ヘルス）サービスを普及し、病気や望まない妊娠、暴力および差別から解放された性生活をすべての人が享受するための権利を守るために活動している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IPPFはロンドンの事務局（本部）、6つの地域事務所

(アフリカ〈ナイロビ〉、中東〈チュニス〉、東・東南アジア・大洋州〈バンコク〉、欧州〈ブリュッセル〉、南アジア〈バンコク〉、西半球〈ニューヨーク〉) および170か国142の加盟協会(現地NGO)により構成されている。特に公的サービスが届きにくい貧困層や社会的弱者に対して、草の根レベルでの家族計画、母子保健、女性の健康とエンパワーメントに関連するサービス・情報の提供のほか、資金および避妊具・薬品の提供や、人口・家族計画情報の収集、啓発活動、政策提言活動などを行っている。事業実施においては、世界銀行、UNFPA、WHO、UNICEF、UNAIDSなどと協働している。2012年11月に開催された創立60周年記念会合にて、性と生殖に関する健康および権利の確保・推進のための10の目標から成る「Vision 2020」を発表した。2016年より中期計画「戦略枠組2016-2022」を導入した。その効果の実施を図るために大幅な組織改編を行い、2016年9月に新体制での運営を開始した。

● 審査・決定プロセス

IPPF本部は、収入見込みと活動計画をもとに全体予算を立て、加盟協会の予算と事務局(本部および地域事務局)予算を振り分ける。加盟協会はIPPF全体の活動目標をもとに事業を計画し、予算案を地域事務局に提出する。各地域事務局は、現地における満たされていないニーズや、加盟協会の事業実施能力等から実施可能性を検討し、加盟協会ごとの予算案を決定。地域事務局の活動に係る予算を含め、地域全体予算を本部に提出する。

本部では、活動目標をもとに事業部ごとに事業計画・予算案を作成し、加盟協会および地域事務局の同案も勘案しつつ事務局全体の事業計画・予算案を作成。その後、IPPF全体の事業計画・予算案を監査委員会に提出し、同委員会における審議ののち、理事会に最終承認を申請する。

● 実施の仕組み

世界各国・地域の加盟協会が事業を実施。加盟協会の提出した予算案が承認された後は、活動目標の変化がなければ、その後の活動に伴う予算の変更は柔軟に対応可能としている。事務局(本部)は各加盟協会の事業実施担当と緊密な連絡を取り、加盟協会の直面する課題等を把握している。

3. 最近の活動内容

2015年および2016年のIPPFの支出額は、それぞれ約1億3,184万ドル、約1億2,385万ドルで、そのうち各地域

における活動のための加盟協会等への割り当ては、それぞれ約7,233万ドル、約6,832万ドルであった。

● 2016年地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地域	金額	構成比
アフリカ	22.3	32.7
アラブ諸国	4.6	6.7
東・東南アジア、大洋州	5.9	8.6
欧州	4.2	6.1
南アジア	9.9	14.5
西半球	21.5	31.4
合計	68.3	100

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IPPFは年に1回ドナー会合を開催しており、日本は主要ドナーとして同会合へ積極的に参加し意見を表明することでIPPFの意思決定に影響を与えている。2013年には、特にアフリカでの自発的な家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス分野における外務省とIPPFとの長期的かつ安定した協力のための強固な基礎を築くものとして、「戦略的パートナーシップに関する覚書」の署名が行われた。

● 邦人職員

2017年5月現在、IPPF本部の職員82名のうち、邦人職員は2名。

● 日本の財政負担

日本は1969年以来拠出しており、主要ドナー国の一つである。2016年(暦年ベース)の拠出額は、約780万ドル。そのうち、用途を特定しないコア拠出額は約710万ドルとなっている。

● 主要拠出国（コア予算／暦年ベース）

(単位:百万ドル、%)

順位	2015年			2016年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	15.7	24.6	スウェーデン	13.6	20.6
2	英国	13.3	20.7	英国	11.8	17.9
3	日本	7.8	12.1	デンマーク	7.3	11.1
4	ドイツ	6.7	10.4	日本	7.1	10.8
5	デンマーク	5.7	8.9	ドイツ	6.7	10.1
6	ノルウェー	4.9	7.7	オーストラリア	6.1	9.2
7	オーストラリア	3.9	6.1	オランダ	4.0	6.1
8	スイス	2.1	3.3	ノルウェー	3.5	5.4
9	ニュージーランド	1.8	2.9	スイス	2.0	3.0
10	フィンランド	1.7	2.7	フィンランド	1.9	2.8
	合計	64.0	100	合計	66.0	100

(注)

・合計は、その他の拠出国・機関等を含み、コア拠出の合計額。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

国際家族計画連盟 (IPPF) : <http://www.ippf.org/>

⑩ Gaviワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

Gaviワクチンアライアンス（以下Gavi）は、2000年のダボス世界経済フォーラムにおいて設立された。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

Gaviは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国や被支援国政府、WHO、UNICEF、世界銀行、ゲイツ財団、市民社会、ワクチン産業界、研究機関等が参加している。設立からの16年間で約6億4,000万人の子どもたちに予防接種を行い、約900万人の子どもたちの命を救ってきた。旧称は、GAVIアライアンス（ワクチンと予防接種のための世界同盟、the Global Alliance for Vaccines and Immunisation）（2014年8月から現名称に改正）。

2. 事業の仕組み

● 概要

2016年からは新たに以下を目標とし、活動している（2016－2020戦略目標）。

- ① 平等なワクチンの導入・普及と接種率の上昇の加速化
- ② 保健システム強化にあたり、その一部としての予防

接種の効率性と有効性の向上

- ③ 各国の予防接種プログラムの持続可能性の改善

- ④ ワクチンおよび他の予防接種関連品の市場形成

また、ドナーからの資金調達手段である拠出金に加えて、ワクチン債（IFFIm発行）やワクチン事前買取制度（AMC）等の革新的資金調達手段を通じて長期に予測可能な資金源を確保する取組を行っている。

● 審査・決定プロセス

Gaviは現在、1人当たりの国民総所得（GNI）が1,580ドル以下の国々を支援の対象としている。被支援国が自国における予防接種関連ニーズを特定し、プログラム実施のための申請を行う。Gavi事務局では、独立審査委員会が各国からの申請書を審査し、事務局長が承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNICEFによって調達されたワクチンが被支援国へ送付され、現地ではWHOやUNICEFの協力の下、被支援国のオーナーシップを重視しながら事業を実施。その国のオーナーシップを高め、予防接種プログラムの持続可能性向上の観点から、Gaviは被支援国政府自身がワクチン支援プログラムの費用の一部を負担する共同出資ルールという原則を採用しており、被支援国も一部費用を負担している。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年および2016年のGaviの事業規模は、それぞれ約16億849万ドル、約16億2,209万ドルとなっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会は、WHO、UNICEF、世界銀行、ゲイツ財団、ドナー・被支援国政府（各5議席）、製薬会社（先進国および途上国）、研究機関、市民社会、Gaviに属さない個人の9議席およびGavi事務局長の合計28議席で構成される。現在、日本はドナー議席（選挙区）の一つに所属しており、同じ議席のメンバーは、オーストラリア、韓国および米国。選挙区の代表がメンバーの意見を吸い上げて理事会で議論する。日本は代表を通じ、意思決定に参画している。

● 邦人職員

職員総数は233名。そのうち邦人職員数は1名（2017年6月現在）。

● 日本の財政負担

日本は2011年からGaviへの拠出を開始し、2016年（暦

年ベース）は、1,870万ドルを拠出した。

● 主要拠出国・機関一覧（暦年ベース）

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年			2016年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	英国	500	35.8	英国	305	20.8
2	ゲイツ財団	246	17.6	ゲイツ財団	280	20.4
3	米国	200	14.3	米国	235	16.0
4	ノルウェー	158	11.3	ノルウェー	140	10.6
5	ドイツ	63	4.5	フランス	135	9.2
6	イタリア	53	3.8	ドイツ	115	7.8
7	スウェーデン	41	3.0	カナダ	77	5.3
8	オランダ	34	2.4	オランダ	38	2.6
9	EC	22	1.6	オーストラリア	38	2.6
10	日本	17	1.2	スウェーデン	36	2.5
	合計	1,398	100	合計	1,469	100

（注）

・合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ Gaviワクチンアライアンス

<http://www.gavi.org/>